

# ウトナイ湖・勇払原野保全構想報告書



原始河川保全エリア



水鳥の採食環境  
保全エリア



原野景観  
保全エリア



野鳥保護資料集第19集

# ウトナイ湖・勇払原野保全構想報告書



## 勇払原野保全の核となる3つのエリア



美々川

ウトナイ湖



### 1. 原始河川保全エリア（美々川・ウトナイ湖）



弁天沼

弁天沼と周辺草地



### 2. 原野景観保全エリア（弁天沼と周辺草地・静川）



厚真町の水田地帯

鶴川町の水田地帯



### 3. 水鳥の採餌環境保全エリア（厚真・鶴川および植苗・早来地区）

## 勇払原野に生息する希少鳥類



種名：シマアオジ  
環境省 RDB 準絶滅危惧。北海道全域で生息域や個体数が減少している



種名：チュウヒ  
環境省 RDB 絶滅危惧Ⅱ類。勇払原野は日本の重要な繁殖地のひとつ



種名：サンカノゴイ  
環境省 RDB 絶滅危惧ⅠB類。繁殖の可能性が高い。



種名：アカモズ  
環境省 RDB 絶滅危惧ⅠB類。近年個体数が全国的に激減している。



種名：タンチョウ  
環境省 RDB 絶滅危惧Ⅱ類。将来繁殖する可能性がある。

## 勇払原野に生息する希少鳥類



種名：オオワシ  
環境省RDB絶滅危惧Ⅱ類。越冬地として利用する。



種名：オジロワシ  
環境省RDB絶滅危惧ⅠB類。越冬地の他、1つがい繁殖の可能性。



種名：オオジシギ  
環境省 RDB 準絶滅危惧。弁天沼は日本有数の渡りの中継地。



種名：マガン  
環境省 RDB 準絶滅危惧。勇払原野は日本有数の渡りの中継地。



種名：ヒシクイ  
環境省RDB絶滅危惧Ⅱ類。勇払原野は日本有数の渡りの中継地。



## 目次

はじめに .....	1
1. 概要 .....	2
2. 背景 .....	4
1) 勇払原野の自然と歴史 .....	4
3. 鳥類調査概要 .....	11
1) 鳥類相調査 .....	17
2) 希少種の調査 .....	23
(1) シマアオジ .....	24
(2) チュウヒ .....	28
(3) サンカノゴイ .....	31
(4) その他の希少鳥類等 .....	31
3) ラムサール登録基準に関連する鳥類 .....	35
(1) オオジシギの繁殖状況及び集結状況 .....	35
(2) ガン類の渡来及び利用状況 .....	38
4. 保全について .....	41
1) 鳥類調査結果からみた勇払原野の保全イメージ .....	41
2) 重要地域ごとの保全の考え方 .....	45
3) 保全上の課題 .....	50
参考文献 .....	53
添付資料 .....	55
2. 苫小牧東部開発地域の土地利用図など .....	62
3. 勇払原野周辺の IBA 基準生息地 .....	64
4. 勇払原野及び周辺地域の自然環境保全関連等指定地域 .....	65
5. 自然環境保全等に係る法令 .....	74



北海道苫小牧市にあるウトナイ湖は、野鳥の聖域をつくろうという私たちの運動の成果として、わが国で初めてのサンクチュアリを設置した、私たち、そして日本の野鳥たちにとってかけがえのない場所です。ここは、1991年に国際的に重要な価値をもつ湿地であるとして日本政府によりラムサール条約の重要湿地にも登録され、また国際的な基準による重要野鳥生息地(IBA)にも選定されています。ウトナイ湖に注ぐ美々川は湿原を蛇行する原始の姿を留めており、またウトナイ湖と太平洋との間に広がる原野は、開拓や工業基地計画等の変遷を経つつも、現状では豊かな自然環境を有するこれまた重要な野鳥の生息地となっています。

しかし残念ながら、ウトナイ湖のまわりでは土地利用に伴って周辺湿地との分断が進行しつつあり、また原野の部分も、最近の工業基地計画の変更にも関わらず、開発予定地であることはそのままです。

そこで私たちは、このすばらしい環境を後世に残すために、この地域を勇払原野という一体の環境としてとらえ、わが国におけるIBA(重要野鳥生息地)保全のモデルケースとして、広域にわたる保全を実現させることを意図して、2000年度から様々な調査と検討を行ってきました。この報告書は、その成果として、ウトナイ湖と勇払原野の広域的な保全構想についてまとめたものです。

この報告書をまとめるにあたっては、多くの方からのご協力とご示唆をいただきました。改めて感謝を申し上げます。この報告書が、勇払原野における今後の産業活動と自然環境の共存、地域の発展のために役に立つことを願ってやみません。

財団法人日本野鳥の会 会長 柳生博

## 1. 概要

勇払原野は北海道三大原野（注1）のひとつとして、釧路湿原、サロベツ原野と並び数えられている。約3万6千haの原野を構成する湿原の面積は過去50年で著しく減少しているものの、残された自然環境は、ラムサール条約湿地であるウトナイ湖を含み、水鳥、草原性鳥類、絶滅のおそれのある鳥類の生息地として重要な役割を果たしている。（財）日本野鳥の会は、このすぐれた鳥類の生息環境を将来にわたって維持していくために、2000年度から当該地域において鳥類調査を実施して、その生息状況から生息環境としての特徴を把握し、社会環境を考察して保全構想をまとめた。

### ●勇払原野の歴史と現状

勇払原野は台地、砂丘、湿原、湖沼と複雑な環境を持ち、先住のアイヌ民族により川を利用した太平洋側と日本海側を結ぶ交通の要衝として、またサケやシカ等の資源に恵まれた土地として自然と共存した文化があった。勇払原野の開拓は江戸時代後期からで、農業開拓は湿地と霧、火山灰土に阻まれあまり進展しなかった。その後1960年代からの高度成長期に、第三次全国総合開発計画の一環として苫小牧東部開発計画がスタートした。しかしその後の社会情勢の変化により、当初計画の約1万700haの土地の多くが未利用地域として残され、また農地として開拓された場所が放置され原野化し、結果として鳥類の良好な生息地となっている。

### ●鳥類調査の結果

（財）日本野鳥の会が2000年～2003年に調査を行った結果、センサス等の鳥類相調査から、勇払原野で記録された野鳥は276種で、国内で記録されている野鳥の約半数を占め、釧路湿原やサロベツ原野で行われた類似の調査よりも種類数が多く、環境も多様性に富んでいることが示唆された。併せて釧路湿原と同様に、森林と湿原を併せた環境を持つことが特徴であることが明らかになった。

苫小牧東部開発地域にかかるエリアで行った重点的な調査では、この地区がウトナイ湖に匹敵する希少な野生鳥獣の生息域であり、かつての勇払原野の面影を残す景観的にも優れた、豊かな自然環境であることを確認した。希少種を対象とした調査では、15種類以上の希少種が確認された。このうちシマアオジ、チュウヒ、サンカノゴイ、オオジシギ、ガン類については詳細な調査を行い、苫小牧東部開発地区がシマアオジとチュウヒにとって重要な繁殖地であること、ガン類やオオジシギについてはラムサール条約湿地の基準となる生息数を満たしていること、オオジシギの生息個体数は国際的な水鳥保護ネットワークの参加基準を満たしていることが明らかになった。

### ●勇払原野の保全構想

勇払原野の今後の保全を考えるにあたり、鳥類調査の結果を総合して検討した結果、ヨシ原、湿地林等の低湿地を中核とした環境に希少種を含む鳥類が分布しており、こうした低湿地を中心とした保全が必要であることが明らかになった。そこで、勇払原野の特性を保つ特に重要な3つのコアエリア（美々川・ウトナイ湖、静川・弁天沼及び周辺草地、厚真・鷗川及び植苗・早来地区）の環境を維持することを軸として、原野環境を広域的に保全・再生していくことを

提唱した。

勇払原野の法令等による指定は断片的で、生息地の分断化も進んでおり、このままでは開発の進展により勇払原野の特性が失われてしまうおそれがある。水系全体の保全と生息地の連続性の再生をめざし、勇払原野全体の一体的な保全をはかるための保全計画立案が今後必要である。このため、様々な立場の利害関係者が参加して、生態学的な観点から保全計画を協議する場の設置を提案する。

注1 本報告書では「原野」を以下のように定義する。

自然草原(湿原、海岸草原)および二次草原を含む未利用地(伐採後放置された森林を含む)。

## 2. 背景

---

### 1) 勇払原野の自然と歴史

#### (1) 地史的な歴史

北海道の中央部、石狩湾から苫小牧にいたる低地は、石狩低地帯と呼ばれ、かつては広大な低湿地を形成していた。勇払原野はこの低湿地の南部が、太平洋に向かって開けた場所である。過去には多くの湖沼が存在した石狩低地帯も、土地利用の進展に伴い、農地や市街地に変貌している。現在、石狩低地帯に現存する最大の湖沼は勇払原野に存在するウトナイ湖であり、苫小牧東部開発の敷地内にある弁天沼がこれに次いでいる。ウトナイ湖に流入する美々川は、現在にいたるまでほとんど改修等の人手の入っていない原始河川である。これらは今では島のように孤立した存在になっているが、過去にはこれらを含む一帯が、勇払原野として存在していた。

勇払原野は釧路湿原、サロベツ原野と並ぶ北海道の三大原野の一つで、明治・大正時代には約8,000haと全国でも有数の広大な湿地面積を有する未開の土地であった(国土地理院 2000)。遠い地質時代から繰り返された海進と海退、支笏・樽前火山群の火山活動、そしてオホーツク海や太平洋からの風といった自然の営みにより、台地、砂丘、湿原、湖沼といった様々な地形要素により複雑な環境が形創られ、そこに多様な生物相が育まれていった。

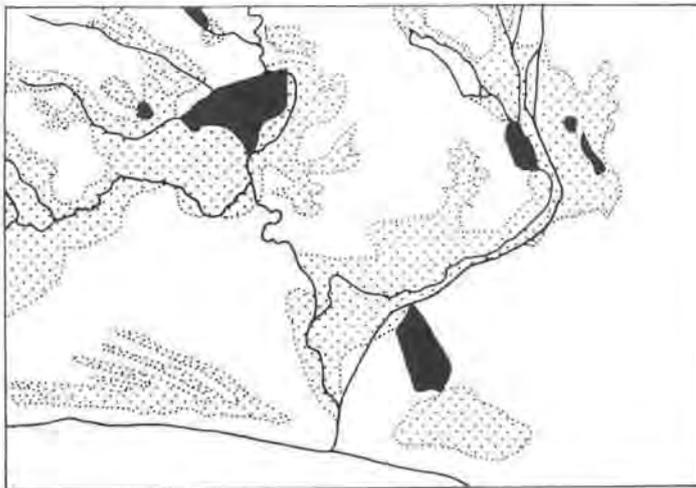
#### (2) 先史時代から開拓時代まで

勇払原野への人の居住の歴史は、古くは縄文、擦文時代の遺跡が知られ、先住民族のアイヌ文化へと続いている。アイヌ民族は川を利用した太平洋側と日本海側を結ぶ交通の要衝として、またシカやサケ・マス等の資源に恵まれた土地として、勇払原野の自然と共存しつつ先史文化を築いていた(石城 2001)。

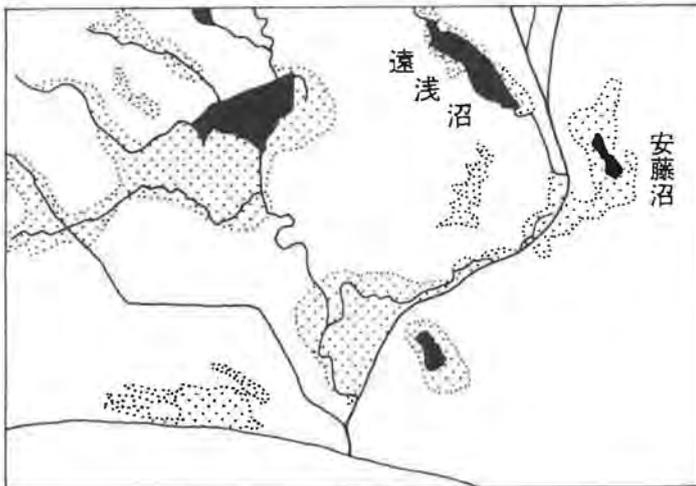
江戸時代後期の1800年より蝦夷地防備の一環として、和人による開拓が始まった。農業開拓を目指す者にとり、勇払原野は湿地と霧、火山灰土が大きな壁となり長く人の手を拒んできた。明治時代以降徐々に入植・開拓は進んだが、不毛の大地のイメージがつきまとった。

太平洋戦争後は、国策として建設省(現国土交通省)北海道開発局、北海道、苫小牧市により基盤整備が進められた。耕地化により湿地の面積は次第に減少し、1953年には4,897haとなっていた。しかしまだまとまった面積の湿地が連続的に分布していた(図1、図2)。

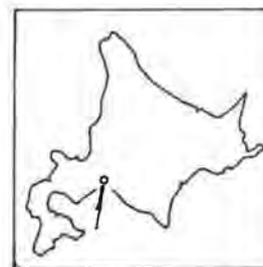
1953年



1967年



1985年



● 開水面    ● 湿原

図1 勇払地区一帯の近年の湿原地域の変遷 (矢部 1997 より転載)

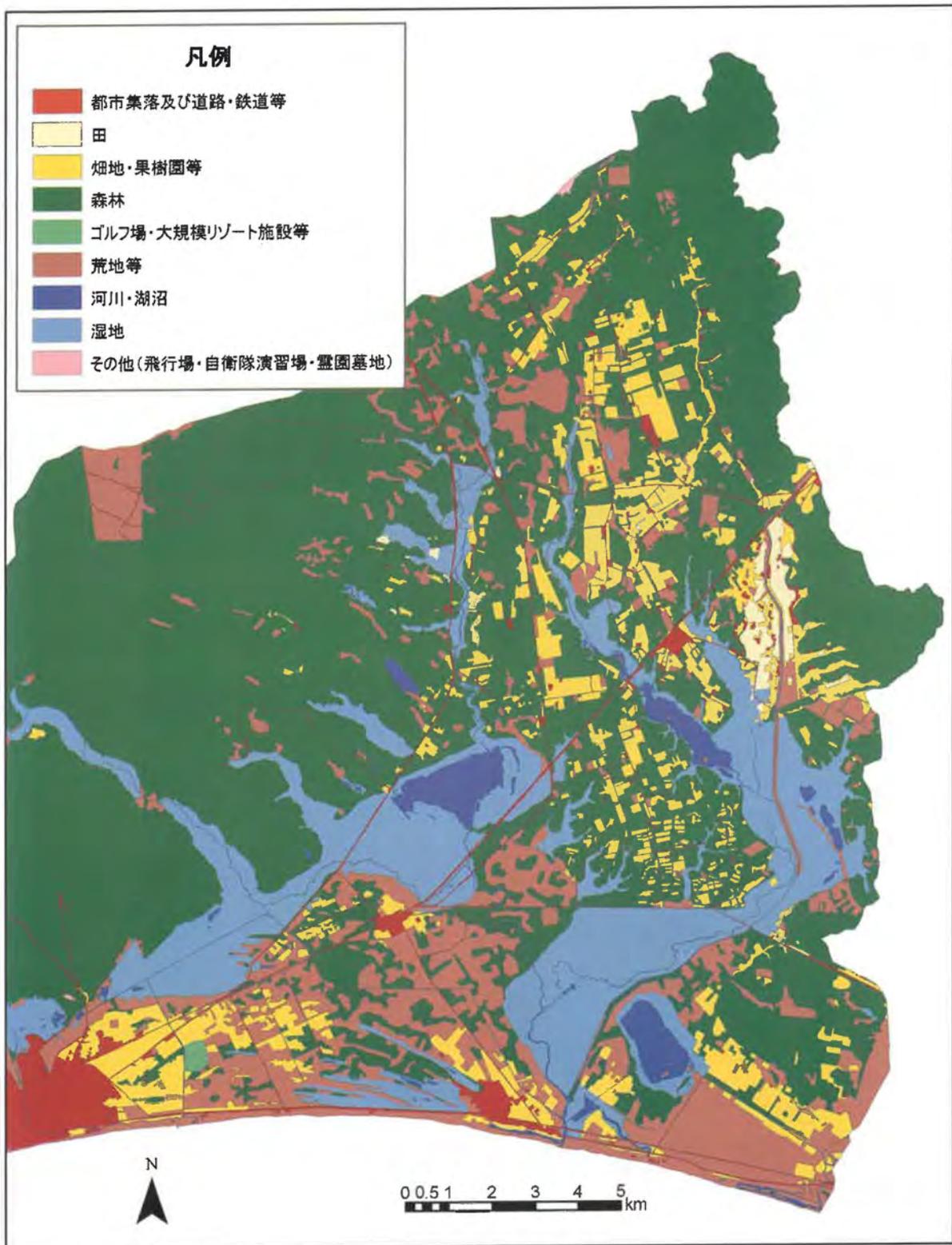


図2 1955年前後の土地利用状況  
 勇払平野 湖沼湿原調査報告書（国土地理院 2004）より一部転載

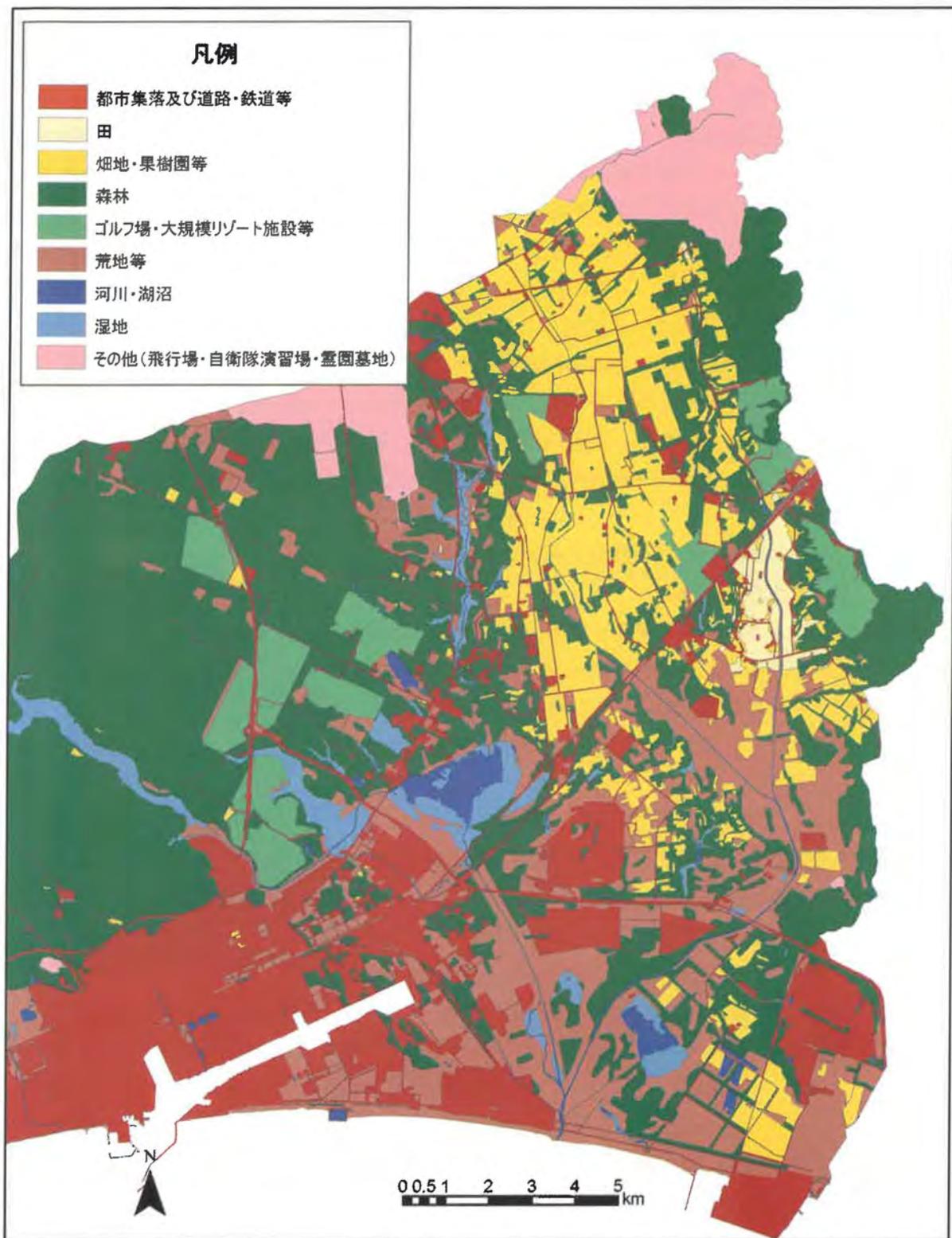


図3 1998年前後の土地利用  
 勇払平野 湖沼湿原調査報告書(国土地理院 2004)より一部転載

### (3) 工業開発

1960年代半ばの高度成長期に入り、第三次全国総合開発計画の一環として、札幌に近く太平洋に面した平地という立地条件に目をつけられ、大規模工業用地開発が計画され、1969年に苫小牧東部開発計画がスタートした。この計画(苫小牧東部大規模工業基地開発基本計画)は、勇払原野のうち、ウトナイ湖に隣接する約10,700haを対象として、工業基地を建設する計画だった。この開発のための用地買収により、計画地内の全ての農家は苦勞して築き上げてきた農地を手放した。一帯は、工業用地化に加え、北東部では安平川の河川改修により安藤沼や遠浅沼周辺の乾燥化が進み、草原や畑地になった。こうして1985年の湿地面積は1,033haとなり、1953年の約5分の1にまで減少した(矢部 1997)。

しかし、この大規模工業基地の開発計画は、70年代のオイルショックや全国的に高まった公害反対運動の影響、その後の円高の進展やバブルの崩壊などの産業構造の変化により、社会経済情勢が大きく変わったため、土地の分譲が進まず、事業の縮小を余儀なくされた。そのため事業対象地域には、多くの未利用地域が残された(図2、図3)。

#### 2) 現在の勇払原野における開発と保全の現状

##### (1) 苫小牧東部開発地域

10,700haに及ぶ苫小牧東部開発の対象地域で、2002年7月までに造成が終了した土地、および造成中の土地の面積は、合計で1,507haにすぎない。また農地として開拓された場所が放置されて、原野に近い環境が回復してきている地区もある。1995年には地域の特性を活かし、国際化、情報化等に対応した多機能複合型の開発を目指すとした「苫小牧東部開発新計画」が策定され、2020年代における地域全体の開発構想が示された。新計画の中でも「豊かな自然環境と共生した開発」が理念として掲げられている。また新計画の中では、今後10年間については、既に造成等が進んでいる臨空柏原地区と臨海東地区(重点地区)について一般分譲を進めるとされている。



なお、計画の中では、開発の基本方針のひとつとして、自然と共生するアメニティの創出が盛り込まれており、2003年3月に苫小牧東部開発連絡協議会は、臨港西地区について「湿原を中心としたアメニティー空間」、臨空東地区について「森林を中心としたアメニティー空間」との活用の方向性を示した(添付資料2、図A2参照)。

しかし現状では、以下のような問題点が懸念されている。

- ・ 現計画で設定されている骨格的な緑地は、外周部の緑地と、優れた自然環境を持つ弁天沼や柏原谷筋湿地が連続せず、孤立している。
- ・ 道路計画では、鳥類の良好な生息地が分断化される。
- ・ 港湾計画にある掘り込みが行われた場合、弁天地区において地下水位の低下やそれに伴う湿地の乾燥化が生じる。

- ・ 現在行われている農作物の試験栽培（畑作）が広範囲に行われた場合、湿地の乾燥化が生じ、鳥類の生息環境が悪化する。

## ■ウトナイ湖

ウトナイ湖周辺は、勇払原野の原生的自然環境を今に残す地域として、様々な保護対策がとられている。1981年、当会はウトナイ湖に苫小牧市などの協力によりウトナイ湖サンクチュアリを設置した。サンクチュアリとは直訳すると「聖域」。中世の教会では債務者等が逃げ込むとそれ以上の追及から逃れる場所という取り決めがあり、それが転じて野生動物の避難場所として保護区となった。欧米では古くから様々な形で設置されている。当会は鳥獣保護区の課題（①一部を除き土地の開発規制ができない ②常駐管理者がいないため、管理活用がほとんどされない）を解決するため、欧米の考えをもとに理想の鳥獣保護区としてのサンクチュアリを以下の4条件で定義した。①野生生物の生息地の確保 ②環境の保全（環境管理と調査の実施） ③環境教育の場としての活用 ④これらの活動実施のためのレンジャー（専門スタッフ）の常駐。

そして全国の候補地の中から日本初のサンクチュアリとして、渡り鳥の重要な中継地で豊かな生態系を持ちながら、苫小牧東部開発計画地に隣接し保全が危ぶまれていたウトナイ湖が選ばれた。そして全国からの1億円の募金をもとに同地にネイチャーセンターが建設された（財団法人日本野鳥の会 1981）。

ウトナイ湖は、1982年に「集団渡来地」として国設鳥獣保護区（国指定鳥獣保護区）に指定され、続いて1991年には、日本で4番目のラムサール条約湿地に登録された。また2002年、アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略の下で構築された東アジアガンカモ類重要生息地ネットワークにも参加した。ウトナイ湖は、このように野鳥の生息地、特に渡り鳥の渡来地として重要な場所であると国内外に認識されている、勇払原野の核心的な自然環境である。

一方でウトナイ湖・美々川周辺では、土砂採取、駐車場造成などのミニ開発により、残された原野の環境が蚕食されており、また新千歳空港滑走路延長計画等、生態系に影響を与えるおそれのある様々な土地利用計画が進みつつあり、緊急の対応が必要な状況となっている。

### （3）自然環境の評価と保全指定の現状

上述したように、勇払原野のウトナイ湖周辺は、勇払原野の原生的自然環境を今に残す地域として国指定鳥獣保護区に指定されており、またラムサール条約湿地に登録されている。

ウトナイ湖の流入河川である美々川では、自然再生事業が進められているほか、千歳川放水路計画のため一時棚上げ状態となっていた北海道自然環境保全地域指定へ向けた動きが再開されている。

苫小牧東部開発地域では、2000年に弁天沼が鳥獣保護法による鉛散弾規制区域に指定されているほか、つた森山林、苫東共和及び苫東柏原、計3ヶ所の銃猟禁止区域が設定されている。その他には法令による特定行為の規制を伴うような、自然環境の保全に関する指定はない。

これ以外の勇払原野及び周辺地域では、ウトナイ湖以外に北海道指定の鳥獣保護区7ヶ所、

同じく北海道が自然環境保全条例により指定する環境緑地保護地区等が3ヶ所、またウトナイ湖周辺部には苫小牧市指定の自然環境保全地区が4ヶ所存在している。

また、規制を伴うような法的指定ではないが、北海道が自然環境保全指針に基づいて抽出した「すぐれた自然地域」、「身近な自然地域」や、環境省が全国から選定した重要湿地500、同じく環境省の自然環境保全基礎調査で抽出された自然景観資源や特定植物群落として多くの指定がある。特に北海道が選定する「すぐれた自然地域」は、北海道自然環境保全指針で保全対策を図っていくべき地域として位置づけられており、勇払原野とその周辺地域では6ヶ所が指定されている（自然環境保全に関連する指定、また選定地域の詳細についてはP63～71 添付資料3の図表参照）。

IBA(Important Bird Area、重要野鳥生息地)はバードライフ・インターナショナル(注1)が進めている生息地保全プログラムである。RDB(レッドデータブック)が絶滅危惧種の保全を目的とする、現状把握と保護対策の立案を支援するプログラムであるのに対し、IBAは絶滅危惧種も含め、全ての鳥類が持続的に生存していくために必要な生息地の保全及び管理を目指すプログラムである。

当会は日本のバードライフ・パートナーとして日本のIBAサイト(以降IBA基準生息地)選定に携わっており、本調査に係る地域からはウトナイ湖及び勇払原野、厚真・鶴川水田について、水鳥の重要な生息地としてIBA基準生息地に選定されている(Birdlife International 2004)。

このように、現在の勇払原野は、そのすぐれた自然環境が評価されて、様々な法令等による指定を受けている。しかし、その指定や規制の地域は、部分的、分散的で、勇払原野を広く一体としてとらえたものはIBA以外には見当たらない。同時に、勇払原野の自然環境を一体的に保全していくための指定や計画は存在していない。

注1 バードライフ・インターナショナル:

世界およそ80ヶ国106ヶ国を代表する鳥類保護NGOの連合組織で、本部はイギリスのケンブリッジにある。RDBなどの国際的な鳥類保護プロジェクトは、各国のバードライフ・インターナショナル加盟NGOが協力して実施する。バードライフ・インターナショナルによる絶滅危惧種の評価は国際的な絶滅危惧鳥類の判定調査として高い評価と信頼を得ており、そのままIUCN(国際自然保護連合)のレッドリストに採用されている。

### 3. 鳥類調査概要

---

保全構想を検討するための対象地域はウトナイ湖を含む勇払原野とし、美々川流域となる千歳市の南部を含め、苫小牧市東部から厚真町南部、鷓川町南西部にかかる、標高約 20m 未満の地域に設定した（図 4）。

この中で、特に今後の環境保全対策を考える上で重要と考えられる苫小牧東部開発地域にかかるエリア（図 4, 図 5）およびその周辺地域において本会職員がまず基本的な鳥類相を把握するためのラインセンサス調査から開始し、その調査期間中に記録された希少鳥類を中心に、重要と思われる種の生息状況について追加的に調査を行なう、という方法で調査を進めた。調査は 2000 年から 2002 年までの期間に実施し、2003 年もさらに補完的データを収集するため、必要な調査を実施した。調査方法および調査地点等については表 1、図 6、図 7 にまとめた。今回の勇払原野における調査結果をラムサール条約登録湿地である釧路湿原、サロベツ原野とも比較した。さらに、勇払原野が開発を受けた場合、鳥類相などがどのように変化するか予想するため、北海道札幌市米里地区をモデルとし、勇払原野と比較をした。また、並行して対象地域での過去の記録を文献等からリストアップした。

表1 調査内容および方法

内容	調査項目	調査方法	調査時期	詳細
鳥類相	鳥類相	ラインセンサス	5月下旬	ラインセンサス可能な道路等を利用し、対象地域の代表的環境にルートを設置。
		文献調査	全期間	過去の記録（文献等）の洗い出し。
希少鳥類	シマアオジの生息状況	ラインセンサス	5月中旬	これまでに生息が確認されている地域（3地域）におけるラインセンサス調査。
		踏査	6月上旬	生息の可能性の高いと考えられる地域において、未知の生息地を把握するための踏査。
	チュウヒの繁殖状況	定点観察	6月上旬	チュウヒの繁殖の可能性が高いと考えられる地域における定点調査。
	サンカノゴイの生息状況	定点観察	5月中旬～6月上旬	生息の可能性が高いと思われる地点に定点を設置、周回調査を実施。テープで声を流し、反応を確認する方法も採用。
	その他	聞き取り 適宜記録	全期間	聞き取り、過去の記録（文献等）の洗い出し等。
ラムサール条約基準に係る鳥類	オオジシギの生息および利用状況	メッシュ調査	5月下旬	調査ルートに沿って自動車で移動し、各調査メッシュ（1km×1km）の中心にさしかかった時点で、一定時間内において個体数を記録。
		捕獲調査	7月下旬～8月	渡りの期間中、カスミ網を使用した捕獲調査を実施して個体数を把握。
	ガンカモ類の利用状況	メッシュ調査	4月中旬～5月初旬	春の渡りの時期、ガンカモ類（特にガン類）の個体数をメッシュ毎にカウント。

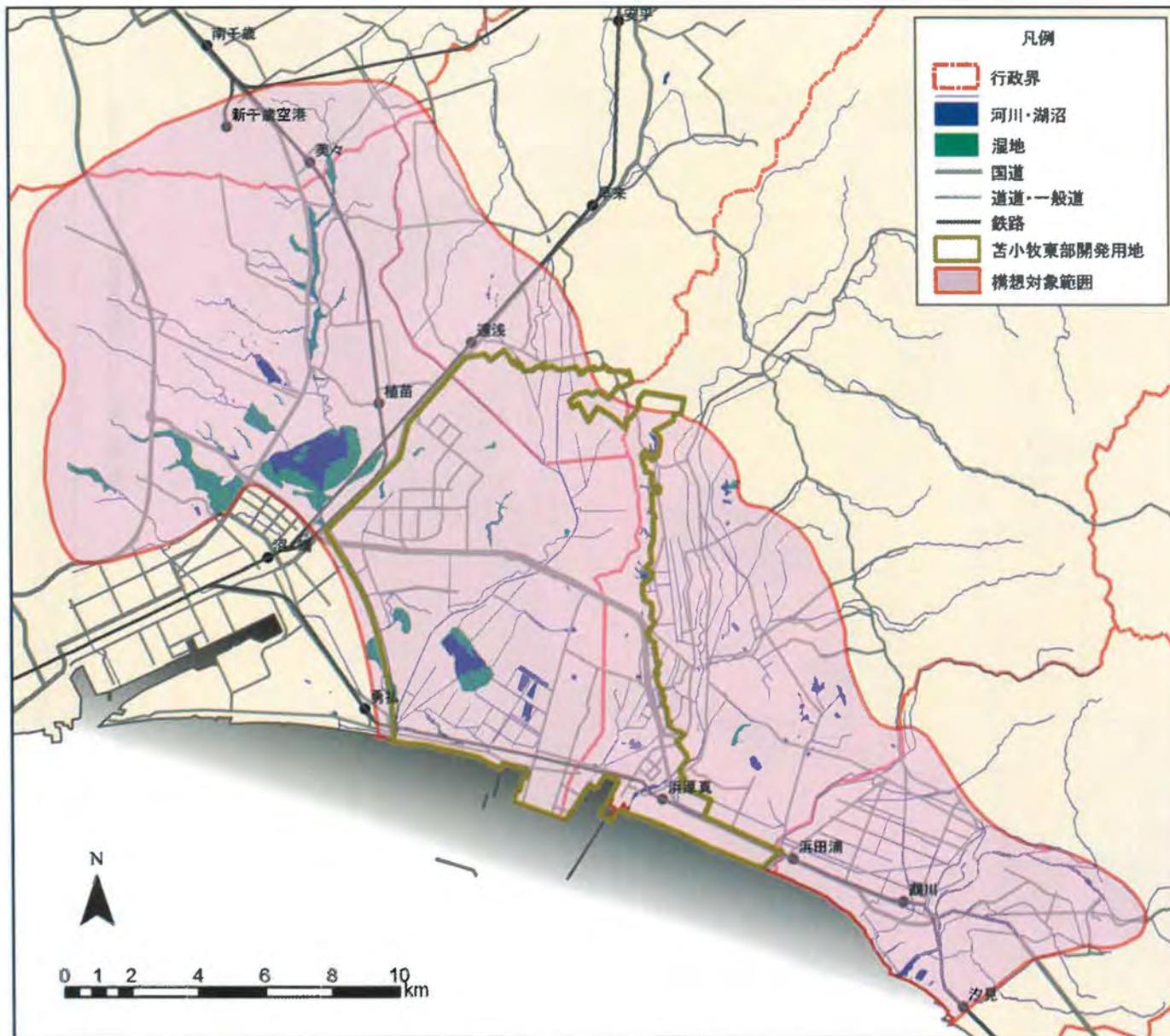


図4 保全構想の対象地域  
および苫小牧東部開発地域

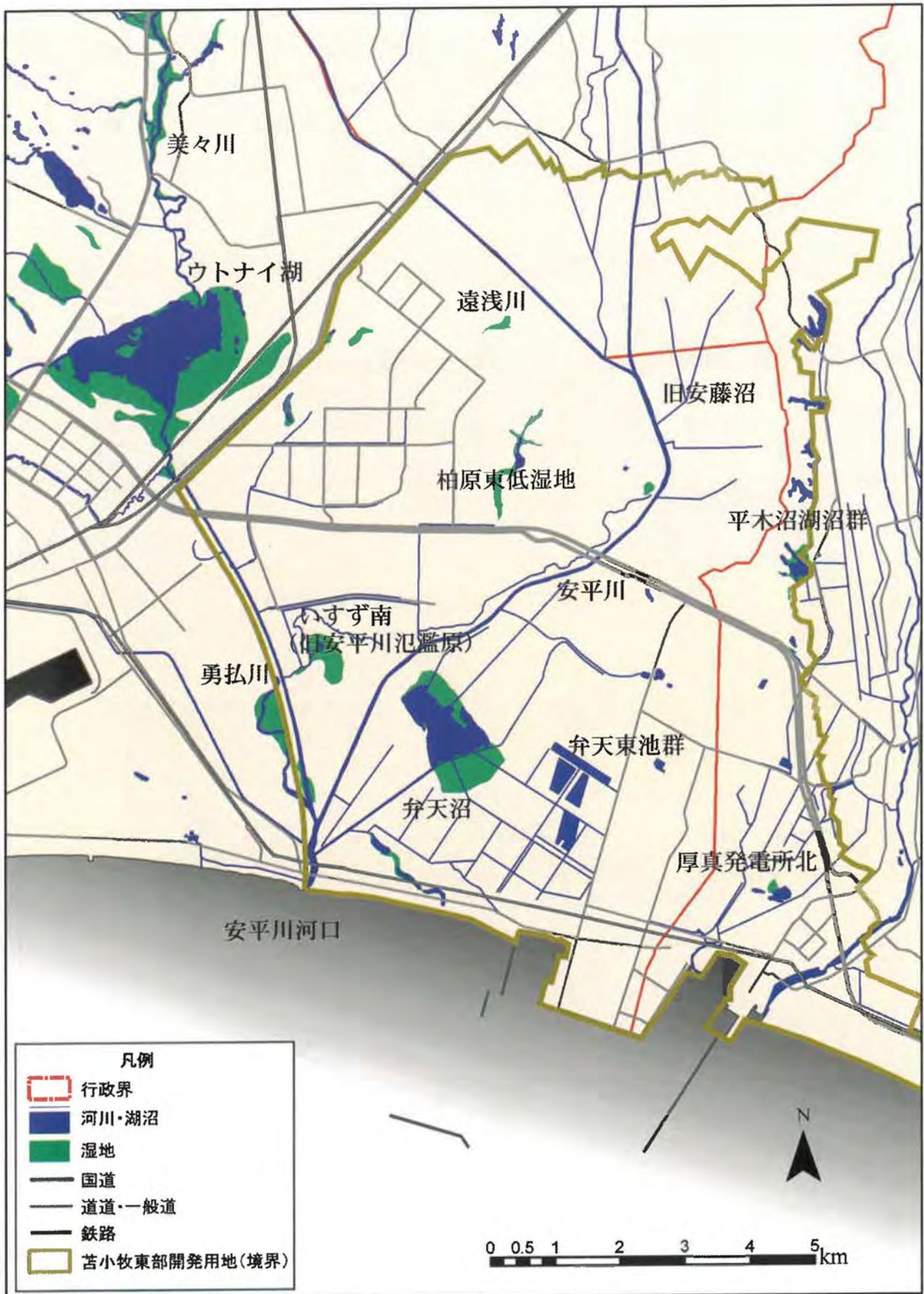


図5 重点的な調査の対象地域（苫小牧東部開発用地周辺）および主要な地名

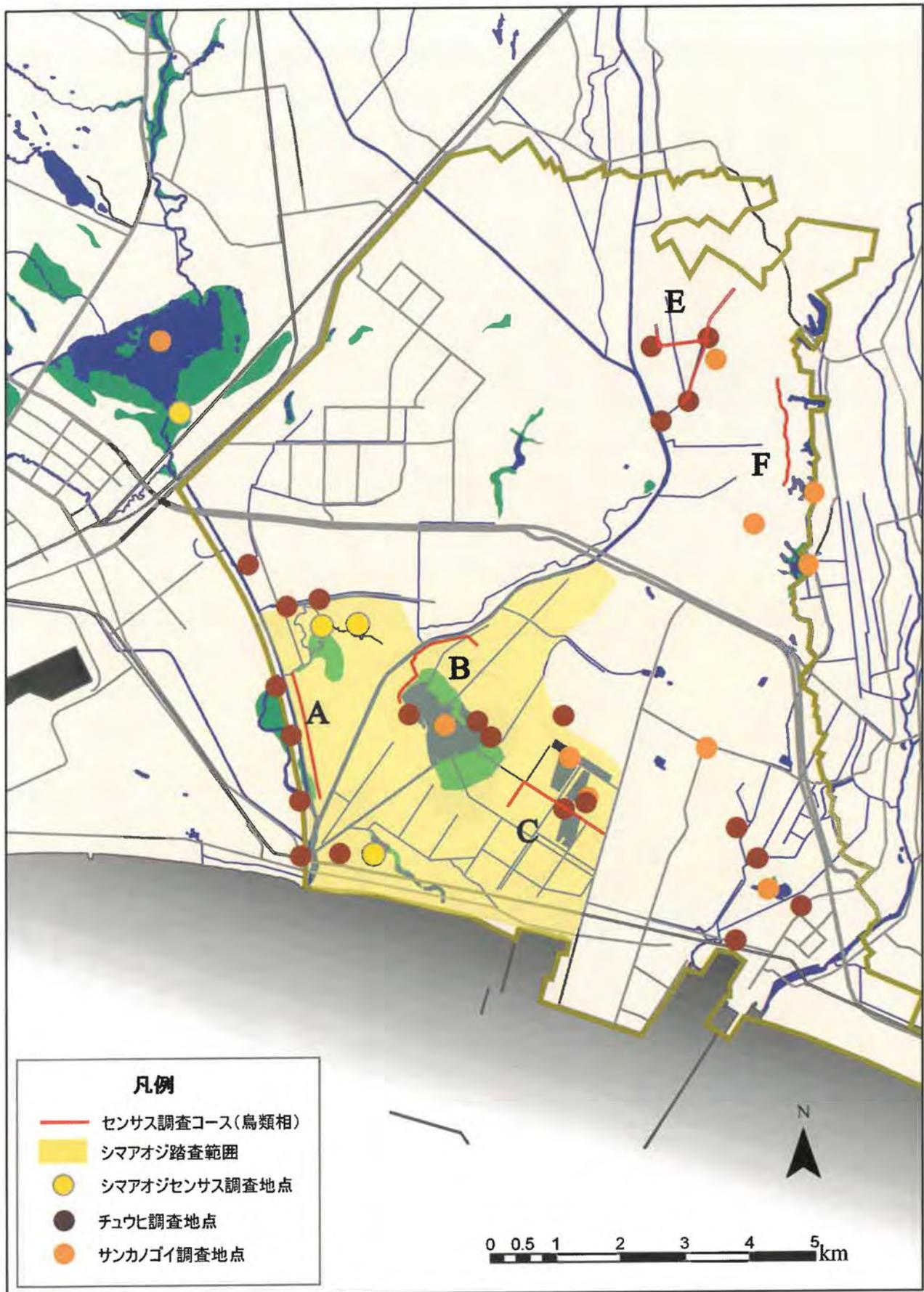


図6 調査地点および調査コース (アルファベットはセンサスコース名)

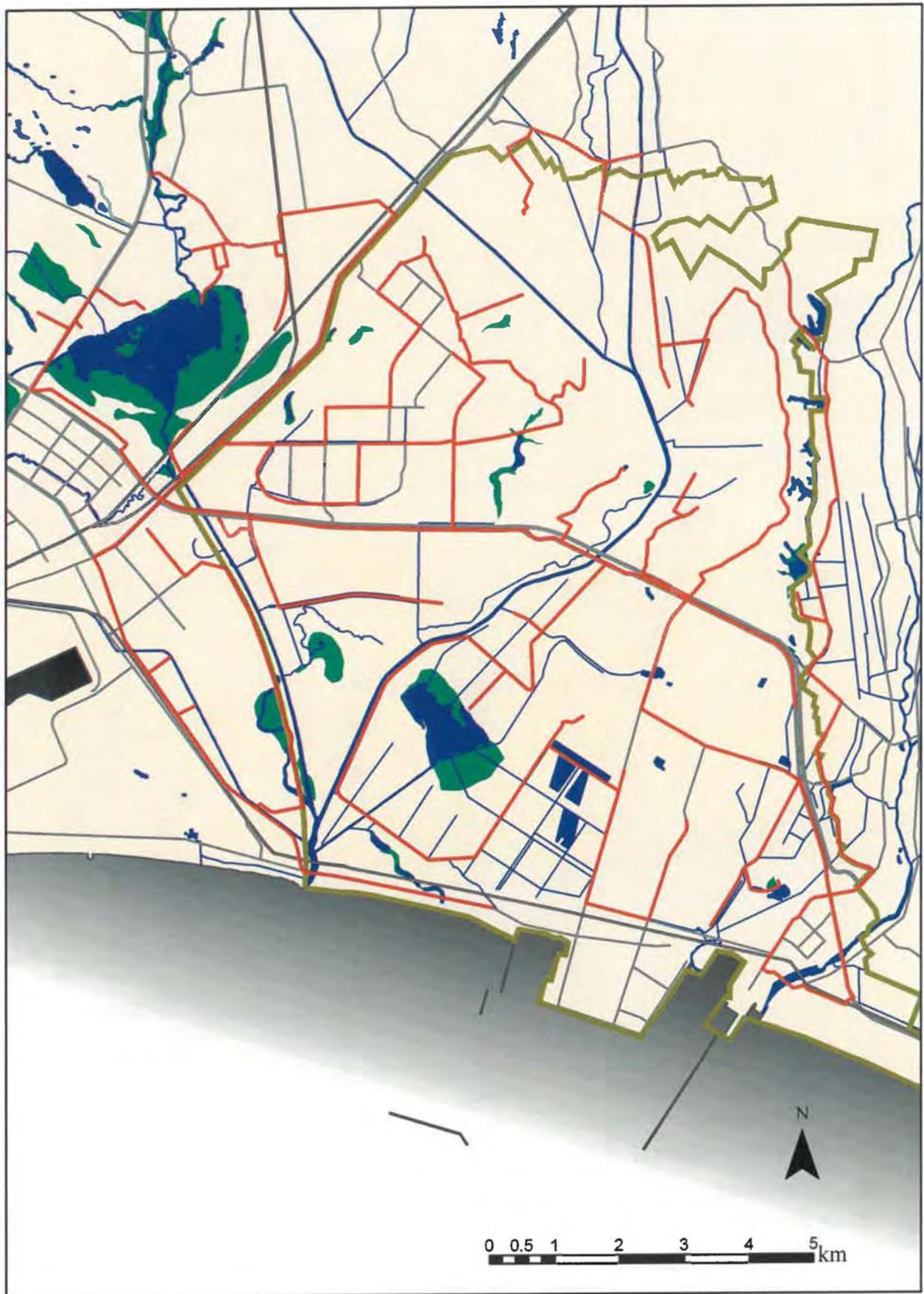


図7 オオジシギの調査ルート

## 1) 鳥類相調査

### (1) 現地調査の方法と結果

調査の時期は、鳥類が個体群を維持していくために重要であり、また環境との結びつきが強い、繁殖期である夏季に実施した。センサスコースは現在存在している自然環境の中から代表的な環境となるようコース選定を行い、全長 2km のセンサスコースを 5 箇所を設定した (図 6)。



表 2 コース周辺の環境の概要

コース名	環境の概要
A	勇払川左岸の堤防上に設置されたコース。アシ原やイネ科草本が優占する湿性草原と、ハンノキを主体とした湿地林など。一部に小灌木のある草原を含む。
B	安平川西岸から弁天沼西側を通るコース。前半は牧草地とハンノキ主体の河畔林、後半はホザキシモツケの優占する草原および背の低いスゲ主体の湿性草原。
C	弁天沼東部の牧草地および放棄地を抜けるコース。牧草地とその放棄地、防風林が主体。コース脇の水路がヨシ帯となっている。
E	旧安藤沼付近のコース。前半は灌木が混じり、湿潤な背の低い草原。後半は牧草地および防風林で、一部にヨシ原を含む。
F	平木沼湖沼群西側にある森林を抜けるコース。ミズナラの二次林が主体。

全コースを通じて記録された鳥類は計 50 種であった。コース別にみるとばらつきはあるが、A コースが種数、総個体数共に最も多く、森林を抜ける F コースで最も少なかった (表 3)。これは森林で種数が少ないことを示唆しているのではなく、F コースがコースを通じてほぼ同質の環境であったのに対し、他のコースではより多様な環境を含んでいたことによると考えられる (表 2)。

表 3 各コースの記録種数および個体数

コース名	A	B	C	E	F
種数	21.0	20.0	19.3	17.7	12.3
総個体数	89.3	54.0	66.3	42.0	28.7

各コース毎に優占する 10 種で比較すると (図 8)、草原環境が主体の A から C コースでは、いずれのコースでもコヨシキリの優占率が最も高かったが、A コースではマキノセンニュウ、シマセンニュウ、ノゴマが比較的多く、B コースではオオジュリンとエゾセンニュウ、ノビタキが特徴的であった。C コースではコヨシキリが出現個体数の約半分を占め、E コースではホオアカが多かった。

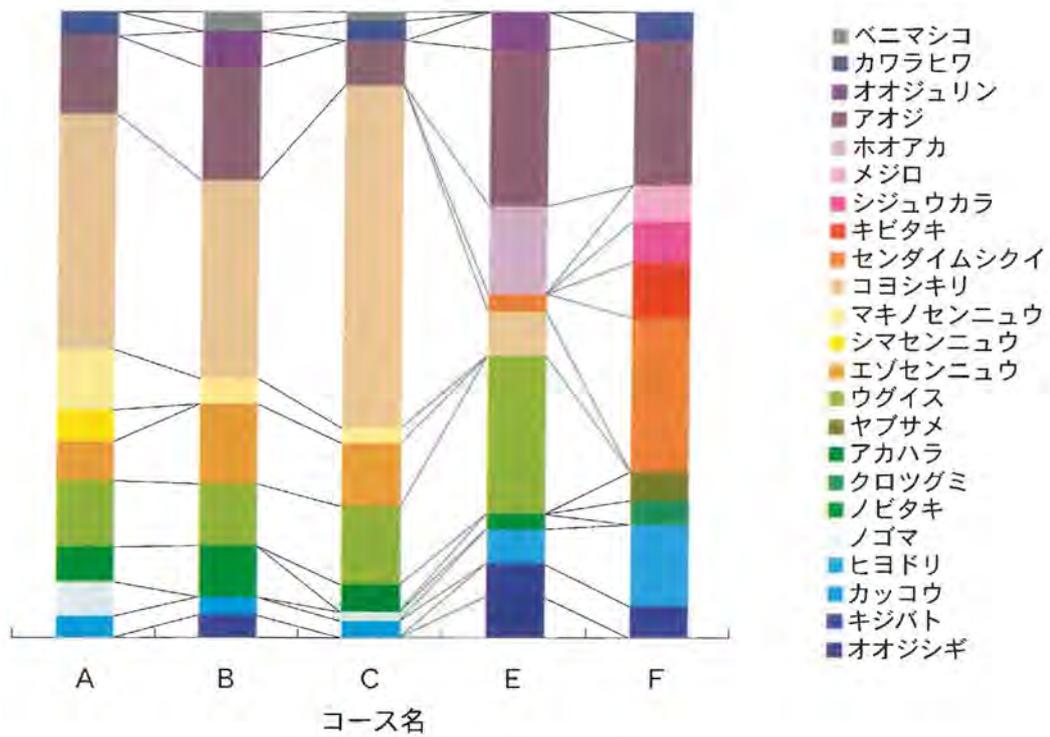


図8 各コースの優占10種と比率

また、各コース間の鳥類相の類似の度合いから群分析を行い、センサスコース間を見れば、ACB群とE群、F群に分かれた。F群は樹林内のルートであるが、草原を主体とするACBEが2群に分かれており、ACB群とE群は草原主体の環境ながら異なる鳥類相を有していることが示唆された。

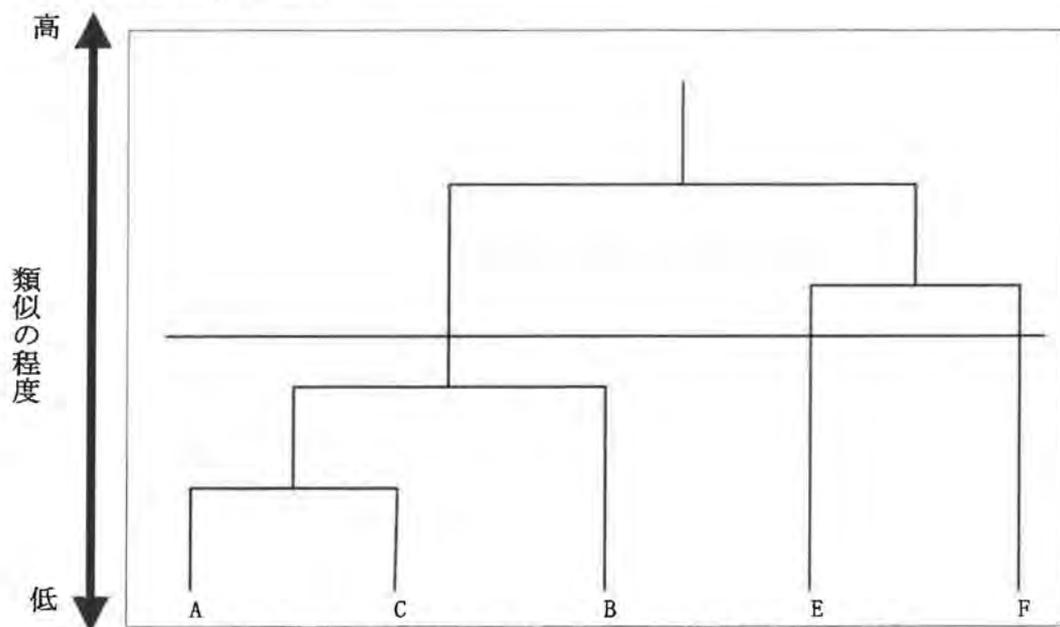


図9 鳥類相からみたセンサスコース間の類似の程度

## (2) 他の原野との比較

期間中の野外調査と文献から、勇払原野で記録された野鳥は276種類に上った(添付資料1参照)。これは日本で記録されている568種(日本鳥学会2000)の約半数(48.6%)を占める。水鳥をはじめ、森林性、草原性の鳥がまんべんなく記録されたことと併せ、勇払原野の環境の多様性を示す結果となった。また記録された野鳥のおよそ80%が渡り鳥である。長距離を移動する渡り鳥にとって、勇払原野は重要な中継地、繁殖地、越冬地となっている。

今回の鳥類相調査の結果から、勇払原野と釧路湿原(橋本正雄1986・1988・1998)、サロベツ原野(正富宏之・富士元寿彦1987)の3地域で鳥類相について比較した。鳥類の種数では勇払原野で50種、釧路湿原で45種、サロベツ原野で41種と、勇払原野がもっとも多かった(表4)。鳥類では一般に、調査地域に多様な環境が多く含まれるほど出現種数も多くなる。つまり、鳥の種数とその地域の環境の多様さをあらかず。鳥の種数でみると勇払原野は他の2地域と比べて、環境の多様性が同等あるいはより豊かであることが示唆された。

表4 4地域における出現鳥類

種名	学名	勇払	釧路	サロベツ	米里	生息環境 <sup>注1</sup>	注2
カイツブリ	<i>Podiceps ruficollis</i>	○				湿地	
オオヨシゴイ	<i>Ixobrychus eurhythmus</i>	○				湿地	
アオサギ	<i>Ardea cinerea</i>	○	○	○	○	湿地	
マガモ	<i>Anas platyrhynchos</i>	○	○		○	湿地	
カルガモ	<i>Anas poecilonrhyncha</i>	○				湿地	
ヨシガモ	<i>Anas falcata</i>		○			湿地	
キンクロハジロ	<i>Aythya fuligula</i>	○	○			湿地	
カワアイサ	<i>Mergus merganser</i>		○			湿地	
ミサゴ	<i>Pandion haliaetus</i>	○		○		湿地周辺	
トビ	<i>Milvus migrans</i>	○	○	○	○	その他	○
オジロワシ	<i>Haliaeetus albicilla</i>			○		湿地周辺	
オオタカ	<i>Accipiter gentilis</i>	○				森林周辺	
ハイタカ	<i>Accipiter nisus</i>				○	草原	
ノスリ	<i>Buteo buteo</i>	○				森林周辺	
チュウビ	<i>Circus spilonotus</i>	○	○	○		草原	
チゴハヤブサ	<i>Falco subbuteo</i>					森林周辺	○
タンチョウ	<i>Grus japonensis</i>		○			湿地	
コチドリ	<i>Charadrius dubius</i>			○		湿地	
ヤマシギ	<i>Scolopax rusticola</i>	○				森林	
イソシギ	<i>Tringa hypoleucos</i>			○		湿地	
オオジシギ	<i>Gallinago hardwickii</i>	○	○	○		草原	

種名	学名	勇払	釧路	サロベツ	米里	生息環境 <sup>注1</sup>	注2
オオセグロカモメ	<i>Larus schistisagus</i>			○		海域	
ウミネコ	<i>Larus crassirostris</i>			○		海域	
キジバト	<i>Streptopelia orientalis</i>	○	○	○	○	森林周辺	○
アオバト	<i>Treron sieboldii</i>	○	○			森林	
カッコウ	<i>Cuculus canorus</i>	○	○	○	○	森林周辺	
ツツドリ	<i>Cuculus saturatus</i>	○	○	○		森林	
ハリオアマツバメ	<i>Hirundapus caudacutus</i>		○	○		その他	
アマツバメ	<i>Apus pacificus</i>				○	その他	
カワセミ	<i>Alcedo atthis</i>				○	その他	
アリスイ	<i>Jynx torquilla</i>	○	○		○	森林周辺	
ヤマゲラ	<i>Picus canus</i>		○			森林	
アカゲラ	<i>Dendrocopos major</i>	○	○		○	森林	
コゲラ	<i>Dendrocopos kizuki</i>	○	○			森林	
ヒバリ	<i>Alauda alvensis</i>		○	○	○	草原	○
ショウドウツバメ	<i>Riparia riparia</i>	○		○		その他	
ツメナガセキレイ	<i>Motacilla flava</i>			○		草原	
ハクセキレイ	<i>Motacilla alba</i>		○	○	○	湿地周辺	
ピンズイ	<i>Anthus hodgsoni</i>	○		○		森林周辺	
ヒヨドリ	<i>Hypsipetes amaurotis</i>	○			○	森林周辺	○
モズ	<i>Lanius bucephalus</i>	○	○	○	○	草原	○
アカモズ	<i>Lanius cristatus</i>	○		○	○	草原	
ノゴマ	<i>Erithacus calliope</i>	○	○	○		草原	
ノビタキ	<i>Saxicola torquata</i>	○	○	○	○	草原	
クロツグミ	<i>Turdus cardis</i>	○				森林	
アカハラ	<i>Turdus chrysolaus</i>	○	○		○	森林	
ヤブサメ	<i>Cettia squameiceps</i>	○				森林	
ウグイス	<i>Cettia diphone</i>	○	○	○	○	森林周辺	
エゾセンニュウ	<i>Locustella fasciolata</i>	○	○	○	○	草原	
シマセンニュウ	<i>Locustella ochotensis</i>	○	○	○	○	草原	
マキノセンニュウ	<i>Locustella lanceolata</i>	○	○			草原	
コヨシキリ	<i>Acrocephalus bistrigicep</i>	○	○	○	○	草原	
オオヨシキリ	<i>Acrocephalus arundinaceus</i>		○		○	草原	
エゾムシクイ	<i>Phylloscopus tenellipes</i>		○			森林	
センダイムシクイ	<i>Phylloscopus coronatus</i>	○	○			森林	
キビタキ	<i>Ficedula narcissina</i>	○				森林	

種名	学名	勇払	釧路	サロベツ	米里	生息環境 <sup>#1</sup>	注 <sup>2</sup>
ハシブトガラ	<i>Parus palustris</i>	○	○	○		森林	
ヒガラ	<i>Parus ater</i>		○			森林	
シジュウカラ	<i>Parus major</i>	○	○	○	○	森林	
ゴジュウカラ	<i>Sitta europaea</i>		○			森林	
メジロ	<i>Zosterops japonicus</i>	○				森林周辺	
ホオアカ	<i>Emberiza fucata</i>	○		○	○	草原	
シマアオジ	<i>Emberiza aureola</i>		○	○		草原	
アオジ	<i>Emberiza spodocephala</i>	○	○	○	○	森林周辺	
オオジュリン	<i>Emberiza schoeniclus</i>	○	○	○	○	草原	
カワラヒワ	<i>Carduelis sinica</i>	○	○	○	○	草原	○
ベニマシコ	<i>Uragus sibiricus</i>	○	○	○		草原	
イカル	<i>Eophona personata</i>	○				森林	
シメ	<i>Coccothraustes coccothraustes</i>	○			○	森林	
ニュウナイスズメ	<i>Passer rutilans</i>		○	○	○	森林周辺	
スズメ	<i>Passer montanus</i>			○	○	人家周辺	○
コムクドリ	<i>Starling philippensis</i>	○	○	○	○	森林	○
ムクドリ	<i>Sturnus cineraceus</i>			○	○	森林周辺	○
ハシボソガラス	<i>Corvus corone</i>	○	○	○	○	その他	○
ハシブトガラス	<i>Corvus macrorhynchos</i>	○	○	○	○	その他	○
総種数		50	45	41	33		

注1 日本野鳥生態図鑑を参考に生息環境を区分した。

注2 北海道鳥類目録改訂第2版での生息区分が「農耕地・都市の鳥類」であるもの。

勇払原野、釧路湿原、サロベツ原野の3地域の特徴を詳しく知るために、表4から生息環境別に出現鳥類をまとめた(表5)。なお、ここでは湿地周辺と草原を草原にまとめ、海域、人家周辺、その他を除いた。3地域では鳥類相に違いはなく、3地域とも同様の環境多様性を有することが示された( $\chi^2 = 6.547, p = 0.3648$ )。3地域で多様性には大きな差は無かったが、特徴の違いを知るために残差を求めたところ、勇払原野(2.53)と釧路湿原(1.88)では森林、サロベツ原野(4.39)では草原に特徴的な鳥類相および環境を形成し、勇払原野は釧路湿原の鳥類相および環境と近いこと、草原を主体としながらも、森林を含む多様な環境を有していることが示された。

表5 3地域における生息環境別の出現鳥類の割合(%)

環境/地域	勇払原野	釧路湿原	サロベツ原野
湿地	13	14.6	9.7
草原	32.6	39	54.8
森林周辺	21.7	14.6	22.6
森林	32.6	31.7	12.9

### (3) 開発が進んだ原野との比較

勇払原野が開発を受けた場合、鳥類相などがどのように変化するか予想するため、北海道札幌市米里地区をモデルとし、勇払原野と比較をした。

米里地区は札幌市の中心から約8kmに位置する。もともと泥炭層の低湿地帯で、農耕地として不適であり、土地の利用が長らく原野状態にあった。石狩川は石狩平野を形成し、その中にある札幌は石狩川に注ぐ豊平川がはるか昔から氾濫をくり返してできた扇状地である。さらにその中で米里は、豊平川の河口部近くに位置し、米里付近の豊平川は大きく蛇行し、断面も狭小のうえ、流れが石狩川と逆になっていたため、かつては大きな低湿地帯であった。昭和7年に豊平川の直線化に着手し、昭和16年に通水し、豊平川の氾濫は相当軽減されたため、その後、水田開発などの土地利用がはじまった。現在は市街化調整区域だが、年を追うごとに土地利用が進み、草原は次第に資材置き場、工場、倉庫、産廃処分場などに転用されている。勇払原野が開発される場合は、この米里地区と同様に、工業用地として利用される。また、地誌的にも似ている。そこで、勇払原野が開発を受けた場合のモデルとして、同じ石狩低地帯にも属する米里地区を選定した。

米里地区に関しては、北海道野鳥愛護会が毎年6月に実施している探鳥会での観察結果のうち、2001年～2005年の5年間分をもちいた。米里ではアマツバメが1度だけ観察されたが、今回の比較からは除いた。

その結果、米里地区で確認された鳥の種数は33種類であり、勇払原野の50種と比べると少なかった。

次に、勇払原野と米里地区の鳥類相の特徴を詳しく知るために、表4から生息環境別に出現鳥類をまとめ(表6)、統計処理を行なった。なお、ここでは湿地周辺と草原を草原にまとめ、海域、その他を除いた。ただし、北海道鳥類目録改訂2版(藤巻裕蔵2000)での生息区分で、「農耕地・都市の鳥類」に該当する種は、生息環境を人家周辺として扱った。統計処理の結果、2地域とも同様の鳥類および環境の構成割合を有することが示された( $\chi^2 = 5.949, p = 0.2030$ )。

つまり、開発を受けた場合には、湿地と森林の鳥が人家周辺の鳥に置き換わるため、鳥類が各環境に占める割合はそれほど変わらないものの、人家を除く一つ一つの環境に生息する鳥の種数は減少しているため、多様性自体は低下していることを示している。

表 6. 勇払原野と米里地区における生息環境別の出現鳥類の割合 (%)

環境/地域	勇払原野	米里
湿地	12.2	6.3
草原	26.5	31.6
森林周辺	16.3	15.6
森林	28.6	12.5
人家周辺	16.3	34.4

## 2) 希少種の調査

勇払原野は比較的よく保全されている湿原環境を主体として多様な自然環境がまとまって残されていることから、こうした湿原やその周辺に生息する種を中心に多くの絶滅危惧種が観察されている。これまで環境省のレッドデータブック掲載種 22 種（うちヒシクイは 2 亜種を含む）、北海道レッドデータブック掲載種 34 種、また IUCN レッドリスト指定種では 5 種が記録されており、2000 年から開始した調査期間中には、計 15 種を記録した（表 7；全記録種のリストは P.54～59 に掲載）。

2000 年に開始した調査期間中に記録された種のうち、環境省のレッドデータブック掲載種、また勇払原野で繁殖している種を対象として、希少鳥類の調査を実施した。

表 7 勇払原野で記録のある希少鳥類

種名 <sup>(注)</sup>	学名	調査期間中の 記録種	環境省 RDB	北海道 RDB	IUCN RDB
カムリカツアリ	<i>Podiceps cristatus</i>			VU	
サンカゴイ	<i>Botaurus stellaris</i>	○	EN	EN	
オオヨシゴイ	<i>Ixobrychus eurhythmus</i>	○	EN	NT	
コウノトリ	<i>Ciconia boyciana</i>	○	CR	EN	EN
マガン	<i>Anser albifrons</i>	○	NT	NT	
ヒシクイ	<i>Anser fabalis (serrirostris)</i>	○	VU	NT	
(オオヒシクイ)	<i>Anser fabalis middendorffi</i>	○	NT		
コハクチョウ	<i>Cygnus columbianus</i>			NT	
オンドリ	<i>Aix galericulata</i>			NT	
シロガモ	<i>Histrionicus histrionicus</i>			NT	
ミコアイサ	<i>Mergus albellus</i>			VU	
ミサゴ	<i>Pandion haliaetus</i>	○	NT	VU	
ハチマ	<i>Pernis apivorus</i>	○	NT	NT	
オゾロツシ	<i>Haliaeetus albicilla</i>	○	EN	EN	NT
オオツシ	<i>Haliaeetus pelagicus</i>	○	VU	EN	VU
オオタカ	<i>Accipiter gentilis</i>	○	VU	VU	
ハイタカ	<i>Accipiter nisus</i>		NT	VU	
ケアシノスリ	<i>Buteo lagopus</i>			NT	
ハイロチュウビ	<i>Circus cyaneus</i>			NT	
チュウビ	<i>Circus spilonotus</i>	○	VU	VU	

種名 <sup>(注)</sup>	学名	調査期間中の 記録種	環境省 RDB	北海道 RDB	IUCN RDB
シロハヤブサ	<i>Falco rusticolus</i>			NT	
ハヤブサ	<i>Falco peregrinus</i>	○	VU	VU	
エゾライチョウ	<i>Tetrastes bonasia</i>		DD	NT	
ウスラ	<i>Coturnix japonica</i>		DD	NT	
ナベヅル	<i>Grus monacha</i>		VU		VU
タンチョウ	<i>Grus japonensis</i>	○	VU	EN	EN
クイ	<i>Rallus aquaticus</i>			NT	
ヒメクイ	<i>Porzana pusilla</i>			NT	
オオジシギ	<i>Gallinago hardwickii</i>	○	NT	NT	
ケイマフリ	<i>Cepphus carbo</i>		VU	VU	
ヨタカ	<i>Caprimulgus indicus</i>			NT	
アカショウビソ	<i>Halcyon coromanda</i>			NT	
クマガラ	<i>Dryocopus martius</i>	○	VU	VU	
オオアカガラ	<i>Dendrocopos leucotos</i>			N	
アカモズ	<i>Lanius cristatus</i>	○	NT	NT	
シマアオジ	<i>Emberiza aureola</i>	○	NT	NT	

CR：絶滅危惧 IA 類，EN：絶滅危惧 IB 類，VU：絶滅危惧 II 類，NT：準絶滅危惧，  
DD：情報不足，N：留意種

注) ヒクイのみ亜種によって環境省 RDB のランクが分かれているため亜種別に記述した。

希少鳥類に関する調査は、鳥類相に関する調査期間中に得られた知見や、その他の既存情報を元に、チュウヒ、シマアオジ、サンカノゴイ、オオジシギを中心として行い、その他の希少鳥類についても随時情報を集積するように努めた。以下、勇払原野において特徴的な希少種について述べる。

### (1) シマアオジ

シマアオジは近年、急激な減少が危惧されている種である。環境省レッドデータブックでは準絶滅危惧、北海道レッドデータブックでは希少種（準絶滅危惧に相当）とされているが、今後の改訂でランクアップは確実と考えられる。1990 年代前半頃から、特に北海道東部で個体数が減少している可能性が指摘されていた。根室市の春国岱では、1983 年当時、数ペアが繁殖していたが、1995 年に繁殖個体が消失していることが調査によって明らかにされた（川崎ほか 1997）。また、1998～2000 年には北海道の各地域におけるシマアオジの生息状況に関する調査が行われ、北海道全域でシマアオジの生息域や個体数が減少している可能性の高いことが示唆された。

勇払原野ではかなりまとまった個体数が繁殖するが、かつて繁殖・生息が確認されていた地点でも現在は繁殖が確認されないなど、減少の可能性が示唆されている。

シマアオジは、2001 年及び 2002 年の調査において、3 コース（A コース：ウトナイ湖南東岸、B コース：いすず南草原西部、C コース：いすず南草原東部）の平均で 3 個体を確認した。シマアオジ生息地の把握のために行った踏査では、既知の生息地域以外に生息は確認されなかったものの、いすず南の草原において、センサスコースの設置箇所から大きく南に離れた地点

所で生息を確認した。

また 2003 年には、安平川河口左岸に位置する湿原で新たにシマアオジの生息が確認されたため、コースを設置して調査を行った。ここでは 3 つがいが生息していると推定される。センサスコース及び付近で確認されたシマアオジの個体数は、表 8 のとおりである。特にウトナイ湖南東部及び、安平側河口左岸の繁殖地において、個体数が多かった。

表 8 調査コース別シマアオジの記録個体数

コース	調査年	往路		復路		最大確認数	
		個体数	♂個体数	個体数	♂個体数	個体数	♂個体数
A	2001	2	2	6	3	6	3
	2002	3	2	3	2	3	2
B	2001	2	2	0	0	2	2
	2002	1	2	2	3	3	2
C	2001	3	2	2	1	3	2
	2002	0	0	3	1	3	1+
D	2003	-	-	-	-	4	3

A：ウトナイ南東岸、B：いすず前原野西側、C：いすず前原野東側、D：安平川左岸湿原

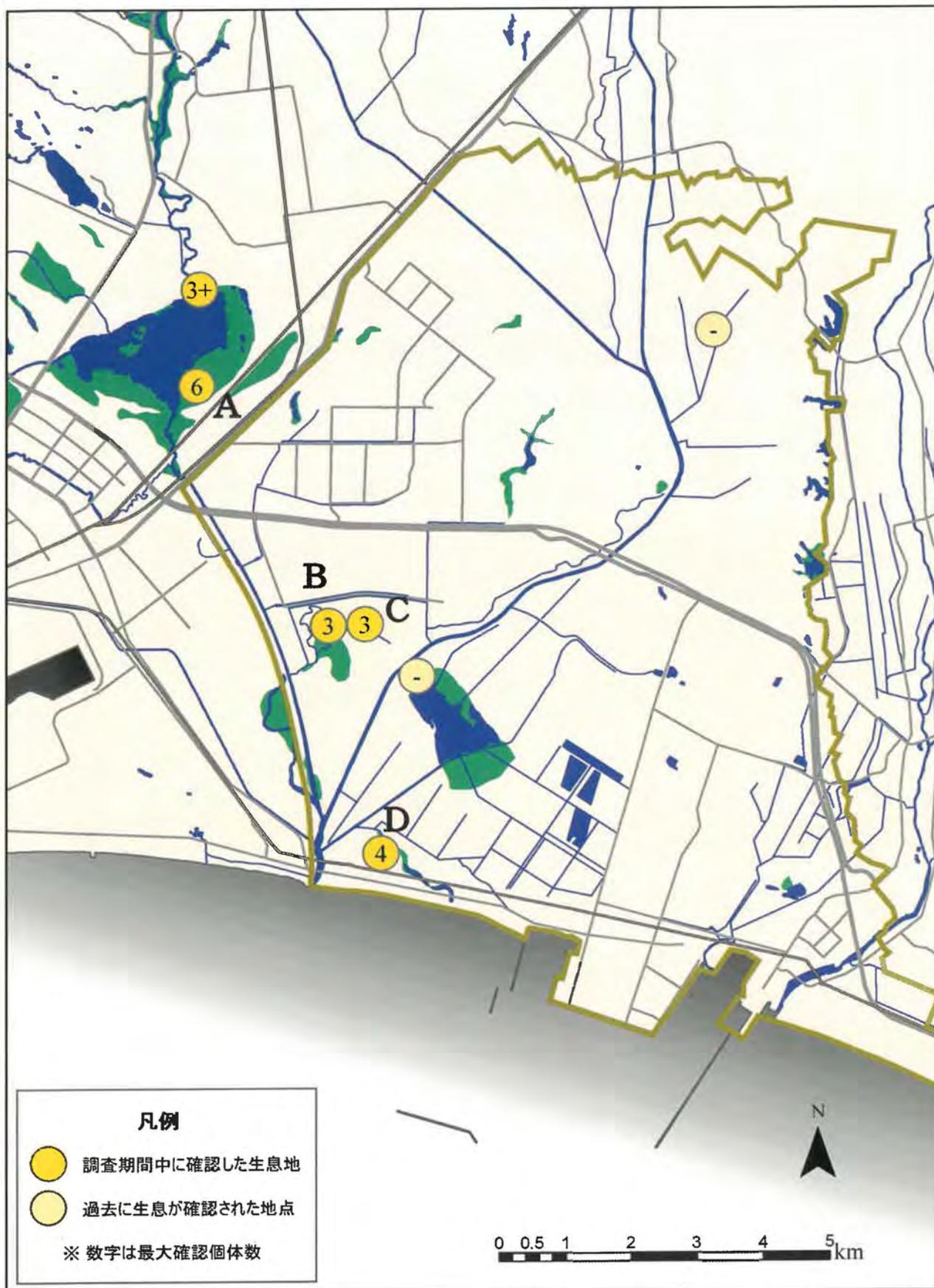


図 10 シマアオジの分布 (アルファベットはコース名を示す)

また、上記以外では、美々川河口周辺(ウトナイ湖流れ込み付近)で生息が確認されている。ウトナイ湖サンクチュアリレンジャーが支部会員などから得た情報では、旧安藤沼周辺、弁天沼周辺でも過去に生息が確認されているが、最近では確認されていない。シマアオジの生息確認数及び過去に生息が記録されている地点を図 10 に示した。

シマアオジが観察された地域は、いずれも湿地の周辺部に出現する比較的丈の低い草原や灌木の混じる草原で、相観植生ではヨシクラスが4ヶ所、ススキ草原及びヨシクラスが1ヶ所であった(表9)。一方、過去に記録のあった2地域では、いずれもススキ草原、ヨシクラスが存在していることから、現在の生息地と比べ乾燥化している可能性がある。しかし安藤沼周辺草原の記録は、牧草地で確認されたものであり、生息しなくなったことが乾燥による植生変化による影響かどうかを判断するには資料が十分ではない。

表9 シマアオジの記録地域と主要な相観植生

	記録地域	相観植生
現在の生息地	美々川河口付近	ヨシクラス (ハンノキ群落)
	ウトナイ湖南東岸 (A)	ヨシクラス
	いすず南草原西部 (B)	ヨシクラス
	いすず南草原東部 (C)	ヨシクラス (ハンノキ群落)
	安平川河口左岸 (D)	ススキ草原、ヨシクラス
過去に記録された地域	弁天沼北西部草原 (鳥類相センサスコース E)	ススキ草原、ヨシクラス
	安藤沼周辺草原 (鳥類相センサスコース F)	牧草地、耕作放棄地雑草群落、ハンノキ群落 (ススキ草原、自然裸地)

※ ( ) 内は主要な植生の周辺部に出現する植生を示す。

しかしながら、これまでに2つの生息地が消失しており、シマアオジの生息環境の選択性を明らかにし、その環境を保全していくことが必要と考えられる。

調査地域においては、シマアオジは8~10つがいが繁殖していると推定される。道内全域での個体数の大幅な減少の可能性が指摘される中、道内有数の貴重な繁殖地と考えられる。

## (2) チュウヒ

チュウヒは、環境省のレッドデータブックで絶滅危惧Ⅱ類に指定されている。環境省が1998年に行った繁殖分布調査では、繁殖の可能性のある地点はわずか9ヶ所であった。国内では安定的な繁殖地はごく限られていると思われる。2001年には過去の記録や、鳥類相調査、オオジシギ生息分布調査の実施中に確認された餌渡し行動などから、チュウヒの営巣可能性の高い範囲を推定した。また、2002年には、勇払原野におけるチュウヒの繁殖状況及び利用状況をできるだけ広く把握するため、チュウヒの営巣環境であるアシ原を有する地域において定点調査を行うとともに、他の鳥類生息調査において観察された繁殖行動も併せて記録した。図11に地図上におとしたチュウヒの行動記録を、表10に調査地別の生息状況を示した。

調査地のほぼ全域でチュウヒの利用を確認し、巣のごく近くで行われる餌渡し行動を、いすず南、弁天沼、弁天東池群周辺で観察した。また、旧安藤沼、厚真発電所北でもつがいと思われる2個体を観察したが、餌運び、餌渡し行動は観察されなかった。調査を行った時期が6月上旬とチュウヒの繁殖後期であったため、これらは既に繁殖に失敗したペアが、その行動圏を維持しながら利用しているものと考えられた。

調査地全域では6つがい前後が繁殖していると推定され、まとまった繁殖つがい数及び生息数を維持していることから、日本の重要な繁殖地のひとつと考えられる。

表10 観察地域別のチュウヒ個体数及び生息状況

調査地	探餌	餌渡し	推定利用個体数	営巣可能性	利用状況
いすず南 (旧安平川 氾濫原)	●	●	2 (1ペア)	确实	調査時には主に休息場所としての利用が多かった。また、それより早い時期に餌渡しが観察されており、営巣地として利用されているものと考えられる。
勇払川・安平 川河口周辺	●		6+	低い	餌渡し、運び等は観察されなかったが、多くのチュウヒが狩場として利用している。
弁天沼周辺	●	●	4+ (2ペア)	確認	餌渡し、餌運び等が最も高い頻度で観察され、1巣を確認した。個体識別と、餌渡し等の観察から、地域内で2ペアが営巣していると考えられる。
弁天東池群	●	●	(1ペア)	确实	調査時にはほとんど利用がなかったが、それより早い時期に餌渡しが観察されており、営巣地として利用されていると考えられる。
厚真発電所 北	●		3 (含1ペア)	高い	調査時には休息場所及び狩場として利用されていた。また、過去の繁殖記録がある。一定の2個体が利用していると思われることから、現在も営巣地として利用されている可能性が高い。
旧安藤沼 周辺	●		2 (1ペア)	高い	調査期間は休息場所及び狩場として利用されていた。また、過去には繁殖が記録されている。一定の2個体と思われる個体が利用していることから、現在も営巣地として利用されている可能性が高い。

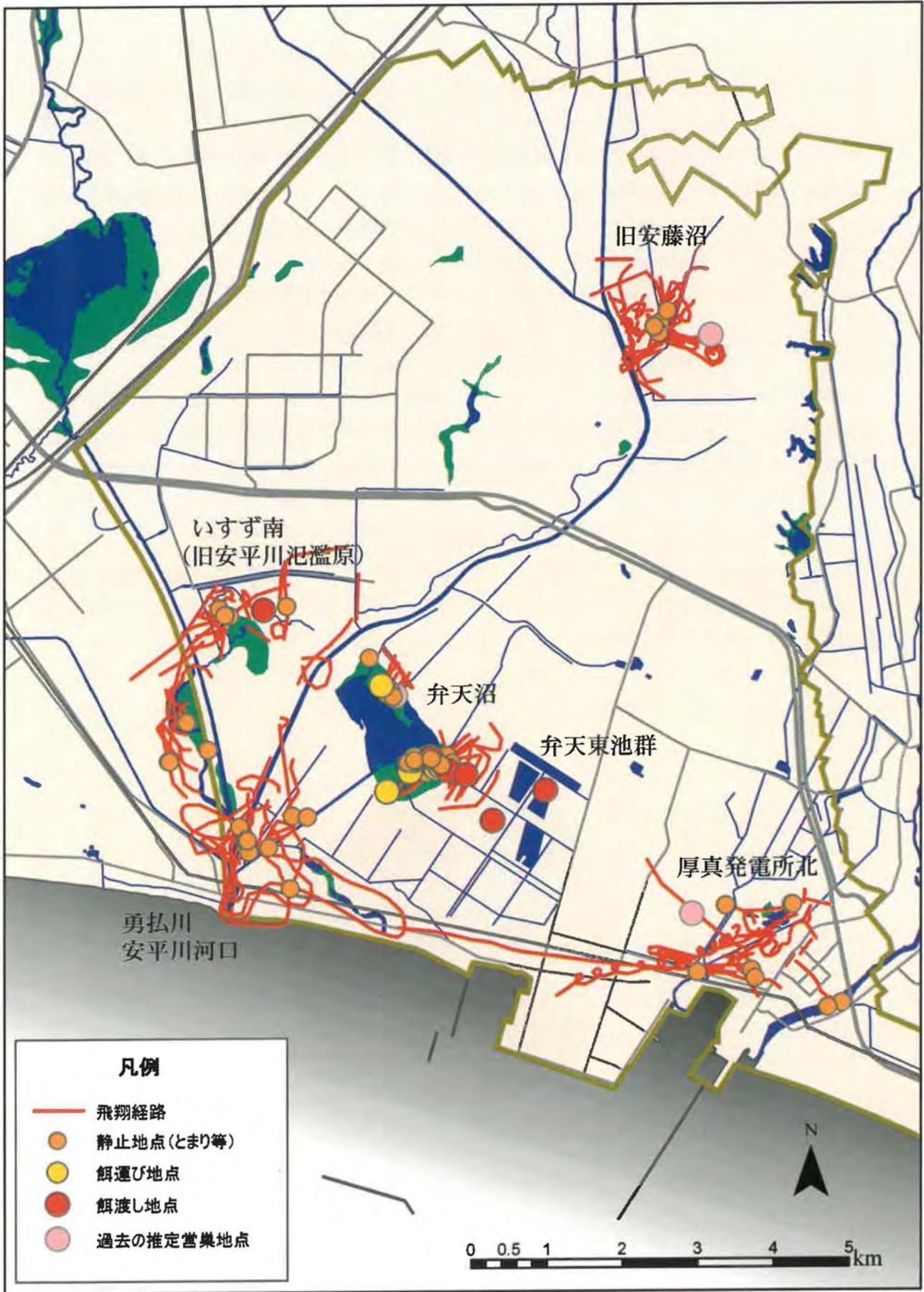


図 11 チュウヒの飛翔経路図及び行動のプロット及び調査地名

図 11 では、弁天沼や旧安藤沼で顕著であるが、場所によって飛翔経路が短くしか描けておらず、ヨシ原の周辺のみ経路が偏る傾向がある。これは、地形が平坦なエリアでは、樹林帯などによって広い視界を確保できる調査定点を配置することが困難であったため、チュウヒの行動圏を広範囲にわたって網羅することができなかったことによる。従って、観察結果を示した地図上では飛翔経路が短い場所でも、チュウヒの飛翔範囲が狭い訳ではなく、途切れている飛翔経路に続くような地域を飛翔し、利用していると考えられる。

チュウヒが探餌に利用する環境の目安として、チュウヒの飛翔距離の合計を、相観植生別に求めた。記録した全ての飛翔経路のうち、高度の高い飛翔や餌運びなど、探餌と関係のない飛翔を除いた全飛翔の総延長距離に対する植生別の飛翔距離を求めた（図 12）。

相観植生別の探餌飛翔距離は、チュウヒの営巣環境であるヨシ原の周囲に重点的に定点を配置していることもあり、ヨシクラスがほぼ 4 割、ススキ草原がほぼ 3 割近くを占め、牧草地・耕作放棄地・畑地、造成地（多くが造成後草地となっている）が 2 割程度、ハンノキ群落（高木から低木まで含む）がほぼ 1 割であった。ヨシクラスの比率が高かったことは、調査の第一目的が繁殖状況の確認であり、営巣環境であるヨシ原の周囲に定点を配置したことから充分に予測される結果であるが、ススキ草原や、その他の草原性環境も多く利用されている。本調査ではチュウヒの行動圏全域を把握できてはいないものの、チュウヒはこの地域の草原環境を広く利用しているものと考えられた。

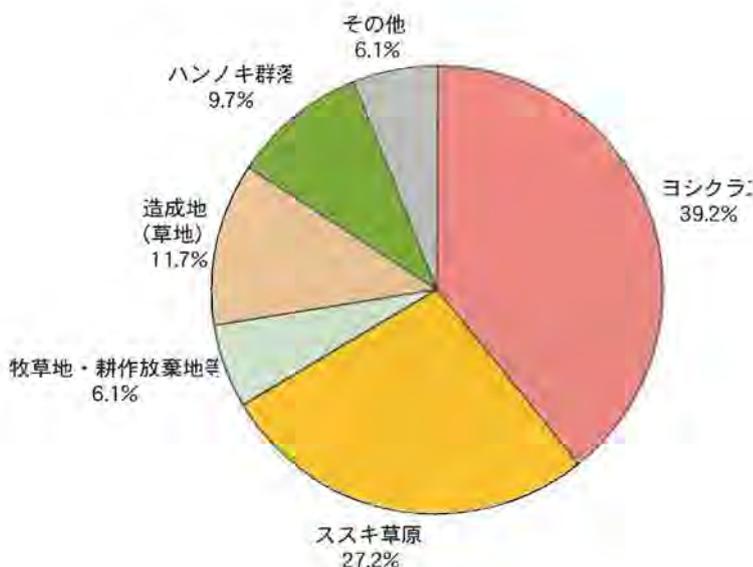


図 12 相観植生別のチュウヒの探餌飛翔割合

### (3) サンカノゴイ

サンカノゴイは環境省のレッドデータブックでは、絶滅危惧ⅠB類に指定されている。かつてウトナイ湖周辺で繁殖が知られていたが(菊田 1983)、近年では記録がなく、減少しているものと考えられる。チュウヒ同様、安定的な繁殖地はほとんど知られていない。

サンカノゴイは、踏査や他の調査時に声が聞かれたり、飛ぶ姿が目撃されたことから、過去にサンカノゴイの生息が確認された地域や、まとまったアシ原が存在する地域など、サンカノゴイの生息可能性の高い場所において、サンカノゴイが最も頻繁に発声すると考えられる夕刻～日没後数時間の巡回、テープを流して反応をみるなどの調査を行った。また、サンカノゴイの繁殖を確認するため、定点調査を実施して巣卵の発見に努めた。

巣や卵の発見など、繁殖の確証は得られなかったが、調査期間を通して特定のヨシ原で声が聞かれたほか、弁天沼でも声の確認例があった。

### (4) その他の希少鳥類等

#### ①アカモズの生息状況

アカモズは環境省レッドリストの準絶滅危惧種に指定されており、環境省の自然環境保全基礎調査の一環として行われている鳥類生息分布調査でも、全国的な減少傾向が認められている。勇払原野でも少数が繁殖しているが、分布の状況などは明らかになっていないため、本調査期間中にアカモズの生息が確認された場合、その地点をできるだけ記録した(図13)。

アカモズは、旧安藤沼周辺、弁天東池群周辺及び弁天沼周辺草原南部などの、やや乾燥した草原や牧草地周辺において記録された(表11)。

表 11 アカモズの記録地点と周辺の相観植生

観察地	相観植生						
	ヨシク ラス	ススキ 草原	牧草地	耕作放 棄地雑 草群落	ヤナギ 低木群 落	ハンノ キ群落	落葉広 葉樹植 林
旧安藤沼北部			●			●	
旧安藤沼周辺 1		●			●		
旧安藤沼周辺 2	●						
旧安藤沼周辺 3	●			●			
弁天東池群 1		●	●				
弁天東池群 2		●					●
弁天沼排水路		●	●				
安平川河口左岸	●	●		●			
合計	3	5	3	2	1	1	1

※アカモズの観察地点の半径 100m 以内に存在する相観植生を面積に関わらず全て示した



図 13 アカモズの記録地点

## ②オオヨシゴイの生息状況

オオヨシゴイの繁殖地はヨシゴイと重複しているが、より乾燥した草原を好み、分布は北に偏り、より局所的で個体数も少ない。霞ヶ浦浮島湿原においては、十数年前に十数羽を観察することができたが、近年は確認が難しく、全国的にも減少が推測されている。生息地の減少のほか、東南アジアの越冬地における生息環境破壊等が影響している可能性が示唆されており、環境省レッドデータブックで絶滅危惧ⅠB類に指定されている。

調査対象地域では、2000年のラインセンサス時にEコースで確認されており、弁天沼でも捕獲された記録がある。勇払原野における生息状況についてはまだ不明な点が多いが、少数が定期的に渡来している可能性がある。

## ③タンチョウの生息状況

国の特別天然記念物で、環境省のレッドデータブックで絶滅危惧ⅠB類に指定されている。またIUCNのレッドリストでは国内よりランクの高いEndangered(国内のⅠA類に相当)とされる絶滅危惧種である。

ウトナイ湖では、調査期間中の2001年3月と12月に成鳥2羽が、また2002年4月にも、成鳥が確認されている。2002年には石狩川中流域で繁殖期にペアと思われる個体が滞在するなど、石狩低地帯での繁殖の可能性が高まっている。

## ④その他の希少鳥類等

ウトナイ湖周辺には、国指定の天然記念物及び環境省レッドデータブックで絶滅危惧ⅠB類に指定されているオオワシ(オオワシはIUCNレッドリストでも絶滅危惧Ⅱ類に相当するVulnerableに指定されている)、オジロワシが毎冬、定期的に渡来するが、これら海ワシ類は美々川支流のベンケナイ・パンケナイ川上流の樹林帯及び付近の保安林にねぐらをとることが知られている(図14)(日本野鳥の会 1994)。

また、絶滅が危惧される種ではないが、ウトナイ湖周辺の植苗地区や旧勇払川付近など、勇払原野にはいくつかのアオサギのコロニーが存在する(図14)。これらのコロニーは必ずしも永続的なものではなく、個体数の増減や消滅、移動が起こる。例えば、植苗地区では年々個体数が減少している一方、旧勇払川地区に新しいコロニーが成立している。コロニーの維持や、コロニーの成立が可能な環境の維持についても考慮する必要があると思われる。

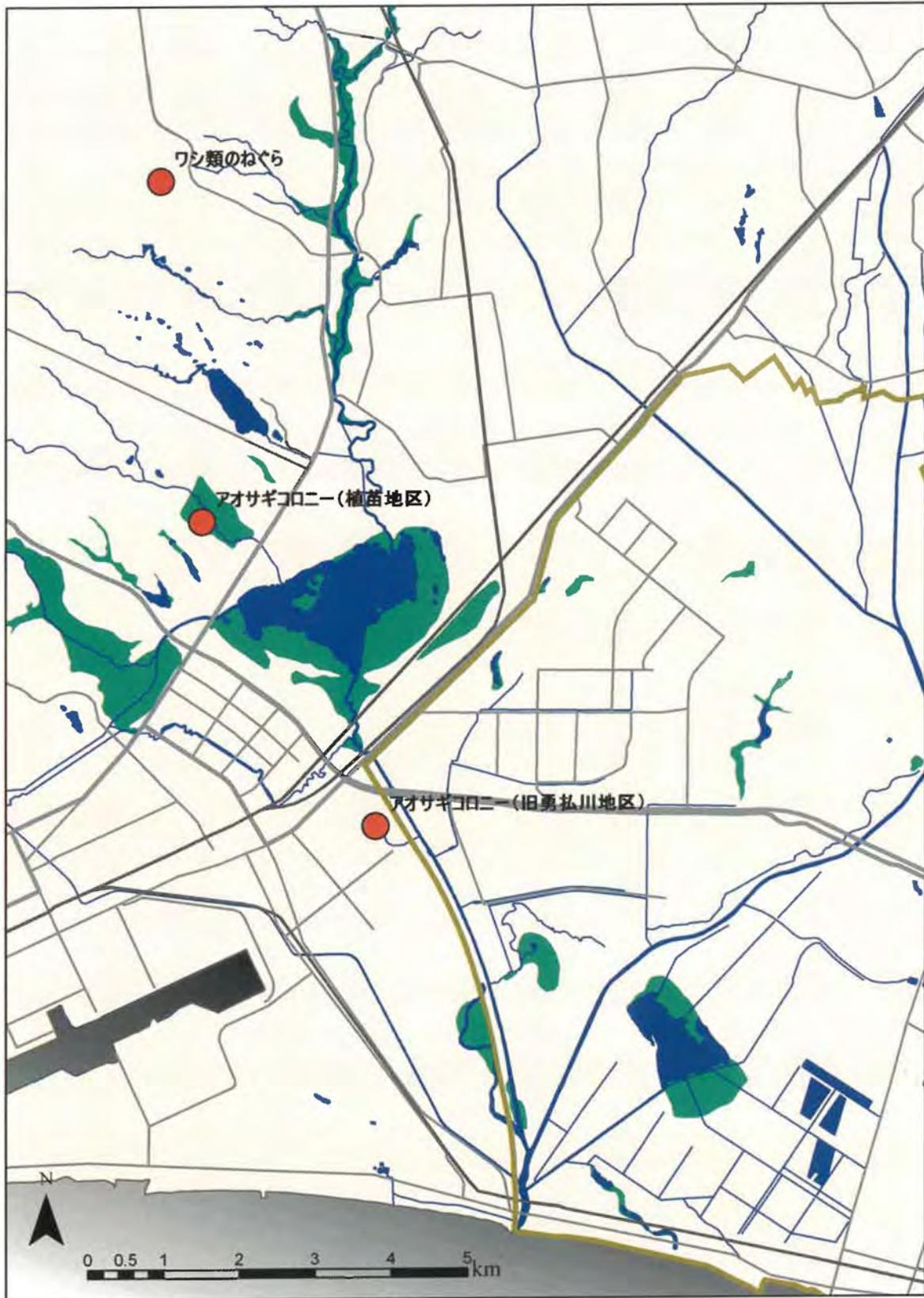


図 14 オオワシのねぐら、アオサギのコロニーの位置

### 3) ラムサール登録基準に関連する鳥類

#### (1) オオジシギの繁殖状況及び集結状況

オオジシギは環境省レッドリストでは準絶滅危惧種に指定されている。本州中部の高原では生息環境である草原・湿原が減少しているとの指摘がある（環境省 2002）。

#### ■オオジシギの繁殖分布

調査範囲内をメッシュで区切り、各メッシュ内におけるオオジシギの単位時間あたりの最大確認個体数を記録した。オオジシギの活動には時間帯により差がある可能性が考えられたため、あらかじめ時間帯別の確認個体数を記録し、確認個体数の多かった5時～8時に調査を行った。

メッシュ毎のオオジシギの出現数を図 15 に示した。オオジシギはつた森から平木沼湖沼群にかけての樹林地帯などを除き、調査メッシュのほぼ全域にわたって記録され（全調査メッシュ中の 72.7%）、出現したメッシュの最大確認個体数の平均は 2.4 羽であった。最大確認個体数が 3 羽以上のメッシュが複数まとまって存在した地域は、ウトナイ湖南東部地域、柏原南部、勇払川旧河口付近、厚真発電所北部、旧安藤沼地域で、特にウトナイ湖南東部においては 7 羽以上を記録したメッシュが 3 つあった。

オオジシギは、日の出前後、早朝および日没前後は各個体がそれぞれに狭い誘示飛翔域を持ち行動する。日中においては数羽の集団で飛翔行動をする。日中は、早朝等の狭い誘示飛翔域のそれぞれを合わせたよりも、広い一つの誘示飛翔域を形成し行動する。また、営巣場所は全時間帯での誘示飛翔域内だけでなく、その外側にも存在する（中村・重盛 1990）。

これらのことから、本調査で確認個体数の多かったメッシュのみがオオジシギの繁殖にとって重要であるということではなく、周辺のメッシュも重要であることが考えられる。

#### ■オオジシギのバンディング

国際的な水鳥保護の取り組みの一つである「アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略 2001-2005」を構成する重要生息地ネットワークの一つである「東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク」の参加基準のひとつに、水鳥の個体群の 1% 以上を支える湿地という基準がある。同ネットワークではアジア、オーストラリア地域におけるオオジシギの最少推定個体数は 36,000 羽とされており（Migratory Shorebirds of the East Asian-Australasian Flyway; Population Estimates and Important Sites. Wetlands International - Oceania.）、1% 基準にあたる 360 羽以上が確認できれば、この基準に適合することになる。なお、ラムサール条約の水鳥個体群の基準値は、Waterbird Population Estimates Third Edition (WI 2002) を参照するため、現時点での 1% 基準は 1,000 羽となっている。

これまで秋の渡りの中継地として、オオジシギがウトナイ湖に集結することが報告されてきた（大畑 1989）。本調査では弁天沼における状況を把握するため、捕獲による個体数確認を行った。捕獲個体数は、2001 年に 410 羽、2002 年に 388 羽、2003 年に 350 羽であり、2 カ年にわ

たって同ネットワークの登録基準を満たしていることが確認された。また、弁天沼とウトナイ湖で、相互に放鳥した個体を確認されており、オオジシギは両湿地を渡りの時期に中継地として利用していることが確認された。

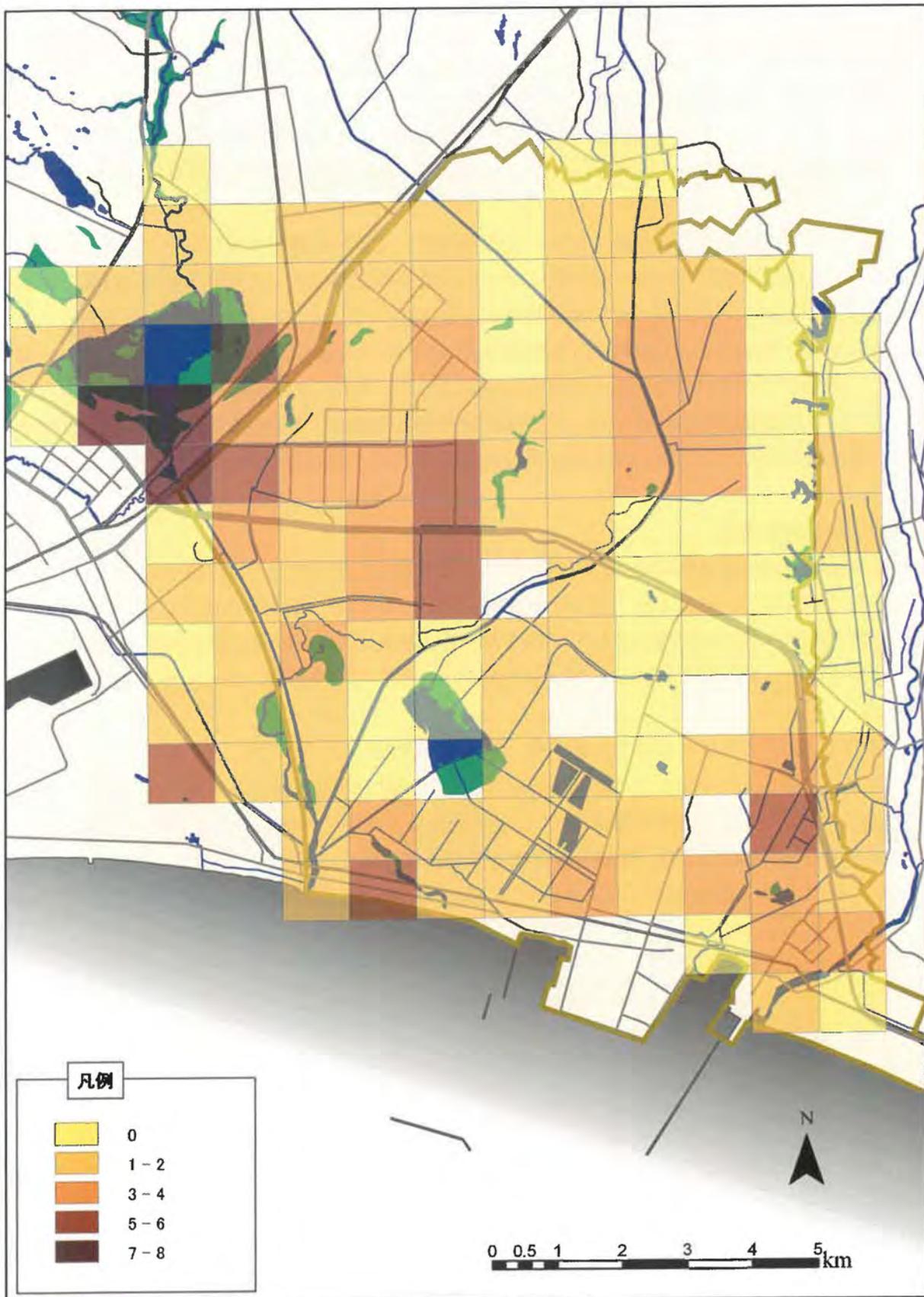


図 15 オオジシギの分布状況。凡例中の数字は最大確認個体数を示す。

## (2) ガン類の渡来及び利用状況

### ■渡来状況

勇払原野は、ガン類にとって重要な中継地のひとつとなっている。日本で越冬するガン類としてはマガン、ヒシクイが主だが、両種とも本州以南の越冬地と繁殖地間の渡りの中継地として、北海道道央部のウトナイ湖から長都沼、宮島沼にかけての地域を利用することが知られている。

ウトナイ湖のラムサール登録にあたっての基準に、マガンと亜種オオヒシクイが1%基準を満たすことは知られているが、弁天沼においても過去の記録では、マガン2000羽(1%基準は1250羽)が記録されている(ガン類渡来地目録第1版)。さらにガン類として最大15,000羽がねぐらとして利用している記録(日本野鳥の会 1994)もある。弁天沼は、ウトナイ湖と同様にガン類の渡りの重要な中継地であることが示された。なお、弁天沼は、ガン類の秋の渡りのシーズンには銃猟が行われており、ガンカモ類の利用は極端に少なくなる。また、調査期間中は、春の渡りのシーズン中、弁天沼は全面結氷しており、ガン類の利用はなかった。

### ■ガン類採餌地調査

勇払原野東部の厚真町から鶴川町にかけての農耕地は、春季のガン類の渡りの際の、採餌場所として知られている。また、ウトナイ湖周辺では、厚真町、鶴川町のほかに苫小牧市植苗、早来町でもガン類の利用場所としての報告がある。調査は、春季の渡り期に水田を主体とした農耕地を廻り、水田等で採食するガン類を調査メッシュごとに確認、カウントした(表12、図16)。

結果は、合計3日間の調査で、鶴川町、厚真町の計21メッシュから、マガン、ヒシクイ、ハクガン、シジウカラガンの計4種が記録された(図16の表示の16メッシュに加え、鶴川南岸の5メッシュでも記録がある)。マガンが最も多く、全ての調査日で全記録個体数の85%以上を占めた。地域別では、鶴川町田浦周辺で記録数が多く、総記録個体数(3日間ののべ記録数)の58%を占めたほか、全調査日でガン類の利用が確認された。

表 12 ガン類の採餌地調査結果

調査日	地名	種名・個体数				3次メッシュ・コード
		マガン	ヒシクイ	ハクガン	シジユウカラガン	
2001/3/14	鵜川町宮戸	92羽			1羽	6431-6775~6777
	鵜川町田浦	506羽		1羽		6341-7704,7714,7715,7734
	個体数計	598羽	0羽	1羽	1羽	600羽
2001/3/16	厚真町共栄	29羽	178羽			6441-0617
	鵜川町田浦	1,989羽				6341-7703,7704,7713,7715,7724
	個体数計	2,018羽	178羽	0羽	0羽	2,196羽
2002/3/5	厚真町共栄	195羽	30羽			6441-0607
	厚真町上厚真	600羽				6341-7677
	厚真町上厚真	817羽				6341-7679,7678,7687,7688
	鵜川町田浦	1,077羽				6341-7703,7704,7713,7714,7723
	鵜川町宮戸	65羽				6341-6786
	鵜川町花岡	459羽	23羽			6342-6091,6092
	鵜川町米原	413羽				6342-6070
	個体数計	3,626羽	53羽	0羽	0羽	3,679羽

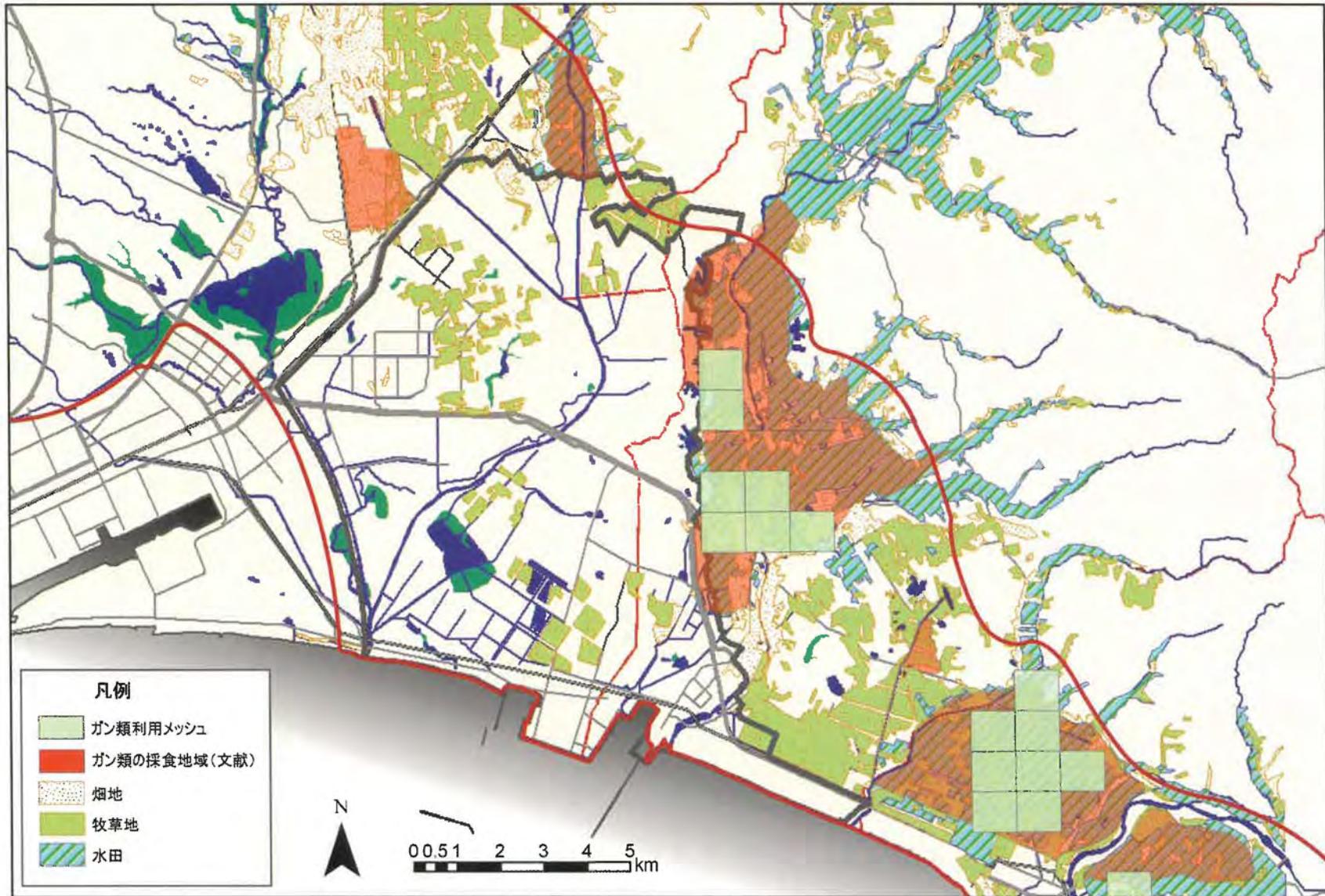


図 16 ガン類の利用が確認されたメッシュ及び水田等の分布（文献による採食地域は、ウトナイ沼環境保全基本計画検討調査報告書の図を引用）

## 4. 保全について

---

### 1) 鳥類調査結果からみた勇払原野の保全イメージ

勇払原野の保全を検討するため、苫小牧東部地域における希少鳥類等の調査結果を全て植生図上に示した（図 17、図 18 に併せて植生図のみを図示した）。これらの調査結果を総合すると、弁天沼、勇払川周辺、旧安藤沼周辺、厚真発電所周辺など、相観植生がヨシクラスで表される低湿地帯を核心的な環境として有する地域が、勇払原野に生息する希少鳥類にとって、最も重要な地域と推測される。

これに加えて、各希少鳥類の調査結果から、チュウビの採食環境や、アカモズの生息環境として、相観植生がススキ草原などで表される比較的乾燥した草原環境も重要であることが示唆されている。

これらの点を考慮し、調査対象地域の地形・植生等の要素などによって調査地域を区分し、希少鳥類の生息状況をまとめ、後述する勇払原野の保全について検討する資料とした。（表 13）。

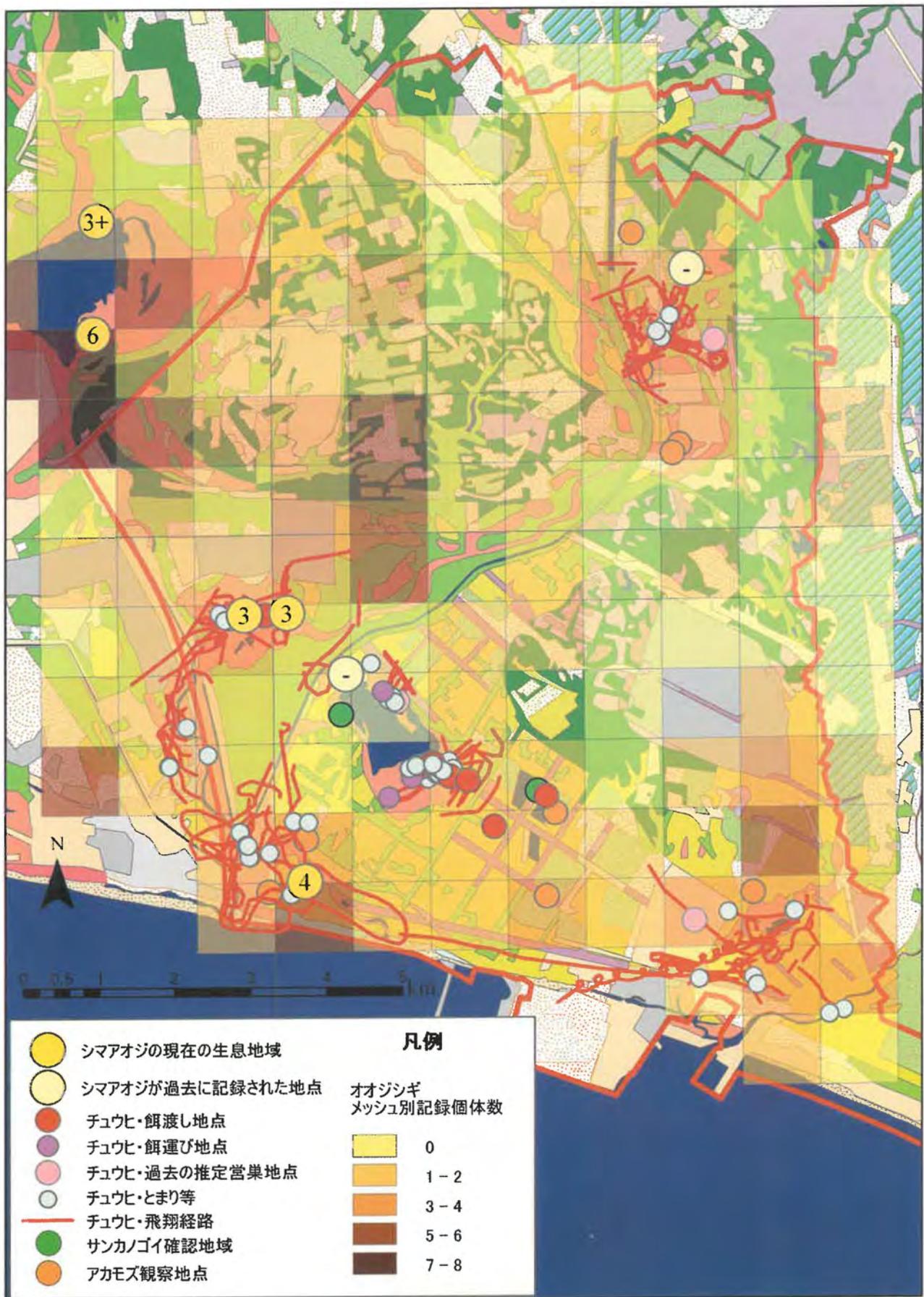


図 17 希少鳥類の調査結果。背景は相観植生図（次図参照）。

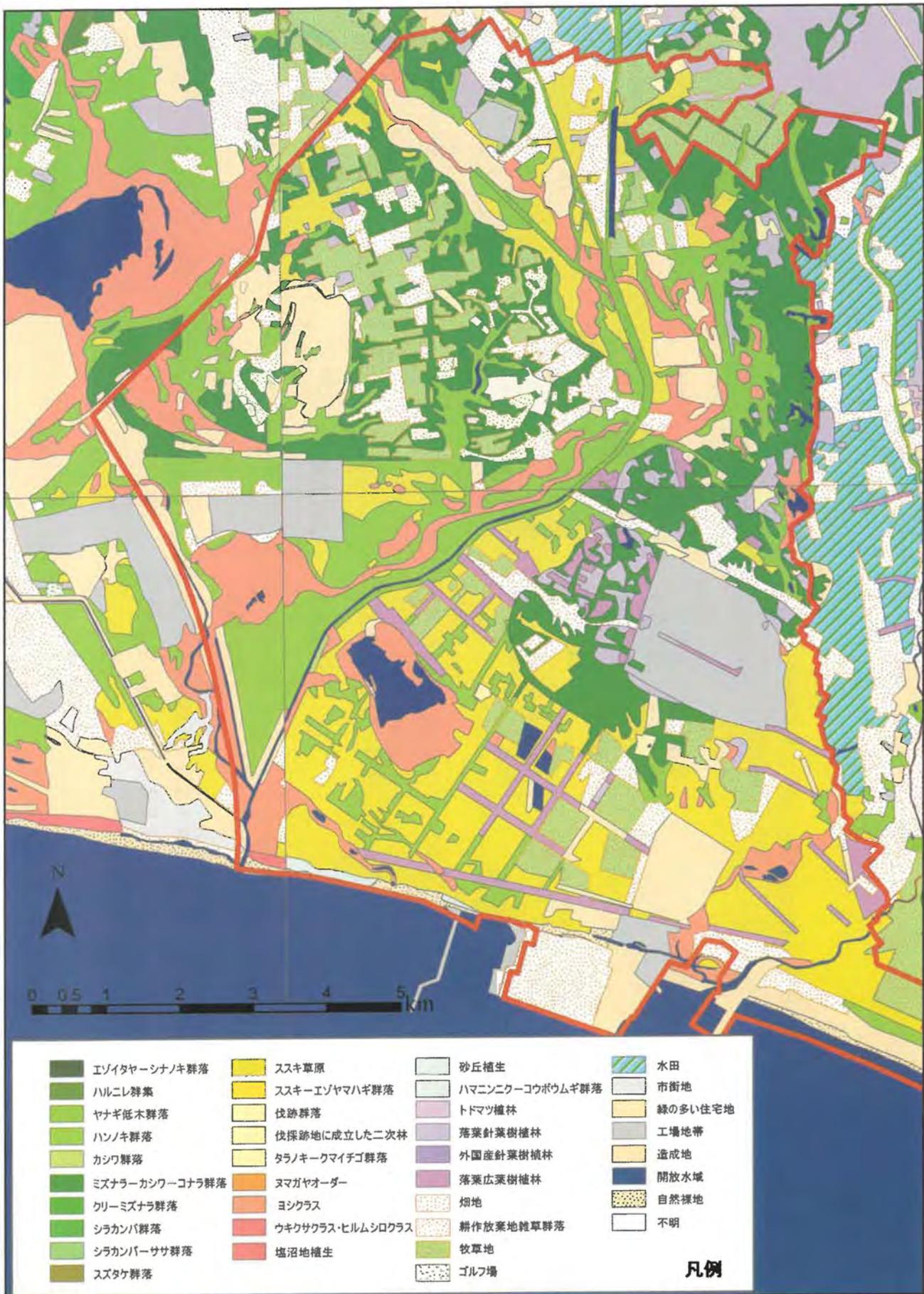


図 18 主要調査地の相観植生図。自然環境 GIS（環境庁，2001 年）のデータを使用。

表 13 ウトナイ湖と苫小牧東部開発地域における区域別の植生と希少鳥類生息状況

区域名	主要な 相関植生	チュウビ	サンカノ ゴイ	オオジシギ	シマアオジ	アカモズ	ガン類	その他
ウトナイ湖	ヨシクラス ハンノキ群落	(生息)	過去生息	渡り期の 集結地 個体数多	推定 つがい数 5+	生息	利用	
弁天沼及び弁天 沼周辺草原	ヨシクラス ススキ草原 牧草地	営巣確認 (1 <sup>+</sup> 7) 営巣確認 (1 <sup>+</sup> 7) 採食エリア 記録個体数 4+	生息確認	渡り期の 集結地 個体数多	推定つがい 数 3+ (旧安 平川河口付 近)	記録 地点数 2	利用のあ り	オオヨシゴイ シマアオジ 過去記録あり (弁天沼付近)
いすず南 (旧 安平川氾濫原)	ヨシクラス ハンノキ群落	営巣確認 (1 <sup>+</sup> 7) 採食エリア 記録個体数 3+	生息可能 性あり	生息	推定 つがい数 4+	—	/	
勇払川	ヨシクラス 造成地 (堤防)	採食エリア 記録個体数 6+	—	—	—	—	/	
弁天東池群及び 周辺草原	ススキ草原 牧草地	営巣確認 (1 <sup>+</sup> 7) 採食エリア 記録個体数 2	一定期間 の生息を 確認	—	—	記録 地点数 2	/	
旧安藤沼及び 周辺草原	ヨシクラス ススキ草原 ハンノキ群落 造成地	営巣可能性大(1 <sup>+</sup> 7) 採食エリア 記録個体数 2	—	個体数多	過去生息	記録 地点数 3	/	オオヨシゴイ の生息を確認
厚真発電所北 (湿地及び草原)	ススキ草原 ヨシクラス	営巣可能性大(1 <sup>+</sup> 7) 採食エリア 個体数 3+	—	個体数多	—	記録 地点数 1	/	

※「—」はその種に関する調査を行ったか、もしくは対象地域で鳥類観察を行ったが生息を確認できなかった場合。「斜線」は調査を行っていないか、植生等からその地域では明らかに対象種の生息環境がない場合を示す。

## 2) 重要地域ごとの保全の考え方

1) の結果を踏まえて、対象地の範囲内で現存している重要な鳥類の生息環境を、その地形と現状の特性をもとに、最も効率的かつ集約的に保全策を講じることができるよう、3つの重要地域(コアエリア)に区分した。重要地域ごとに、保全のための基本的な考え方を以下に示す(図 19)。

### ① 原始河川保全エリア(美々川・ウトナイ湖)

美々川流域は開発が進んだ道央圏では奇跡的に残された、湿原内を蛇行する原始河川であり、ウトナイ湖に流れ込む主要河川でもある。この環境を維持するためには、窒素等の栄養塩負荷の軽減をはかり、集水域の森林や支流河川域の湿原についても保全を行う必要がある。一方ウトナイ湖は近年の急激な植生景観の変化に対応するために、水位の確保やハンノキ林の抑制、湿生草原の復元などの対策が必要である。

なお、この地域については、既に中止になった千歳川放水路計画の関連のさまざまな調査が行われているが、鳥類に関しては断片的な調査情報のみで、今後の調査が待たれる。また、北海道の事業として美々川・ウトナイ湖の自然再生事業の技術検討が行われており、今回の報告書をもとに関係者と連携し、2006年度以降具体化する事業に活かしていく必要がある。

### ② 原野景観保全エリア(静川・弁天沼と周辺草地)

この地域は、今回の調査で明確になったように、多様でまとまった面積の自然環境が残されており、今後の勇払原野の保全の核心部分となっている。なお、このエリアは苫小牧東部開発新計画の対象地となっているので、今後特に急激かつ大規模な土地改良にさらされるおそれがある。しかし次に示すような保全の利点があるので、これらの特徴を活かし今後は保全を重視した土地利用計画に転換していく必要がある(表 14、図 20)。

#### 特徴

- ・ 開発計画用地であるが、まとまった面積の未造成地がある。
- ・ かつて農業開拓が行われた場所は、開発のための土地収用により人手が入らなくなり、さまざまな段階の草原環境が形成されている。
- ・ 排水路の整備や安平川の河川改修により、乾燥化が進んでいる湿地環境も存在する。
- ・ 北海道南部に生息する草原性の鳥類相を網羅している。
- ・ ウトナイ湖周辺でかつて繁殖しており、近年繁殖しなくなったサンカノゴイ、アカエリカイツブリなどの鳥類の繁殖の可能性がある。
- ・ 開拓や苫東開発による既存の道路があり、新たな道路整備等なしでの環境を活かした利用が可能である。
- ・ 北部の森林では樽前山麓と日高の森を移動するヒグマの利用例もあり、野生鳥獣にとり石狩低地帯を東西につなぐ大切なコリドー(通り道)となっている(青井 1998)。

③ 水鳥の採食環境保全エリア（厚真・鶴川および植苗・早来地区）

この地域の農耕地、特に水田は春季におけるガン類、ハクチョウ類の採餌場所として重要である。したがってこの地域では、「水鳥の採食環境保全エリア」として生物との共生を目指した農地の維持が必要である。

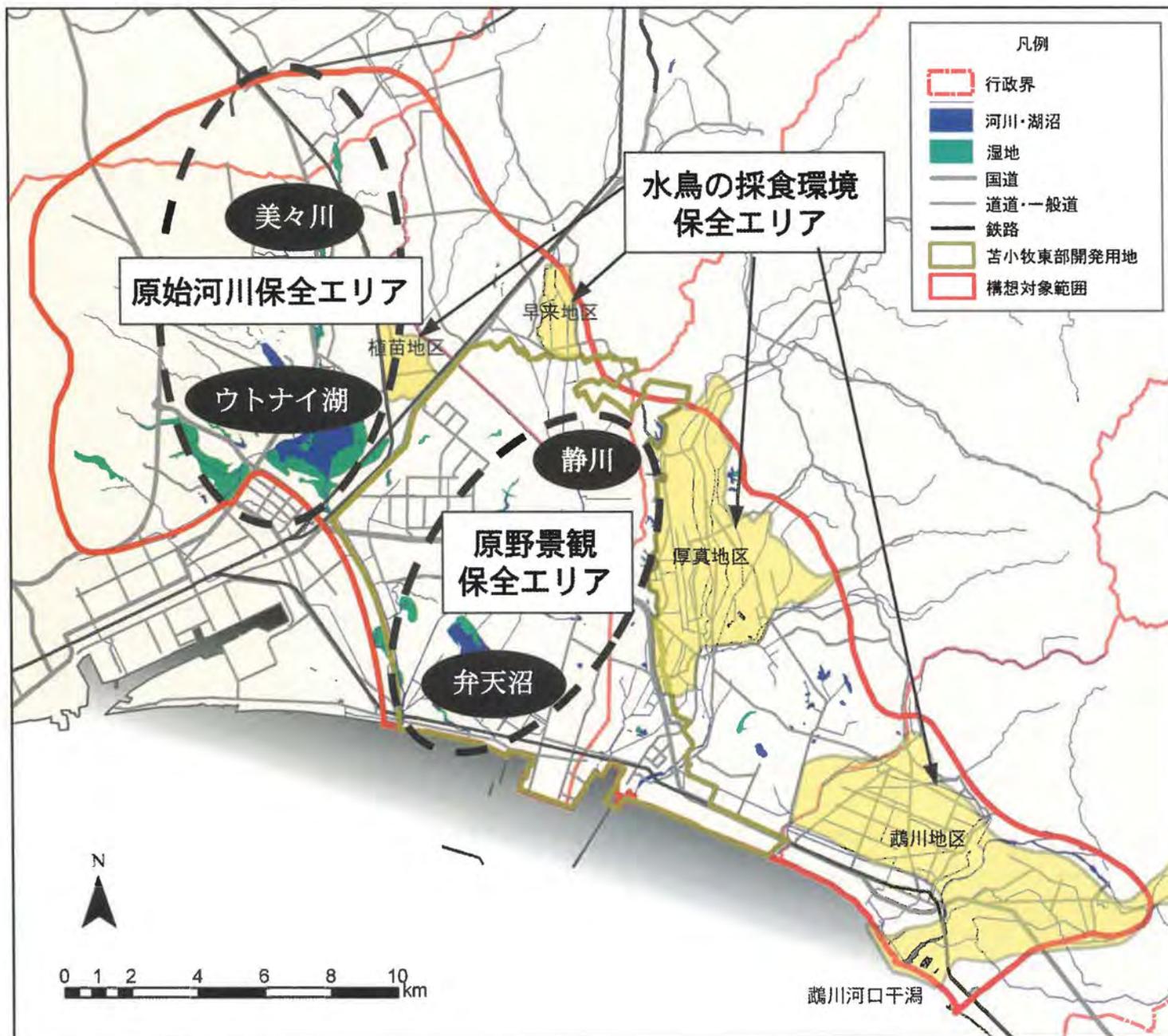


図 19  
勇払原野の保全イメージ

表 14 原野景観保全エリアの特徴と保全のイメージ

		特徴	保全イメージ	備考
弁天沼と周辺草地	弁天沼	ウトナイ湖に次いで大きな開放水面。春季にはガン類のねぐらが形成される。また、湖岸はシギチドリ類の中継地として利用され、特にオオジシギの集結地となる。沼内のヨシ原はチュウヒの繁殖場である。	このゾーンのコアとして、保全を行う。(鳥獣保護区指定が望ましい)	安平川の整備計画で遊水地の候補地。
	弁天沼周辺草原	苫東開発以前は農耕地であったが、現在は2次草原となっている。海岸からの距離など微気象の違いや管理の度合いの違いにより、多様な草原環境を形成している。植生の状況や面積により様々な草原性の鳥類が繁殖している。	良好な2次草原を維持するためには、環境の管理が必要である。このため、様々な管理を受容できるような保護の網掛けが必要と考えられる。	自然観察、散策等の場
	いすゞ南草原	勇払川と安平川にはさまれた場所であり、旧安平川の氾濫原である。地下水および維持のための水路により、湿生の環境が維持されているが、場所によっては乾燥化の影響が見られる。シマアオジのまとまった繁殖地である。	湿生の環境を維持するためには、安平川の増水時の水を入れるなどの対策が必要。踏み付け等の影響を受けやすい環境であることから、保全の網掛けが必要。	
	勇払川	河川改修により直線化されているが、下流部は潮位の影響を受け河川敷が湿地となっている。また、旧勇払川の蛇行跡には抽水性のヨシ原がまとまった面積で残っている。	ウトナイ湖と弁天ゾーンをつなぐコリドー。そのためには高水敷きの環境が重要	河川堤防を利用した散策
	弁天東池群	牧草地的な管理が行われている草原の中にある、人工的な水面(土砂採取跡地)。作られてから時間が経っており自然が回復してきている。チュウヒの繁殖や大型のサギ類が目立つ。周辺の草原は、定期的に刈り取りが行われており、チュウヒの狩場として利用されている	この地域での湿地造成の可能性を示す水域。周辺の草地は管理により弁天沼周辺の草地と同様の多様性を持たせることが可能	
静川	旧安藤沼	昭和40年代に消滅した湖沼、面積21haの沼であったが排水路等により消滅した。排水路の閉塞等により局所的に湿地環境が残る。ホオアカが比較的多く繁殖。オオヨシゴイが繁殖期に記録されたほか、チュウヒの繁殖記録がある。	湿地再生の候補地	湿地復元の研究と市民参加による環境学習の場
	平木沼湖沼群	樹林とその間に点在する湖沼。周辺ではオオタカが繁殖。独特の景観を形成	現状のまま保全、	森林散策、市民参加による森林保全
	静川遺跡、つた森山林	国指定の遺跡およびまとまった樹林。弁天ゾーンと静川ゾーンを結ぶだけでなく、さらに石狩低地帯を東西につなぐ野生鳥獣の重要なコリドー。	良好な森林の保全	森林散策、市民参加による森林保全

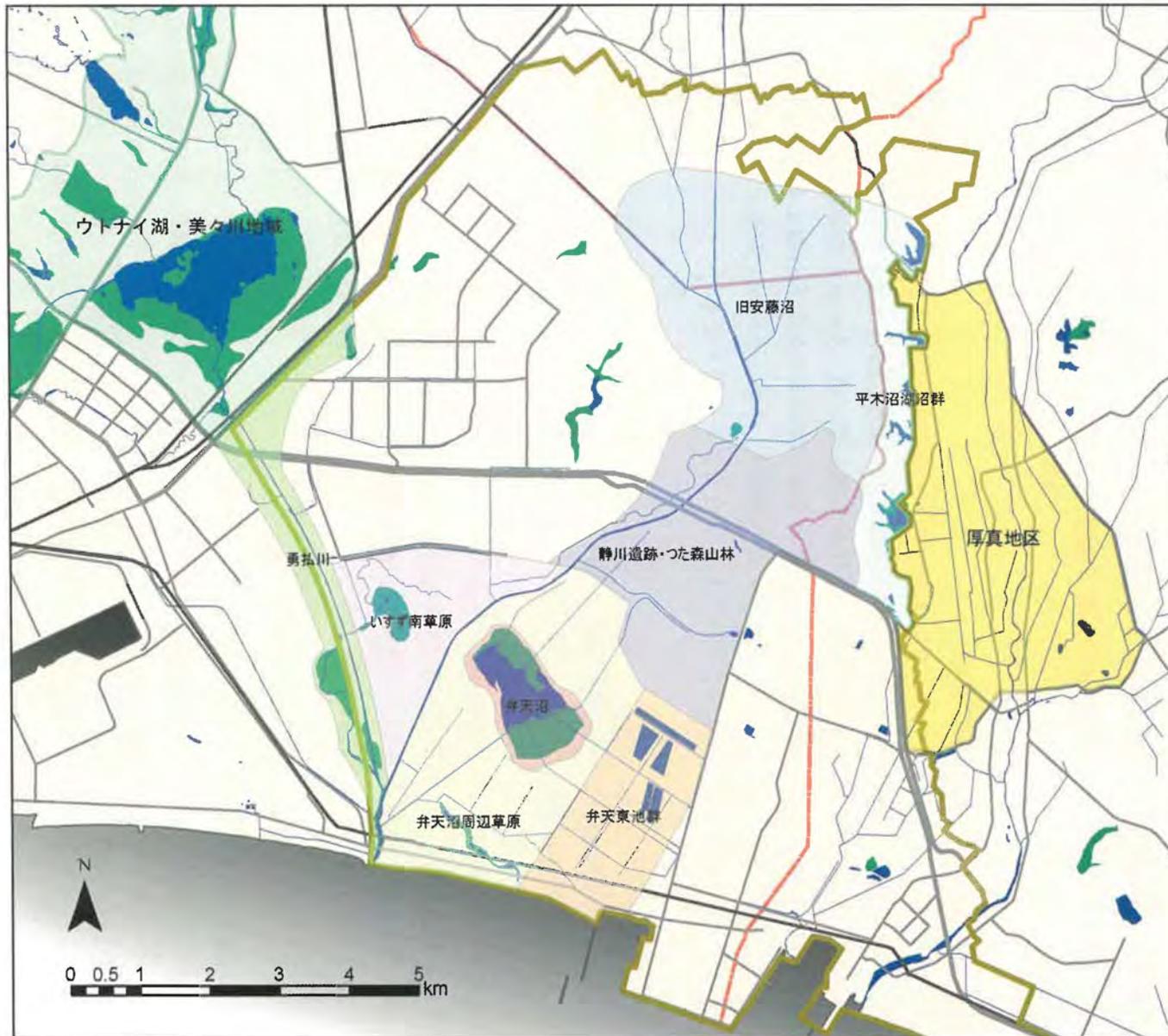


図 20  
原野景観保全エリアの  
地点位置図



### 3) 保全上の課題

湿原は北海道の自然環境の中でも最も人為的な改変を受けてきた環境であり、その面積は昭和初期の30%以下にまで減少した(富士田 1997)。そうした中で、勇払原野では分断化が進んでいるとはいえ、1000haを越えるまとまった湿原環境が残されており、1)に示したように、ヨシクラスで表される低湿地を核心とした環境が鳥類の生息地として良好なエリアを含んでいる。また、勇払原野では自然状態の海岸地形が残され、貴重な海岸植生が現存しており、地域の自然環境の高い多様性の一因になっている。さらに、日本の重要湿地500、すぐれた自然地域による指定、自然環境保全基礎調査により選定された景観・植生など、多くの貴重な自然要素を有している。

こうした特性を保全・再生していくため、今後以下のような課題を認識しながら、かつての勇払原野の生態系をできるだけ良い状態で維持・再生していく保全計画の主導が必要とされている。

#### ① 生息地の連続性及び規模の確保

勇払原野には、2)で述べたように3つのコアとなるエリアのまとまりが存在するが、コアエリアとコアエリアの間や、コアエリアの内部においても、特に水域と周囲の湿原・草原についてはこれまでの開発等により分断化、乾燥化が進んでいる。これ以上の分断化は湿原の乾燥化を早め、生息地としての劣化を早めることとなる。次のような視点も踏まえて、現存する生息地の連続性を植生、水文、生物相等の観点から確保し、水系ごとの保全を検討していくこと、さらに生息地の連続性をできるだけ再生していくことが必要である。

#### ② 環境変化への対処

ウトナイ沼環境保全基本計画検討調査報告書(日本野鳥の会 1994)などで指摘されているように、ウトナイ湖周辺では、30年間でスゲ群落ハンノキ群落や湿地低木群落へと移行するなど湖畔植生が大きく変化してきていることが指摘されている。また、いすず自動車工場南部の旧安平川氾濫原は、河道の切り替えから次第に乾燥化が進み、現在ではシマアオジ・チュウヒが生息しているものの、さらに乾燥化が進行すればハンノキ群落の侵入など草原環境の減少が予測され、上記のような希少鳥類の繁殖環境が消失する可能性がある。現在北海道が計画している美々川・ウトナイ湖の再生プラン、また安平川改修に係る遊水池計画等や、周辺地域の森林保全を含め、水系全体を適切に管理し、乾燥化を防ぐための方策が必要である。

#### ③ 長期的モニタリング

これまで鳥類に関しては環境省による鳥類繁殖分布調査、当会による森林・草原性鳥類のモニタリングなどの全国調査が行われてきており、これらは継続的に行う事でおおまかな鳥類相の変化に関するデータを得ることが可能であるが、これらのモニタリングは、全国の鳥類の生息状況を把握することが主要な目的であるため、一地域におけるモニタリング地点は少ない。

また比較的長い周期で行われるために、改変などによる環境変化の影響が予測されるような場合には、その影響を把握するには不十分である。

特に安平川水系の河川整備の一環として検討されている遊水池計画などが実施される際には、こうした影響を把握するため、植生や水文環境等を含めよりきめ細かいモニタリングを行い、その結果をフィードバックするような形で管理を進める事が必要と考えられる。

#### ④ 法律に基づく保全の担保

将来にわたって勇払原野を保全し、持続的に利用していくために、特にコアエリアについては、法律に基づいた勇払原野の保全について考慮していく必要がある。現在、各種法令に基づいた自然環境保全に関する区域指定のある地域は、ウトナイ湖を周辺とした地域が中心である。自然再生事業の計画策定が進められている美々川流域では、北海道の自然環境保全地域指定の手続きが進められているが、こうした動きも含め、勇払原野全体の保全の網かけについて検討することが必要と考えられる。

具体的には、鳥類にとって特に重要である弁天沼周辺は、ウトナイ湖と同様に鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区の指定が望ましい。その際には、ラムサール条約の登録基準を満足し、集団渡来地として指定が可能なることから、国指定鳥獣保護区が望ましい。また、当該地域を自然公園法に基づく道立自然公園に指定し、公園計画等の中で自然環境の重要度に応じた特別地域の指定や保護施設計画による自然復元、利用施設計画など立案し、保全及び利用を総合的に進めていくことを提案したい。

検討のための参考資料として、自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護法等に基づく保全地域の指定要件及び規制行為等について、概要を添付資料4にまとめた。

#### ⑤ 原野の新たな価値の発掘・創出

地域の自然環境は、地域社会が積極的にその価値を認め、利用の形で関わる事により、保全の持続性を高めることができる。利用に際しては、ラムサール条約で謳われている「賢明な利用」(ワイズ・ユース)に留意し、環境や野生生物に負荷をかけないような、その地域に合った利用様式とルールについて、合意形成を行うことが必要である。

勇払原野においては、新たな利用形式としてバードウォッチング等の自然観察やフットパス、カヌー、ホーストレッキングや市民参加の里山管理などが考えられる。またこれ以外の新たな自然景観資源や歴史的価値の発掘も必要である。勇払原野は札幌圏、千歳空港、苫小牧港に近く、高いアクセス性を有している。このため、滞在型観光、エコツアーによる経済効果、新たな産業の創出が期待できる。また、生物ブランド米(注1)のような、水田農業維持のための農業支援策等も検討すべきである。

地域社会が適正な管理を行いながらこうした様々な利用をする事で、かつての「不毛な大地」を身近な自然として親しみ、地域のかげがえのない財産として誇りに思えるようになる。人と自然の新たな関係を創り、共存する形で保全につなげる事が重要である。

利用にあたっては、原野の生態的な特性を失わないためのルール作りと、地域社会における

合意が重要である。

#### 注1 生物ブランド米

無農薬や減農薬等で鳥や魚、昆虫等生き物が田んぼに生息できるように配慮した農法で鳥や魚、昆虫の名前を付けたものを生物ブランド米という。「加賀の鴨米ともえ」等がある。

#### 4) 総合的な保全計画の策定に向けて

現在、勇払原野の自然環境の保全・再生に関連する具体的な事業として、美々川の自然再生事業、鶴川干潟再生事業、安平川遊水池計画などが実施もしくは検討されている。しかしこれらはいずれも、勇払原野の一部についての計画であり、原野を一体的に保全する視点を欠いている。

既に述べてきたように美々川からウトナイ湖、勇払川を経て安平川水系に至る一連の地域は、有機的なつながりをもつ一連の自然環境であり、一体化して保全することが必要である。そのために、3) に示したような個々の課題についての検討を含め、勇払原野全体を網羅した、総合的な保全計画の策定が必要と考えられる。

現在、苫小牧東部開発連絡協議会では「苫小牧東部地域『自然と共生するアメニティ空間』の方向性」として、苫東地域の未利用地を主体とした自然環境活用計画が検討されている。このような様々な機関が連携できる場で、かつ関連自治体住民・団体が参画できるような形で、総合的な保全計画を策定することが必要である。こうした、すべての利害関係者が参画し、本報告書に示したような生態学的なデータとその分析に基づいて議論を行う、勇払原野保全のための包括的な協議会の設置を最後に提案したい。

## 参考文献

- 青井俊樹. 1998. 森の新聞②ヒグマの原野.
- Birdlife International. 2004. Important Bird Areas in Asia. バードライフアジア, 東京.
- 藤巻裕蔵. 2000. 北海道鳥類目録改訂 2 版. 帯広畜産大学, 帯広.
- 富士田裕子. 1997. 北海道の湿原の現状と問題点. (財) 自然保護助成基金 1994-1995 年度助成金報告書: 231-237.
- 橋本正雄. 1986. 釧路湿原～釧路川築堤沿い～の鳥類センサスについて. 釧路市立博物館紀要第 11 輯: 61-70.
- 橋本正雄. 1988. 釧路湿原鳥類センサスについて. 釧路市立博物館紀要第 13 輯: 9-18.
- 橋本正雄. 1998. 釧路湿原～久著呂川沿い～の鳥類センサスについて. 釧路市立博物館紀要第 22 輯: 21-26.
- 北海道. 1986. 苫小牧東部大規模工業基地に係る環境影響評価書. 北海道.
- 北海道環境科学研究センター. 1993. 「すぐれた自然地域」自然環境調査報告書-道南圏域-北海道.
- 北海道環境科学研究センター. 1993. 「すぐれた自然地域」自然環境調査報告書-道央圏域-北海道.
- 北海道野鳥愛護会. 2001. 北海道野鳥だより 第 125 号. 北海道野鳥愛護会, 札幌.
- 北海道野鳥愛護会. 2002. 北海道野鳥だより 第 129 号. 北海道野鳥愛護会, 札幌.
- 北海道野鳥愛護会. 2003. 北海道野鳥だより 第 133 号. 北海道野鳥愛護会, 札幌.
- 北海道野鳥愛護会. 2004. 北海道野鳥だより 第 137 号. 北海道野鳥愛護会, 札幌.
- 北海道野鳥愛護会. 2005. 北海道野鳥だより 第 141 号. 北海道野鳥愛護会, 札幌.
- 北海道アオサギ研究会. 2005. 北海道におけるアオサギの生息状況に関する報告. 北海道アオサギ研究会, 札幌.
- 市田則孝. 1999. サンクチュアリとは何か. 造景 第 24 号:35-41.
- 石城謙吉. 1987. 勇払原野一帯の鳥類相. 北海道大学農学部演習林研究報告 44: 689-713.
- 石城謙吉. 2001. 勇払原野と人. ウトナイ湖サンクチュアリ開設 20 周年記念講演要旨. (財) 日本野鳥の会, 東京.
- 環境省. 2002. 改訂 日本の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブック 2 鳥類. 環境省, 東京.
- 雁を保護する会. 1994. ガン類渡来地目録第 1 版. 雁を保護する会, 宮城.
- 川崎慎二ほか. 1997. 北海道東部春国岱の繁殖期の鳥類相の変化. Strix15: 25-38.
- 菊田一郎. 1983. サンカノゴイの鳴声終日調査. Strix 2: 110-112.
- 国土地理院. 2000. 日本全国の湿地面積の変化について. 国土地理院技術資料 D・1-387.
- 国土地理院. 2004. 勇払平野湖沼湿原調査報告書. 国土地理院技術資料 D・1-No.419.
- 正富宏之・富士元寿彦. 1987. 北海道北部サロベツ原野の鳥類相Ⅱ繁殖期の鳥. 専大北海道紀(自然) 20: 253-280.

- 中村浩志・重盛究. 1990. オオジシギ *Gallinago hardwickii* の繁殖期における日周活動と社会構造. 山階鳥類研究所研究報告 84:85-113.
- 中村登流・中村雅彦. 1995. 日本野鳥生態図鑑水鳥編. 保育社, 大阪.
- 日本鳥学会. 2000. 日本産鳥類目録改訂第6版. 日本鳥学会, 東京.
- 大畑孝二. 1989. ウトナイ湖におけるオオジシギの秋の渡りについて. *Strix* 8: 139-144.
- 塚本洋三・安西英明. 1999. 日本のサンクチュアリ運動 その発端と始動. 造景 第24号: 42-50.
- 通商産業省資源エネルギー庁. 1998. 苫東厚真発電所 4号機環境審査報告書. 通商産業省資源エネルギー庁, 東京.
- Wetland International. 1997. Waterfowl Population Estimates Second Edition. Wetland International, Wageningen.
- 矢部和夫. 1997. 勇払平野の湿原地域の変遷. (財)自然保護助成基金 1994-1995年度助成金報告書: 79-81.
- (財)日本野鳥の会. 1994. ウトナイ沼環境保全基本計画検討調査報告書(1993年度版). (財)日本野鳥の会, 東京.
- (財)日本野鳥の会. 1995. ウトナイ沼環境保全基本計画検討調査報告書(1994年度版). (財)日本野鳥の会, 東京.
- (財)日本野鳥の会ウトナイ湖サンクチュアリ, 1991. 1990年度ウトナイ湖サンクチュアリ年次報告書. (財)日本野鳥の会, 東京.
- (財)日本野鳥の会苫小牧支部. 1986. 苫小牧の野鳥. (財)日本野鳥の会苫小牧支部, 苫小牧.

## 添付資料

---

1. 勇払原野の鳥類相及び記録鳥類リスト
2. 苫小牧東部地域の土地利用計画図
3. 勇払原野周辺のIBA基準生息地（図）
4. 勇払原野及び周辺地域の自然環境保全関連等指定地域（図表）
5. 自然環境保全等に係る法令（表）

1. 勇払原野の記録鳥類リスト

No.	目	科	種	2000-2002年調査確認種	文献1)	文献2)	文献3)	ウトナイ湖サンクチュアリ記録等よりの追加	北大演習林のみで記録		
1	アビ目	アビ科	アビ		○		○				
2			オオハム		○	○	○				
5	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ		○	○	○				
6			ハシロカイツブリ		○	○	○				
7			ミミカイツブリ		○	○	○				
8			アカエリカイツブリ		○	○	○				
9			カンムリカイツブリ		○	○	○				
23	ミスナキトリ目	ミスナキトリ科	オオミスナキトリ			○	○				
28			ハシボソミスナキトリ			○	○				
46	ヘリカン目	ウ科	ウミウ		○	○	○				
47			ヒメウ		○	○	○				
49		クンカントリ科	オオクンカントリ		○	○	○				
51	コウノトリ目	サキ科	サンカノコイ	○	○	○	○				
53			オオヨシゴイ	○							
62			アマサキ			○	○	○			
63			ダイサキ			○	○	○			
64			チュウサキ			○	○	○			
65			コサキ			○	○	○			
68			アオサキ	○		○	○	○			
69			ムラサキサキ			○	○	○			
70			コウノトリ科	コウノトリ		○	○	○			
72		トキ科	ヘラサキ		○	○	○				
76	カモ目	カモ科	シシユウカラガン		○	○	○				
77			コクガン		○	○	○				
78			ハイロガン		○	○	○				
79			マカン	○	○	○	○				
80			カリガネ			○	○	○			
81			ヒシクイ	○	○	○	○				
82			ハクガン			○	○	○			
84			サカツラガン			○	○	○			
87			オオハクチョウ	○	○	○	○				
88			コハクチョウ			○	○	○			
91			ツクシガモ			○	○	○			
93			オシトリ			○	○	○			
94			マガモ	○	○	○	○				
95			カルガモ	○	○	○	○				
96			コガモ			○	○	○			
97			トモエガモ			○	○	○			
98			ヨシガモ			○	○	○			
99			オカヨシガモ			○	○	○			
100			ヒトリガモ			○	○	○			
101			アメリカヒトリ			○	○	○			
102			オナガガモ			○	○	○			
103			シマアジ			○	○	○			
104			ハシビロガモ			○	○	○			
106			ホシハジロ			○	○	○			
108			オオホシハジロ			○	○	○			
112			キンクロハジロ	○	○	○	○				
113			スズガモ			○	○	○			
117			クロガモ				○	○			
118			ビロードキンクロ			○	○	○			
120			シノリガモ			○	○	○			
121			コオリガモ			○	○	○			
122			ホオシロガモ			○	○	○			
124					ミコアイサ		○	○	○		

No.	目	科	種	2000-2002年調 査確認種	文献1)	文献2)	文献3)	ウトナイ湖サンクチュアリ 記録等よりの追加	北大演習林 のみで記録
125			ウミアイサ		○	○	○		
127			カワアイサ		○	○	○		
128	タカ目	タカ科	ミサコ'	○	○	○	○		
129			ハチクマ	○		○			
130			トビ'	○	○	○	○		
131			オシ'ロワシ	○	○	○	○		
132			オオワシ	○	○	○	○		
133			オオタカ	○	○	○	○		
135			ツミ		○	○	○		
136			ハイタカ		○	○	○		
137			ケアシノスリ		○	○	○		
139			ノスリ	○	○	○	○		
141			クマタカ		○	○	○		
147			ハイロチョウビ		○	○	○		
149			チョウビ	○	○	○	○		
150		ハヤブサ科	シロハヤブサ		○	○	○		
151			ハヤブサ	○	○	○	○		
152			チコ'ハヤブサ	○	○	○	○		
153			コチョウケン'ボウ		○	○	○		
156			チョウケン'ボウ	○	○	○	○		
158	キジ'目	ライチョウ科	エゾ'ライチョウ		○	○	○		
159		キジ'科	ウス'ラ		○	○	○		
164	ツル目	ツル科	タン'チョウ	○	○	○	○		
165			ナ'ハツル					○	
166			カナ'ダ'ヅル		○	○	○		
167			マ'ナ'ヅル		○	○	○		
169			ア'ネ'ハツル		○		○		
170		クイ'ナ科	クイ'ナ	○	○	○	○		
174			ヒ'メ'クイ'ナ		○	○	○		
175			ヒ'クイ'ナ		○	○	○		
176			シ'マ'クイ'ナ		○	○	○		
178			シ'ロ'ハラ'クイ'ナ			○			
179			ハ'ン		○	○	○		
181			オ'オ'ハ'ン		○	○	○		
188	チ'ドリ目	チ'ドリ科	コ'チ'ドリ	○	○	○	○		
189			イ'カル'チ'ドリ		○	○	○		
190			シ'ロ'チ'ドリ		○	○	○		
191			メ'ダ'イ'チ'ドリ		○	○	○		
195			ム'ナ'グ'ロ		○	○	○		
196			タ'イ'セ'ン		○	○	○		
197			ケ'リ		○	○	○		
198			タ'ケ'リ		○	○	○		
199		シ'キ'科	キョウ'ジョ'シ'キ'		○	○	○		
202			ト'ウ'ネ'ン	○	○	○	○		
203			ヒ'バ'リ'シ'キ'	○	○	○	○		
204			オ'シ'ロ'ト'ウ'ネ'ン		○	○	○		
206			ア'メ'リ'カ'ウ'ス'ラ'シ'キ'		○	○	○		
207			ウ'ス'ラ'シ'キ'		○	○	○		
209			ハ'マ'シ'キ'		○	○	○		
210			サ'ル'ハ'マ'シ'キ'		○	○	○		
212			オ'ハ'シ'キ'		○	○	○		
216			エ'リ'マ'キ'シ'キ'		○	○	○		
218			キ'リ'アイ		○	○	○		
221			シ'ヘ'リ'ア'オ'オ'ハ'シ'シ'キ'		○		○		
222			ツ'ル'シ'キ'		○	○	○		

No.	目	科	種	2000-2002年調査確認種	文献1)	文献2)	文献3)	ウナイ湖サンチュアリ記録等よりの追加	北大演習林のみで記録
223			アカアシシキ'		○	○	○		
224			コアアシシキ'		○	○	○		
225			アアシシキ'		○	○	○		
228			カラフトアアシシキ'		○	○	○		
229			クサシキ'		○	○	○		
230			タカブ'シキ'	○	○	○	○		
232			キアシシキ'		○	○	○		
233			イソシキ'		○	○	○		
234			ソリハシシキ'	○	○	○	○		
235			オグ'ロシキ'		○	○	○		
236			オオソリハシシキ'		○	○	○		
237			タ'イシヤクシキ'		○	○	○		
238			ホウロクシキ'		○	○	○		
240			チュウシヤクシキ'		○	○	○		
243			ヤマシキ'	○	○	○	○		
245			タシキ'	○	○	○	○		
248			オオシ'シキ'	○	○	○	○		
249			アオシキ'						○
251		セイトカシキ'科	セイトカシキ'		○	○	○		
252			ソリハシセイトカシキ'					○	
254		ヒレアシシキ'科	アカエリヒレアシシキ'		○	○	○		
256		ツバメチドリ科	ツバメチドリ		○	○	○		
258		トウゾクカモメ科	トウゾクカモメ		○	○	○		
259			クロトウゾクカモメ		○	○	○		
262		カモメ科	ユリカモメ		○	○	○		
264			セグ'ロカモメ		○	○	○		
265			オオセグ'ロカモメ		○	○	○		
266			ワシカモメ		○	○	○		
267			シロカモメ		○	○	○		
268			カモメ		○	○	○		
269			ウミネコ		○	○	○		
270			ズ'グ'ロカモメ		○	○	○		
273			ミツユビ'カモメ		○	○	○		
277			ハジ'ロクロハラアジ'サシ		○	○	○		
278			クロハラアジ'サシ		○	○	○		
283			アジ'サシ	○	○	○	○		
290			コアジ'サシ		○	○	○		
295		ウミスズ'メ科	ウミガラス				○		
298			ケイマフリ					○	
299			マダ'ラウミスズ'メ				○		
300			ウミスズ'メ				○		
302			エトロフウミスズ'メ					○	
304			コウミスズ'メ				○		
305			ウミオウム				○		
315	ハト目	ハト科	キン'ハト	○	○	○	○		
317			アオハト	○	○	○	○		
319	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ		○	○	○		
321			カッコウ	○	○	○	○		
322			ツツドリ	○	○	○	○		
323			ホトギス		○	○	○		
328	フクロウ目	フクロウ科	トラフズク		○	○	○		
329			ヨミズク		○	○	○		
332			オオコノハズク			○			
330			コノハズク		○	○	○		
334			アオハズク						○

No.	目	科	種	2000-2002年調査確認種	文献1)	文献2)	文献3)	ウトナイ湖サンチュアリ記録等よりの追加	北大演習林のみで記録
335			フクロウ		○	○	○		
336	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ		○	○	○		
337	アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ		○	○	○		
339			アマツバメ		○	○	○		
342	ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン					○	
340			ヤマセミ		○	○	○		
345			カワセミ		○	○	○		
348		ヤツガシラ科	ヤツガシラ		○	○	○		
349	キツツキ目	キツツキ科	アリスイ	○	○	○	○		
351			ヤマゲラ		○	○	○		
353			クマゲラ	○	○	○	○		
355			アカゲラ	○	○	○	○		
356			オオアカゲラ		○	○	○		
357			コアカゲラ		○		○		
358			コケラ	○	○	○	○		
365	スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ		○	○	○		
367		ツバメ科	ショウトウツバメ	○	○	○	○		
368			ツバメ		○	○	○		
370			コシアカツバメ		○	○	○		
371			イワツバメ		○	○	○		
373		セキレイ科	ツメナガセキレイ		○	○	○		
375			キセキレイ		○	○	○		
376			ハクセキレイ		○	○	○		
377			セグロセキレイ		○	○	○		
381			ビソズイ	○	○	○	○		
383			ムネアカタヒバリ		○	○	○		
384			タヒバリ		○	○	○		
386		サンショウクイ科	サンショウクイ		○	○	○		
388		ヒヨドリ科	ヒヨドリ	○	○	○	○		
390		モズ科	モズ	○	○	○	○		
391			アカモズ	○	○	○	○		
393			オオモズ		○	○	○		
395		レンジャク科	キレンジャク		○	○	○		
396			ヒレンジャク		○	○	○		
397		カワガラス科	カワガラス		○	○	○		
398		ミソサザイ科	ミソサザイ		○	○	○		
405		ツグミ科	ノゴマ	○	○	○	○		
406			オカワコマドリ					○	
407			コルリ		○	○	○		
408			ルリビタキ		○		○		
410			ジョウビタキ		○	○	○		
411			ノビタキ	○	○	○	○		
416			サバクヒタキ					○	
417			イソヒヨドリ			○	○		
421			マシロ		○	○	○		
419			トラツグミ		○	○	○		
423			クワツグミ	○	○	○	○		
425			アカハラ	○	○	○	○		
427			シロハラ		○	○	○		
428			ミチヤクザイ		○	○	○		
430			ツグミ		○	○	○		
434		ウグイス科	ヤブサメ	○	○	○	○		
435			ウグイス	○	○	○	○		
437			エゾセンニュウ	○	○	○	○		
439			シマセンニュウ	○	○	○	○		

No.	目	科	種	2000-2002年調査確認種	文献1)	文献2)	文献3)	ウトナイ湖サンチュアリ記録等よりの追加	北大演習林のみで記録
441			マキノセンニユウ	○	○	○	○		
442			コヨシキリ	○	○	○	○		
443			オオヨシキリ		○	○	○		
452			メボソムシクイ		○	○	○		
453			エゾムシクイ		○	○	○		
454			センタ'イムシクイ	○	○	○	○		
456			キクイタダキ		○	○	○		
460		ヒタキ科	キヒタキ	○	○	○	○		
461			ムキ'マキ		○	○	○		
462			オシ'ロヒタキ						○
463			オオルリ		○	○	○		
464			サメ'ヒタキ		○	○	○		
465			エゾ'ヒタキ		○	○	○		
466			コサメ'ヒタキ		○	○	○		
468		エナガ科	エナガ'		○	○	○		
470		シシ'ユウカラ科	ハシブ'トガラ	○	○	○	○		
471			コガラ		○	○	○		
472			ヒガラ		○	○	○		
473			ヤマガラ		○	○	○		
475			シシ'ユウカラ	○	○	○	○		
476		コシ'ユウカラ科	コシ'ユウカラ		○	○	○		
477		キバシリ科	キバシリ		○	○	○		
478		メシ'ロ科	メシ'ロ		○	○	○		
482		ホオシ'ロ科	ホオシ'ロ		○	○	○		
485			シロハラホオシ'ロ		○	○	○		
486			ホオアカ	○	○	○	○		
489			カシラダカ		○	○	○		
490			ミヤマホオシ'ロ		○	○	○		
491			シマオシ'	○	○	○	○		
495			アオシ'	○	○	○	○		
496			クロシ'		○	○	○		
498			オオシ'ユリン	○	○	○	○		
499			ツメナガホオシ'ロ					○	
500			ユキホオシ'ロ		○	○	○		
505		アトリ科	アトリ		○	○	○		
506			カワラヒワ	○	○	○	○		
507			マヒワ		○	○	○		
508			ベ'ニヒワ		○	○	○		
510			ハキ'マシコ		○	○	○		
511			アカマシコ						○
512			オオマシコ		○	○	○		
513			キンザ'ンマシコ		○		○		
514			イスカ						○
516			ベ'ニマシコ	○	○	○	○		
518			ウツ		○	○	○		
519			コイカル		○				
520			イカル	○	○	○	○		
521			シメ	○	○	○	○		
523		ハタオトリ科	ニューナイスズ'メ		○	○	○		
524			スズ'メ		○	○	○		
527		ムク'トリ科	コムク'トリ	○	○	○	○		
530			ムク'トリ		○	○	○		
533		カラス科	カケス		○	○	○		
537			ホシガラス						○
540			ハシボソガラス	○	○	○	○		

No.	目	科	種	2000-2002年調 査確認種	文献1)	文献2)	文献3)	ウトナイ湖サンクチュアリ 記録等よりの追加	北大演習林 のみで記録
541			ハシブトガラス	○	○	○	○		
合計	22目	57科	276種						
85	帰化種、移入種		コブハクチョウ	○	○	○	○		
161			キジ(コウライキジ)		○	○	○		

#### 文献

- 1) (財) 日本野鳥の会ウトナイ湖サンクチュアリ, 1991. 1990年度ウトナイ湖サンクチュアリ年次報告書. (財) 日本野鳥の会, 東京.
- 2) 苫小牧の野鳥. (財) 日本野鳥の会苫小牧支部
- 3) 石城謙吉, 1987. 勇払原野一帯の鳥類相. 北海道大学農学部演習林研究報告 44: 689-713.

2. 苫小牧東部開発地域の土地利用図など

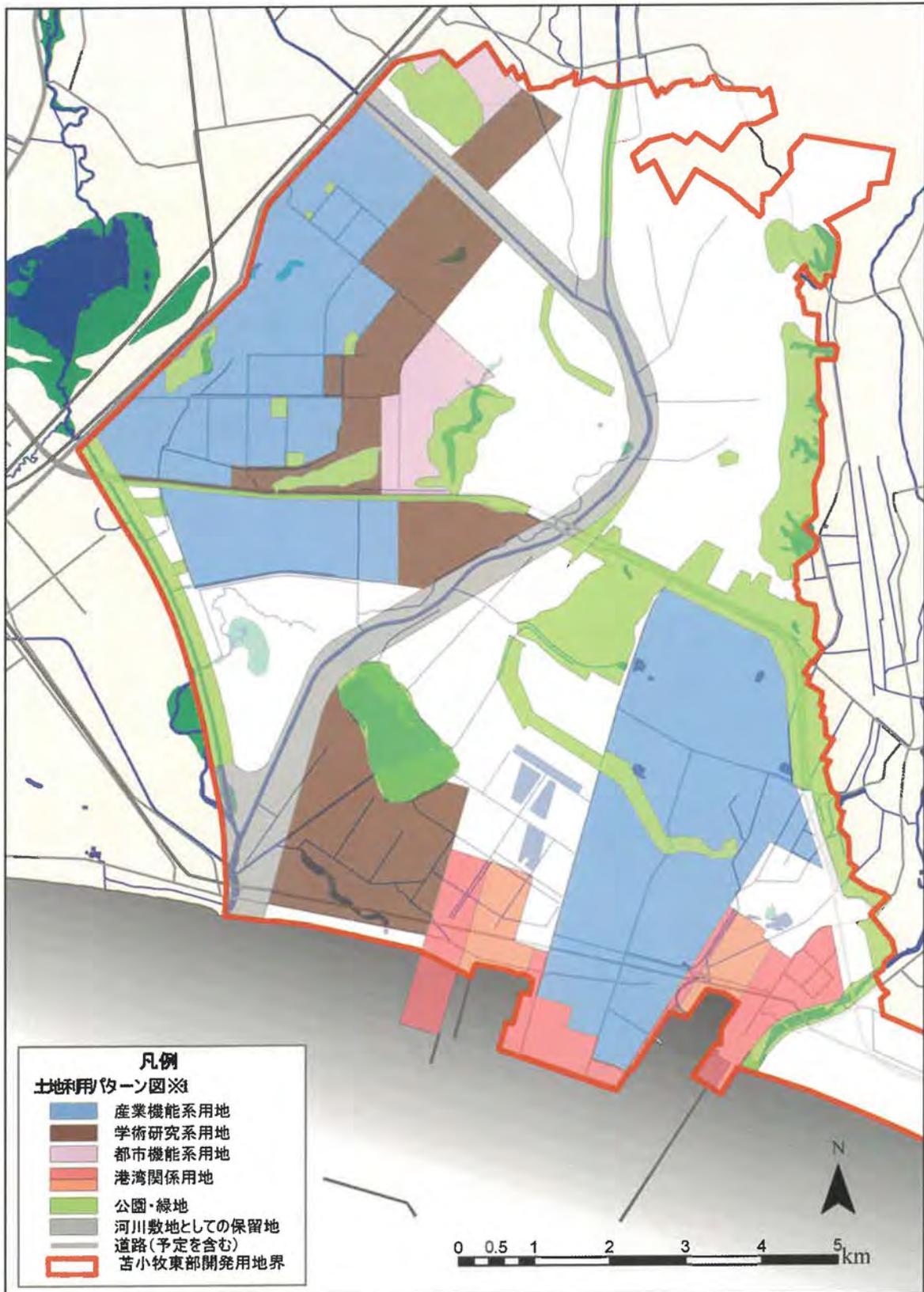


図 A1 苫東地域の土地利用

※1「苫小牧東部地域に係る環境影響評価書の概要」の図を参考に作成。

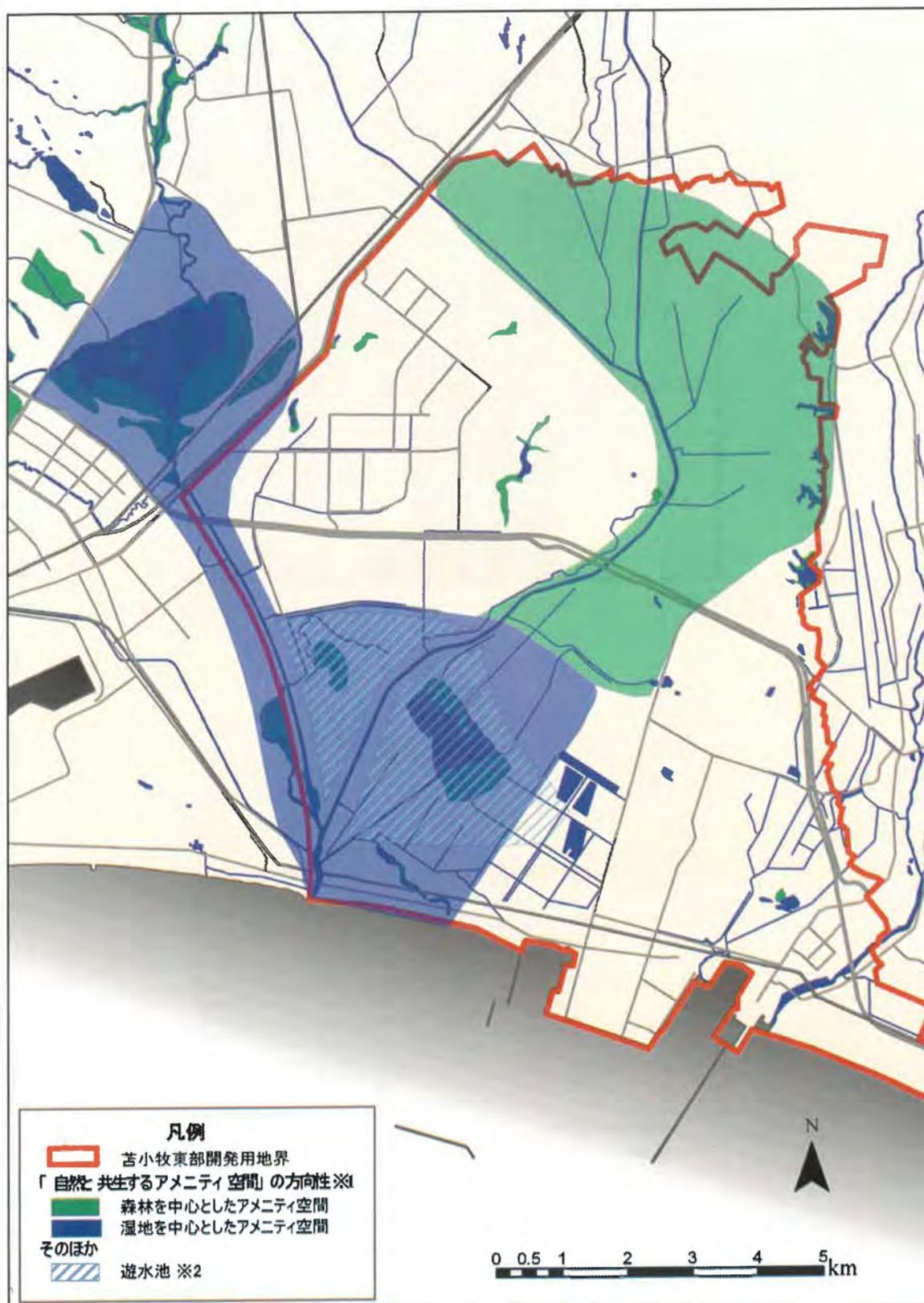
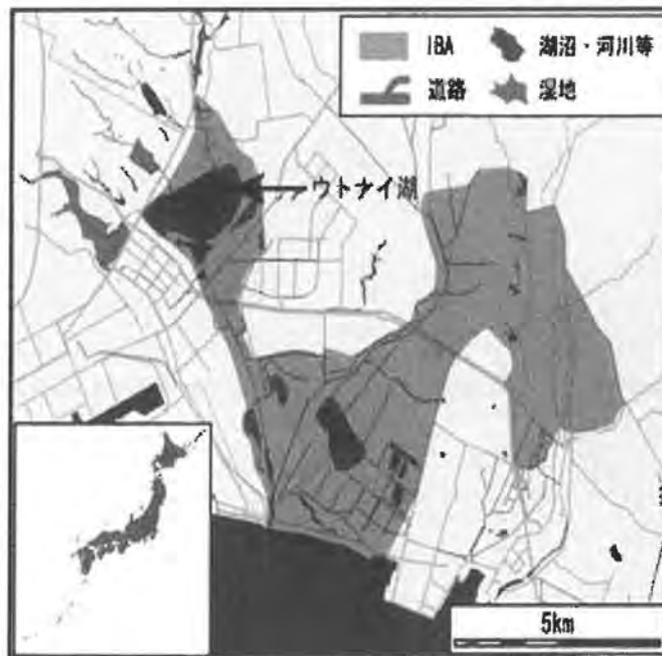


図 A2 苦東地域の土地利用

※1 は苦小牧東部開発連絡協議会資料、※2 は安平川水系河川整備検討委員会資料より。

3. 勇払原野周辺の IBA 基準生息地

ウトナイ湖・勇払原野



選定基準 A4i (コハクチョウ・マガン・ヒシクイ・オオジシギ)

鷓川



選定基準 A4i (マガン)

図 A3 日本の IBA 基準生息地より、ウトナイ湖・勇払原野および鷓川

※ 選定基準 A4i とは、群れを作る水鳥の生物地理的個体群の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイトのこと。

4. 勇払原野及び周辺地域の自然環境保全関連等指定地域

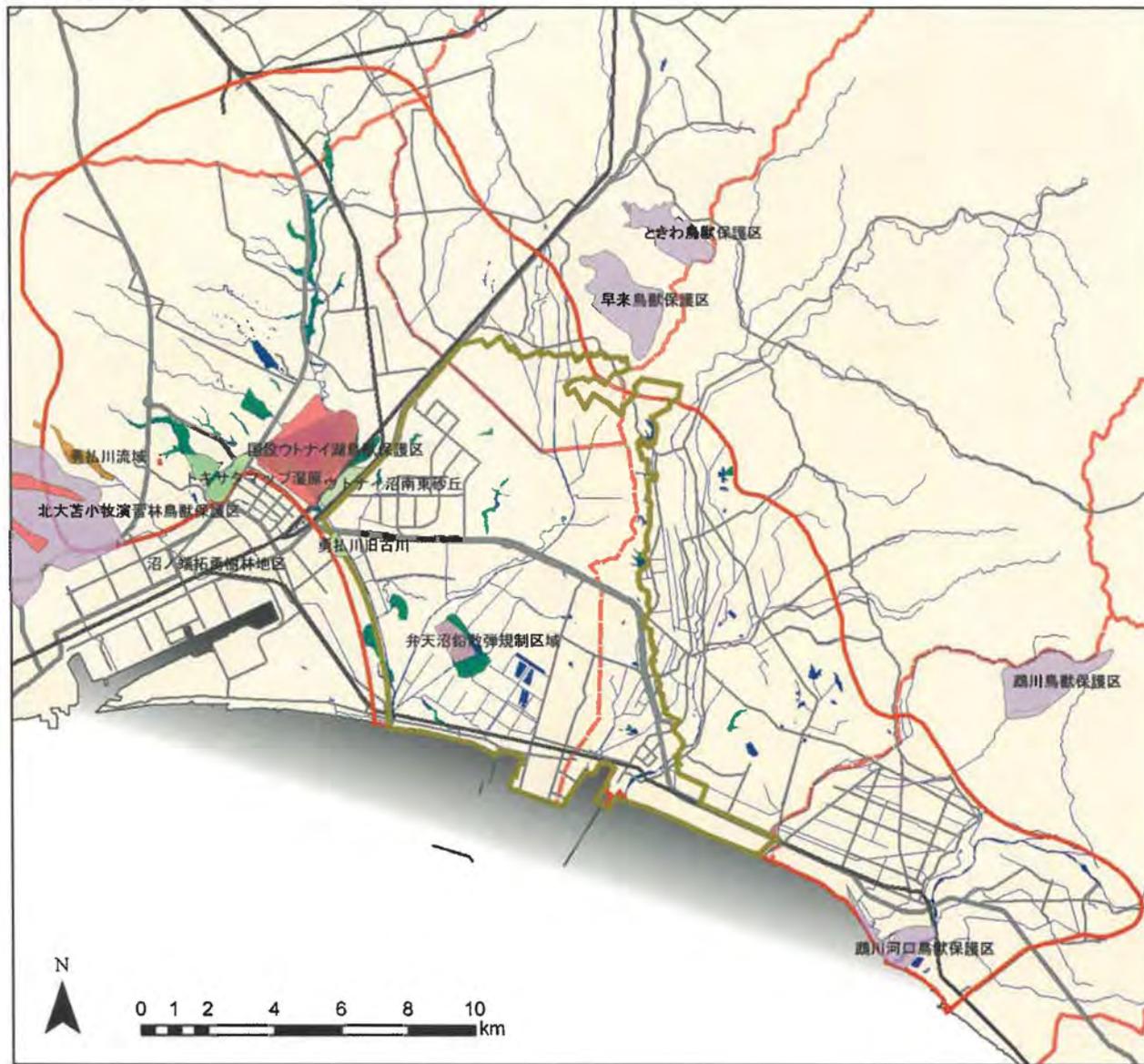


図 A4  
鳥獣保護区等指定状況



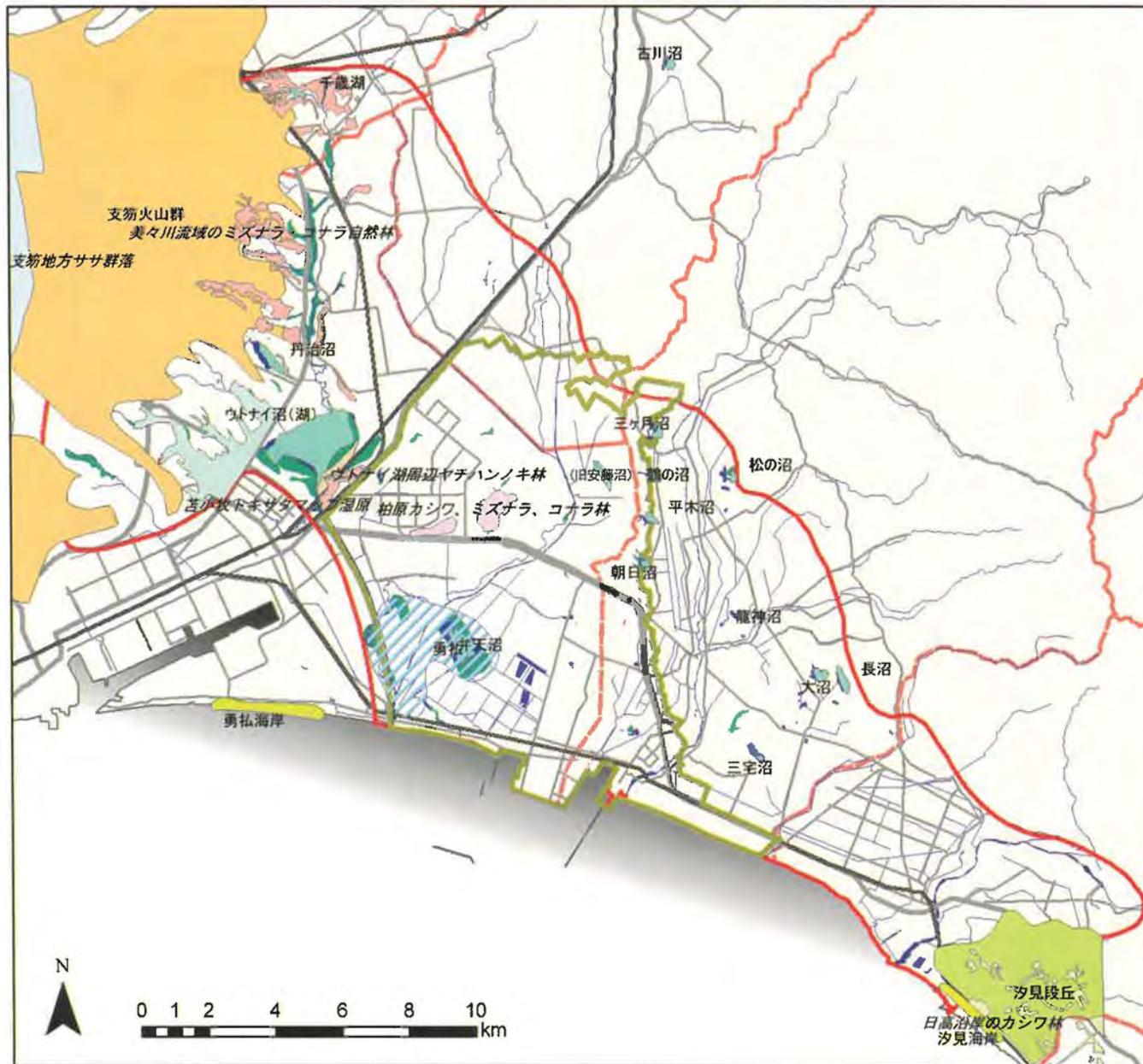


図 A5  
自然景観資源・特定植物群落  
等指定状況





表 A1 鳥獣保護法に基づく指定状況

種類	名称	期間	種類	面積 (ha)	備考
鳥獣保護区	国設ウトナイ湖	～H23.9.30	集団渡来地	510	全域特別保護地区
	道設王子山鳥獣保護区	～H16.9.30	森林鳥獣生息地	1257	
	道設北大苫小牧演習林 鳥獣保護区	～H17.9.30	森林鳥獣生息地	2745	
	道設早来鳥獣保護区	～H17.9.30	森林鳥獣生息地	403	
	道設ときわ鳥獣保護区	～H26.9.30	森林鳥獣生息地	277	
	道設鶴川鳥獣保護区	～H34.9.30	森林鳥獣生息地	348	
	道設鶴川河口鳥獣保護区	～H30.9.30	森林鳥獣生息地	152	
鉛散弾規制区域	弁天沼鉛散弾規制区域	期間を定めず		293	
銃猟禁止区域	千歳湖銃猟禁止区域	～H23.9.30		63	
	丹治沼銃猟禁止区域	～H16.9.30		39	
	厚真大沼銃猟禁止区域	～H25.9.30		17	
	つた森山林銃猟禁止区域	～H21.3.31		210	
	苫東共和銃猟禁止区域	～H23.9.30		1878	
	苫東柏原銃猟禁止区域	～H23.9.30		922	

表 A2 自然環境保全法及び関連法令による指定状況

名称	種類	所在地
北海道指定		
勇払川	学術自然保護地区	苫小牧市
上野松の沼	環境緑地保護地区	厚真町
ノブト	環境緑地保護地区	厚真町
市町村指定		
トキサタマップ湿原	自然環境保全地区	苫小牧市
勇払川旧古川	自然環境保全地区	苫小牧市
ウトナイ沼南東砂丘	自然環境保全地区	苫小牧市
沼ノ端拓勇樹林地区	自然環境保全地区	苫小牧市

表 A3 日本の重要湿地 500 の選定湿地

湿地名	市町村名	湿地タイプ	生物群	生育・生息域	選定理由
勇払平野湿原群(美々川、美々湿原、ウトナイ湖、トキサタマップ湿原、弁天沼、柏原東湿原、平木沼湖沼群朝日沼など)	苫小牧市、千歳市、勇払郡早来町・厚真町	低層湿原、湖沼、河川	湿原植生	ウトナイ湖	ヨシーイワノガリヤス群落、ヤチヤナギームジナスゲ群落、ハンノキ林。水生植物群落は多様で、コウホネ群落、マコモ群落、スギナモ群落、ヒシ群落、タヌキモ群落、エゾノヒルムシロ群落、セキショウモ・クロモ群落。
			湿原植生	勇払平野湿原群(美々湿原、トキサタマップ湿原、弁天沼、柏原東湿原、平木沼湖沼群朝日沼など)	安平川流域の湿原中心部は工業団地の開発によって消滅したが、美々川、トキサタマップ川、柏原台地、平木沼湖沼群朝日沼に残存する湿原群。道央部の湿原として重要。植生は低層湿原植生で、ヨシーイワノガリヤス群落、ヤチヤナギームジナスゲ群落、ヤラメスゲ群落、ヤチスゲ・サギスゲ群落、ハンノキ林。朝日沼にはヌマガヤームジナスゲ群落。
			水草	弁天沼	勇払原野の湖沼植生が良好に維持されており、特にタヌキモ類の豊かさは類を見ない。
			水草	美々川	種の多様性に富む流水性水生植物群落が残存。
			ガン・カモ類	ウトナイ湖	オオハクチョウ、コハクチョウ、ヒシクイ(亜種ヒシクイおよびオオヒシクイ)、マガンの渡来地。
			ガン・カモ類	弁天沼	ヒシクイ(亜種ヒシクイおよびオオヒシクイ)、マガンの渡来地。
			昆虫類	ウトナイ湖湿原	イイジマルリボシヤンマ、カオジロトンボ、カワラハンミョウの生息地。
			昆虫類	美々川源流	セスジアカガネオサムシ、クマガイクロアオゴミムシ、カワラハンミョウ、ハナダカバチなどの生息地。
厚真水田・鵜川水田	勇払郡厚真町・鵜川町	水田	ガン・カモ類	厚真水田	ヒシクイ(亜種ヒシクイ)、マガンの渡来地。
			ガン・カモ類	鵜川水田	マガンの渡来地。
鵜川河口	勇払郡鵜川町	河口干潟	シギ・チドリ類	鵜川河口	春秋の渡り期の種数・個体数が比較的多い。RDB種のセイタカシギ、ホウロクシギ、オオジシギが記録されている。

表 A4 北海道自然環境指針による選定地域「すぐれた自然地域」

すぐれた自然地域：自然を構成する要素である植物、動物、地形・地質、景観等の規模や資質に着目すると、その原始性、稀少性、学術性、景観美等において、他の地域より比較的秀でている自然の地域（保全水準については次葉の付表参照）。

名称	すぐれた自然の要素		主要な位置	保全水準			市町村名
	要素	内容		資	保	利	
ウトナイ湖周辺	分布上重要な植物生育地	ハマナス、ハナゴケ群落等	ウトナイ湖南東岸	3	1	2	苫小牧市
	天然林	砂丘カシワ林、ヤチハンノキ林、コナラ 林等	ウトナイ湖南東岸、柏原	4	2	2	
	湿原	低～高層湿原	ウトナイ湖周辺	4	2	2	
	水鳥類大規模飛来地	ガン・カモ・ハクチョウ類、シギ・チドリ類等	ウトナイ湖	2	2	2	
	特殊鳥類飛来地	オジロワシ、オオワシ	ウトナイ湖周辺	4	3	2	
	すぐれた天然湖沼	—	ウトナイ湖	3	3	3	
	特異な地形・景観	内陸砂丘	ウトナイ湖南東岸	4	3	3	
美々川流域	天然林	ミズナラ・コナラ群落、ハンノキ等	美々川流域	4	3	3	苫小牧市 千歳市
	湿原	低層湿原、コウホネ群落等	同 上	4	2	2	
	特異な地形・景観	自由蛇行河川、湧水	同 上	3	2	2	
平木沼湖沼群	天然林	ミズナラ、コナラ等	平木沼、朝日沼周辺	4	3	3	苫小牧市 厚真町 早来町
	水鳥類飛来地	ハクチョウ 等	平木沼、朝日沼	4	3	2	
	良好な天然湖沼	—	同 上	4	3	3	
北大苫小牧演習林	天然林	平地林、エゾイタヤーンノキ群落等	演習林内	4	3	3	苫小牧市
	特殊鳥類繁殖地	クマゲラ	同 上	3	3	2	
	すぐれた森林性鳥類繁殖地	—	同 上	3	2	2	
鶴川・沙流川河口	海岸植生	海岸草原	沙流川河口	4	2	3	鶴川町 門別町
	水鳥類主要飛来地	シギ・チドリ類等	鶴川河口、沙流川河口	3	2	2	
	特異な地形・景観	干潟	同 上	4	2	3	
勇払川流域	湿原	低層湿原	勇払川湿原	4	2	2	苫小牧市
	水鳥類飛来地	ガン・カモ 類等	勇払川流域	4	3	2	
	アオサギ集団繁殖地	—	同 上	4	3	2	
	特異な地形・景観	自由蛇行河川	同 上	4	3	3	

付表：すぐれた自然地域の保全水準

I. 資質水準

区分		内容
I	国際的レベル	国際的レベルで評価されるもの(地球的規模で分布の特異性やつながりを有し、あるいは移動・回遊する等、国際的視野で考慮に値し、本道がその存在に重要な役割を果たしているもの)。
II	全国的レベル	日本の国内的レベルで評価されるもの(国内的な規模で分布の特異性やつながりを有し、あるいは移動・回遊し、または、日本国内に生存地域が限られていたり、数や規模が減少またはその過程にある等、国内的視野で考慮に値し、本道がその存在に重要な役割を果たしているもの)。
III	北海道的レベル	道内の範囲及びその近接周辺地域や海域で評価されるもの(道内やその近接周辺地域・海域に生存が限られていたり、数や規模が減少またはその過程にあるものや、現状では問題がなくとも、利用のされ方によっては将来的に減少、悪化のおそれがあるものを含む)。
IV	圏域的レベル	自然的・社会的条件等に基づき区分した5つの圏域で、良好な自然として評価されるもの。

II. 保護水準

区分		保全のスタンダード
I	自然(動植物の生息、生育環境等)の資質が、[稀少、脆弱、不安定]	当該自然とその環境がそのままの状態で維持できるように、周辺を含めて厳正な保全を図る。
II	〃 [やや稀少、脆弱、不安定]	当該自然とその環境が適切に維持できるように、保全を図る。
III	〃 [やや普遍、安定]	当該自然の主要な部分あるいは要素について、保全を図る。
IV	〃 [普遍、安定]	各種土地利用計画、地域開発計画のなかで調和のとれた保全に努める。

III. 利用水準

区分	
I	自然の容量の範囲内での学術研究、徒歩による自然探勝等に利用を限定する。
II	原則的に徒歩による自然探勝、自然観察、キャンプ、景観鑑賞等の利用を図る。
III	自然と密着し、ふれあえる野外レクリエーション等の利用を図る。
IV	自然環境を生かした計画的な野外レクリエーション等の利用を図る。

表 A5 北海道自然環境指針による選定地域「身近な自然地域」(一部のみ)

身近な自然地域：都市近郊の樹林地、水辺、原野等居住地環境に比較的近く存在し、地域の住民が健康で快適な日常生活を営む上で貴重な存在となっているような自然の地域。

名称	市町村名	概略面積(ha)	立地条件	地域の特性	活用形態	土地所有
千歳湖	千歳市	5.1~20	湖沼・ダム湖等	植物・植生、鳥類、昆虫・小動物	眺望	民有
美々貝塚	千歳市	2.1~5	その他	文化	学習・遊び、その他	国有
つた森山林	苫小牧市	50以上	山岳・丘陵地等	植物・植生、鳥類	行楽・スポーツ、景観形成	公有
勇払海岸	苫小牧市	20.1~50	海岸・干潟等	植物・植生、魚類	行楽・スポーツ	国有
丹治沼	苫小牧市	20.1~50	湖沼・ダム湖等	植物・植生、鳥類	行楽・スポーツ	民有
沼の端拓勇樹林地地区	苫小牧市	2.1~5	並木・防風林等	植物・植生、鳥類	保険・休養、景観形成	公有
勇払川旧古川地区	苫小牧市	20.1~50	溪谷・河川等	植物・植生、鳥類	保険・休養	国有
北大演習林	苫小牧市	50以上	山岳・丘陵地等	植物・植生、鳥類、昆虫・小動物	眺望、学習・遊び	国有
緑のトンネル	苫小牧市	2以下	並木・防風林等	植物・植生、鳥類	保険・休養、景観形成	国有
鶴川河口干潟	鶴川町	50以上	原野・湿原等	植物・植生、鳥類、魚類	学習・遊び、保険・休養	国有
みやと沼	鶴川町	2以下	湖沼・ダム湖等	植物・植生、鳥類、昆虫・小動物	眺望、学習・遊び	公有
生田貯水池(沼崎の沼)	鶴川町	2以下	湖沼・ダム湖等	植物・植生、鳥類、昆虫・小動物	行楽・スポーツ	公有
佐藤浜	鶴川町	2.1~5	海岸・干潟等	植物・植生、鳥類	行楽・スポーツ	国有
早来八十八ヶ所	早来町	2.1~5	社寺林・園等	植物・植生、鳥類、文化	保険・休養	公有
サックル湖	早来町	2.1~5	湖沼・ダム湖等	植物・植生	行楽・スポーツ	民有
鶴の湯温泉	早来町	20.1~50	山岳・丘陵地等	鳥類	保険・休養	民有
ときわ公園	早来町	20.1~50	社寺林・園等	鳥類	行楽・スポーツ、保険・休養	公有
三日月沼	厚真町	5.1~20	湖沼・ダム湖等	植物・植生、鳥類、昆虫・小動物	行楽・スポーツ	民有
ガン飛来地(上厚真・共栄・富野)	厚真町	20.1~50	農耕地・人工草地	鳥類	学習・遊び	民有
大沼フィッシングパーク	厚真町	20.1~50	湖沼・ダム湖等	植物・植生、鳥類、昆虫・小動物	行楽・スポーツ	公有
中央小学校の裏山	厚真町	2.1~5	社寺林・園等	植物・植生、鳥類	保険・休養	公有
小学校の高台	厚真町	2.1~5	山岳・丘陵地等	鳥類	保険・休養	公有
浜厚真海岸	厚真町	50以上	海岸・干潟等	鳥類	行楽・スポーツ	国有
長沼	厚真町	2.1~5	湖沼・ダム湖等	植物・植生、鳥類	行楽・スポーツ	民有
三宅沼	厚真町	5.1~20	湖沼・ダム湖等	植物・植生、鳥類	眺望、景観形成	民有
朝日沼	厚真町	5.1~20	湖沼・ダム湖等	植物・植生、鳥類	眺望、景観形成	民有
記念公園	厚真町	20.1~50	山岳・丘陵地等	植物・植生、鳥類、昆虫・小動物	行楽・スポーツ、学習・遊び	公有

表 A6 特定植物群落（環境省自然環境保全基礎調査による）

選定 回数	名称	選定基準	相観区分	面積
2	柏原カシワ、ミズナラ、コナラ林	G	冷温帯夏緑広葉高木林	90
2	ウトナイ湖南岸砂丘カシワ林	GD	冷温帯夏緑広葉低木林	12.5
2	ウトナイ湖周辺ヤチハンノキ林	G	冷温帯夏緑広葉低木林	36.6
2	支笏地方ササ群落	C	植生一般	22500
3	日高沿岸のカシワ林	E	冷温帯夏緑広葉高木林	720
3	美々川流域のミズナラ・コナラ自然林	C	冷温帯夏緑広葉高木林	560
3	苫小牧トキサタマップ湿原	D	湿地植生	490

※付表：特定植物群落の選定基準

基準	内容
A	原生林もしくはそれに近い自然林(特に照葉樹林についてはもれのないように注意すること)
B	国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群
C	比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群
D	砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの(特に湿原についてはもれのないように注意すること。)
E	郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの(武蔵野の雑木林、阿蘇の山地草原、各地の社寺林。特に郷土景観を代表する二次林や二次草原についてはもれの無いよう注意すること)
F	過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの
G	乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群
H	その他、学術上重要な植物群落または個体群(種の多様性の高い群落、貴重種の生息地となっている群落等)

表 A7 自然景観資源（環境省自然環境保全基礎調査による）

類型	自然景観資源名	名称
湖沼景観	湖沼(小地形)	千歳湖
		丹治沼
		ウトナイ沼(湖)
		三ヶ月沼
		(旧安藤沼)
		松の沼
		鶴の沼
		平木沼
		朝日沼
		龍神沼
		弁天沼
		長沼
		大沼
三宅沼		
	湿原(小地形)	勇払
海岸景観	海成段丘(サンゴ礁段丘)(中地形)	汐見段丘
	砂丘(小地形)	勇払海岸
	砂丘(小地形)	汐見海岸
火山景観	火山群(大地形)	支笏火山群

5. 自然環境保全等に係る法令

1) 自然公園法に関するもの(その1)

法令	種類	指定方法	管理	景観に関する要件(第1要件)	その他の要件	規制等
自然公園法	国立公園	中央環境大臣が、関係都道府県及び国	国	<p>●同一の風景型式中我が国の風景を代表すると共に、世界的にも誇り得る傑出した自然の風景であること。</p> <p>●評価条件※</p> <p>①景観の規模: 広大な地域で景観が雄大性に富み、その面積は原則として約 30,000ha 以上を基準とする。海岸を主とする公園にあっては、ただし原則として面積約 10,000ha 以上を基準とする。</p> <p>②自然性: 原則として面積 2,000ha 以上を基準とする原始的な景観核心地域を有し、1~数個の生態系が人間の開発や占有によって著しく変えられていないこと、あるいは動植物の種や地形地質及び動植物の生息地に特別な科学的、教育的、レクリエーション的 중요さのあること。海岸を主とする公園では核心地域の海岸線の延長が原則として 20 キロ以上あること。</p> <p>③変化度: 2以上の景観要素から構成され、景観が変化に富んでいること。</p>	<p>第2要件 利用 自然公園候補地域内の特別地域予定地の大部分が国有または公有か、保安林その他で景観の保護に適していること。 社寺有地、私有地を包含する場合には、土地の所有その他の関係者が特別地域の設定に協力的であること。</p> <p>第3要件 産業 自然公園候補地内の特別地域予定地については水力電気、鉱業、農業、林業、牧畜、水産等各種産業開発による景観破壊の虞が少ないこと。</p> <p>第4要件 利用 自然公園候補地への到達の利便又はその収容力、利用の多様性若しくは特殊性よりみて多人数の利用に適していること。</p> <p>第5要件 配置 1 国立公園 前記第1乃至第4の要件を具備するものについては配置を考慮しないこと。 2 国定公園 前記第1乃至第4の要件を具備するものにつき利用の利便を考慮して全国的に配置の適正を図ること。 3 都道府県立公園 前記第1乃至第4の要件を具備するものにつき利用の利便を考慮して都道府県内の配置の適正を図ること。</p> <p>第6要件 自然公園候補地区の決定 自然公園候補地の区域は、原則として1つの景観区の区域によるものとし、2つ以上の景観区が近接し、且つ、利用上緊密な一連の関係が存在し、更に両者の評価が近似する場合においては、2つ以上の景観区を併せて1つの自然公園の区域とする。 自然公園候補地の区域は、特別地域予定地のほかに自然公園の保護利用上必要最小限度の地域を加えたものとする。</p>	<p>●特別地域: 下記行為の許可制。</p> <p>(1) 工作物の新築、改築、増築。 (2) 木竹の伐採。 (3) 鉱物の掘探、土石採取。 (4) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼす行為。 (5) 指定湖沼・湿原への排水設備を設けた汚水・廃水の排出(指定対象の周囲1km以内)。 (6) 広告物等の掲出、設置、又は工作物等への表示。 (7) 屋外における土石その他指定物の集積、貯蔵。 (8) 水面の埋め立て、干拓。 (9) 土地の開墾、形状変更。 (10) 高山植物その他指定植物の採取、損傷。 (11) 山岳に生息する動物その他指定動物の捕獲、殺傷、卵採取及び損傷。 (12) 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管などの色彩変更。 (13) 湿原及びこれに類する知事指定区域内への指定期間内における立ち入り。 (14) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の指定区域内における車馬・動力船の使用、航空機の着陸。 (15) その他、特別地域の風致維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの</p> <p>●特別保護地区内: 下記行為の許可制。</p> <p>(1) 特別地域の規制行為。 (2) 木竹の損傷。 (3) 本竹を植栽。 (4) 家畜を放牧。 (5) 屋外における物の集積、貯蔵。 (6) 火入れ又はたき火。 (7) 木竹以外の植物の採取、損傷、落葉若しくは落枝の採取。 (8) 動物の捕獲し、殺傷、動物の卵採取若しくは損傷。 (9) 道路及び広場以外での車馬若しくは動力船の使用、航空機の着陸。 (10) そのほか、特別保護地区の景観維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの</p> <p>●普通地域内: 下記行為の届出制。</p> <p>(1) 基準を超える工作物の新築、改築、増築。 (2) 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼす行為。 (3) 広告物等の掲出、設置、又は工作物等への表示。 (4) 水面の埋め立て、干拓。 (5) 鉱物の採掘、土石採取。 (6) 土地の形状を変更すること。</p> <p>●利用調整地区内 指定行為以外の立ち入り制限。</p>
	国定公園	都道府県の申出により環境大臣が審議会の意見を聴き指定。	都道府県	<p>●国立公園の景観に準ずる傑出した自然の大風景であること。</p> <p>●評価条件※</p> <p>①景観の規模: 面積は原則として約 10,000ha 以上を基準とする。海岸を主とする公園では、原則として面積約 3,000ha 以上を基準とする。</p> <p>②自然性: 原則として面積 1,000ha 以上を基準とする原始的な景観核心地域を有し、その生態系が良好な自然状態を保持していること。海岸を主とする公園にあっては核心地域の海岸線の延長が原則として 10 キロ以上であること。</p>		

1) 自然公園法に関するもの(その2)

法令	種類	指定方法	管理	景観に関する要件(第1要件)	その他の要件	規制等
道立自然公園条例	道立自然公園	北海道知事が関係市町村及び北海道環境審議会の意見を聴き、区域を定めて指定する。	都道府県	<p>●北海道内にある優れた自然の風景地(国立、国定公園に次ぐ、都道府県の風景を代表する傑出した自然の風景であること)。</p> <p>●評価の条件特に定められていない。</p>	前頁に同じ。	<p>●特別地域:下記行為の許可制。</p> <p>(1) 工作物の新築、改築、増築。                  (2) 木竹の伐採。                  (3) 鉱物の掘採、土石採取。                  (4) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼす行為。                  (5) 指定湖沼・湿原への排水設備を設けた汚水・廃水の排出。                  (6) 広告物等の掲出、設置、又は工作物等への表示。                  (7) 屋外における土石その他の知事指定物の集積、貯蔵。                  (8) 水面の埋め立て、干拓。                  (9) 土地の開墾、その他土地の形状変更。                  (10) 高山植物その他指定植物の採取、損傷。                  (11) 山岳に生息する動物その他指定動物の捕獲、殺傷、卵採取及び損傷。                  (12) 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩変更。                  (13) 湿原及びこれに類する指定区域内への指定期間内における立ち入り。                  (14) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の指定区域内での車馬・動力船の使用、航空機の着陸。                  (15) その他、特別地域の風致維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの。</p> <p>●普通地域内:下記行為の届出制。</p> <p>(1) 基準を超える工作物の新築、改築、増築。                  (2) 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼす行為。                  (3) 広告物等の掲出、設置、又は工作物等への表示。                  (4) 水面の埋め立て、干拓。                  (5) 鉱物の採掘、土石採取。                  (6) 土地の形状を変更すること。</p> <p>●利用調整地区内                  指定行為以外の立ち入り制限。</p>

※第一要件の判定について

- (1) 自然風景地を景観の特徴により夫々の風景形式に分類し、その形式が支配する景観区を決定する。
- (2) 評価の対象となる景観要素
  - ・陸上景観：地形地質、地被、自然現象、野生動物、文化景観等を評価する。
  - ・海中景観：海中動植物、海中地形等を評価する。
- (3) 評価の条件（上記のとおり）

2) 自然環境保全法に関するもの(その1)

法令	種類	指定方法	指定	規制等
自然環境保全法	原生自然環境保全地域	<p>環境大臣が都道府県知事及び自然環境審議会の意見を聞き、原生自然環境保全地域が都道府県知事及び自然環境審議会の意見を聞き、原生自然環境保全</p>	<p>●その区域の自然環境が人の活動によつて影響を受けることなく原生の状態を維持しており、かつ、政令で定める面積以上の面積を有する土地の区域</p> <p>●国又は地方公共団体が所有するもの(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により指定された保安林の区域を除く)。</p> <p>●当該自然環境を保全することが特に必要なもの。</p> <p>●1000ha以上(その周囲が海面に接する区域については、300ha以上)の面積を有すること。</p>	<p>●下記行為の許可制(環境大臣)。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 建築物その他工作物の新築、改築、増築。</li> <li>二 宅地造成、土地の開墾、その他土地の形質変更。</li> <li>三 鉱物採掘、土石の採取。</li> <li>四 水面の埋め立て、干拓。</li> <li>五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼす行為。</li> <li>六 木竹の伐採し、損傷。</li> <li>七 木竹以外の植物採取、損傷し、落葉、落枝の採取。</li> <li>八 木竹の植栽。</li> <li>九 動物の捕獲、殺傷、卵の採取、若しくは損傷。</li> <li>十 家畜の放牧。</li> <li>十一 火入れ又はたき火。</li> <li>十二 屋外における物の集積、貯蔵。</li> <li>十三 車馬若しくは動力船の使用、航空機の着陸。</li> <li>十四 そのほか、自然環境保全に影響を及ぼす可能性のある政令で定める行為</li> </ol> <p>●指定行為以外の立入制限地区内への立ち入り。</p>
	自然環境保全地域	<p>環境大臣が都道府県知事及び自然環境審議会の意見を聞き、原生自然環境保全地域が都道府県知事及び自然環境審議会の意見を聞き、原生自然環境保全</p>	<p>●自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なもの。</p> <p>●下記の条件を満たすもの(原生自然環境保全地域を除く)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域(これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。)で1000ha以上のもの(北海道では、標高800m以上の土地の区域に限る。)</li> <li>二 すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域(これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。)でその面積が100ha以上のもの</li> <li>三 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となって自然環境を形成している土地の区域で10ha以上のもの</li> <li>四 その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域でその面積が10ha以上のもの</li> <li>五 その海域内に生存する熱帯魚、さんご、海そうその他これらに類する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海域でその面積が10ha以上のもの</li> <li>六 植物の自生地、野生動物の生息地その他の政令で定める土地の区域でその区域における自然環境が前各号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもののうち、その面積が10ha以上のもの</li> </ol>	<p>●特別地区:下記行為が環境大臣の許可制</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 建築物その他工作物の新築、改築、増築。</li> <li>二 宅地造成、土地の開墾、その他土地の形質変更。</li> <li>三 鉱物採掘、土石の採取。</li> <li>四 水面の埋め立て、干拓。</li> <li>五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼす行為。</li> <li>六 木竹の伐採。</li> <li>七 指定湖沼・湿原への排水設備を設けた汚水・廃水の排出(指定対象の周囲1km以内)。</li> <li>八 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の知事指定区域内における車馬・動力船の使用、航空機の着陸。</li> </ol> <p>●野生動植物保護地区 指定行為以外の、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物(動物の卵を含む)の捕獲、殺傷、採取、損傷。</p> <p>●海中特別地区:略</p> <p>●普通地区:下記行為が環境大臣への届出制</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基準を超える建築物その他の工作物の新築、改築、増築。</li> <li>(2) 宅地造成、土地の開墾、その他土地の形質変更。</li> <li>(3) 鉱物の採掘、土石類の採取。</li> <li>(4) 水面の埋め立て、干拓。</li> <li>(5) 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼす行為。</li> <li>(6) 規則で定める木竹の伐採。</li> </ol>

2) 自然環境保全法に関するもの(その2)

法令	種類	指定方法	指定	規制等
北海道自然環境等保全条例	北海道自然環境保全地域	北海道知事が関係市町村長及び北海道環境審議会の意見を聴いて指定	<p>●自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なもの</p> <p>●下記の条件を満たすもの。</p> <p>(1) 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域で(これと一体で自然環境を形成している土地の区域を含む)100ha以上</p> <p>(2) すぐれた天然林が相当部分を占める森林区域(これと一体で自然環境を形成している土地の区域を含む)で50ha以上</p> <p>(3) 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている区域及びこれと一体となって自然環境を形成している区域で5ha以上</p> <p>(4) 区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域で5ha以上</p> <p>(5) 植物の自生地、野生動物の生息地若しくは繁殖地又は樹齢が特に高く、かつ、学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林の区域で、自然環境が前各号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもので、5ha以上</p>	<p>●特別地区:下記行為が知事の許可制。</p> <p>(1) 基準を超える建築物その他の工作物の新築、改築、増築。</p> <p>(2) 宅地造成、土地の開墾、その他土地の形質変更。</p> <p>(3) 鉱物の採掘、土石類の採取。</p> <p>(4) 水面の埋め立て、干拓。</p> <p>(5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼす行為。</p> <p>(6) 木竹の伐採。</p> <p>(7) 指定湖沼・湿原への排水設備を設けた汚水・廃水の排出。</p> <p>(8) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の指定区域内における車馬・動力船の使用、航空機の着陸。</p> <p>●野生動植物保護地区</p> <p>指定行為以外の、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物(動物の卵を含む)の捕獲、殺傷、採取、損傷。</p> <p>●普通地区:下記行為が知事への届出制。</p> <p>(1) 基準を超える建築物その他の工作物の新築、改築、増築。</p> <p>(2) 宅地造成、土地の開墾、その他土地の形質変更。</p> <p>(3) 鉱物の採掘、土石類の採取。</p> <p>(4) 水面の埋め立て、干拓。</p> <p>(5) 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼす行為。</p> <p>(6) 規則で定める木竹の伐採。</p>
	学術自然環境自景緑地保護地区		<p>●環境緑地保護地区:市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区</p> <p>●自然景観保護地区:森林、草地、山岳、丘陵、溪谷、湖沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区</p> <p>●学術自然保護地区:動物の生息地、植物の生育地及び地質鉱物の所在地のうち、学術上価値のあるものとして保護することが必要な地区</p>	<p>●知事が保全に必要な施設の整備その他の措置を講ずる。</p> <p>●下記行為は知事への届出制。知事は届出行為の禁止、制限、必要な措置の実施命令が可能。</p> <p>(1) 基準を超える建築物その他の工作物の新築・改築・増築。</p> <p>(2) 宅地造成、土地の開墾、その他土地の形質変更。</p> <p>(3) 鉱物の採掘、土石の採取。</p> <p>(4) 水面の埋め立て、又は干拓。</p> <p>(5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼす行為。</p> <p>(6) 規則で定める木竹の伐採。</p> <p>●(学術自然保護地区のみ)植物採取、動物(卵を含む)の捕獲、岩石採取、火入れ、水質を汚濁する行為、その他自然を損傷する行為。</p>
自然環境保全条例	自然環境保全地区		<p>(1) 森林、山岳、草地、丘陵、溪谷、湖沼、湿原、河川、海浜等が所在し、良好な自然景観を形成している土地の区域でおおむね5ヘクタール以上</p> <p>(2) 動物の生息地(繁殖地又は渡来地を含む。)、植物の生育地又は地形若しくは地質の所在地(特異な自然の現象を生じている土地を含む。)で、おおむね1ヘクタール以上</p> <p>(3) 市街地及びその周辺地域のうち、良好な緑地を形成している土地の区域で、おおむね0.5ヘクタール以上</p>	<p>下記の行為が市長の許可制。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>(2) 宅地造成、土地の開墾、その他土地の形質変更。</p> <p>(3) 動物の捕獲又は卵採取。</p> <p>(4) 木竹等の伐採、移植、採取。</p> <p>(5) 鉱物の採掘、土石類の採取。</p> <p>(6) 水面の埋め立て、干拓。</p> <p>(7) 河川、湖沼、湿原等の水位又は水量に増減を及ぼす行為。</p> <p>(8) 湖沼又は湿原の周辺1km以内における、これらに流入する水域又は水路への汚水又は廃水の排出。</p> <p>(9) 広告物その他これに類するものの掲出、設置。</p>

3) 鳥獣保護法に基づくもの

法令	種類	指定方法	指定	規制等
鳥獣保護法	鳥獣保護区	環境大臣又は都道府県知事が指定	<p>環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案してそれぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。</p> <p>一 環境大臣にあっては、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域</p> <p>二 都道府県知事にあっては、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める当該都道府県内の区域であって前号の区域以外の区域</p>	<p>狩猟鳥獣を含め、指定行為以外の鳥獣及び鳥類の卵について、捕獲等又は採取等(採取又は損傷をいう。以下同じ。)をすること。</p>
	(特別保護地区) 鳥獣保護区		<p>環境大臣又は都道府県知事が、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。</p>	<p>下記行為が環境大臣又は都道府県知事(指定者)の許可制。</p> <p>一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>二 水面を埋め立て、又は干拓すること。</p> <p>三 木竹を伐採すること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、指定する区域内において、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為として政令で定めるものを行うこと(下記参照)。</p> <p>次に掲げる行為であって、環境大臣若しくは都道府県知事が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内において行うもの(道路、広場その他の公共の場所において行うものを除く)。</p> <p>一 木竹以外の植物の採取・損傷、落葉若しくは落枝の採取、動物の捕獲若しくは殺傷、又は動物の卵採取若しくは損傷(農林漁業行為を除く)。</p> <p>二 火入れ又はたき火。</p> <p>三 車馬の使用。</p> <p>四 動力船の使用(漁業又は船舶運航事業を除く)。</p> <p>五 犬その他鳥獣に害を加えるおそれのある動物を入れること。</p> <p>六 撮影、録画若しくは録音をし、又は鳥獣の営巣に影響を及ぼすおそれがある方法(環境大臣が指定する方法)により動植物を観察すること。</p> <p>七 球具その他の器具を使用して、野外スポーツ又は野外レクリエーションをすること。</p>

4) 森林法に基づくもの

法令	種類	指定方法	要件等	規制等
森林法	保安林	農林水産大臣	<p>● 次の各号(民有林の場合は第1号から第3号まで)に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林(民有林にあつては、重要流域(2以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するもの)内に存するものに限る)を保安林として指定することができる。ただし、海岸法により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法により指定される原生自然環境保全地域は除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水源のかん養</li> <li>2. 土砂の流出の防備</li> <li>3. 土砂の崩壊の防備</li> <li>4. 飛砂の防備</li> <li>5. 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備</li> <li>6. なだれ又は落石の危険の防止</li> <li>7. 火災の防備</li> <li>8. 魚つき</li> <li>9. 航行の目標の保存</li> <li>10. 公衆の保健</li> <li>11. 名所又は旧跡の風致の保存</li> </ol> <p>● 前項但書にかかわらず、特別の必要があると認めるときは、海岸管理者に協議して海岸保全区域内の森林を保安林として指定することができる。</p>	<p>● 下記行為が都道府県知事の許可制 立木、立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉若しくは落枝の採取、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為。但し、法令で指定している行為(法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合など)はその限りではない。</p> <p>● 択抜、間伐(当該保安林の指定施業要件に定める立木の伐採方法、限度内に限る)の届け出制、植際の義務。</p>

※国有林野経営規定に基づいて設定される保護林は法律による指定ではないため、ここでは掲載しなかった。保護林には、保護の目的に応じて、森林生態系保護地域、森林生物遺伝資源保存林、材木遺伝資源保存林、植物群落保護林、特定動物生息地保護林、特定地理等保護林、郷土の森がある。

本調査の実施および結果のとりまとめにあたっては、次の方々や団体の協力を得た。ここに記して感謝申し上げます（順不同。敬称略）。

（株）苫東、荻野裕子、黒沢隆、黒沢令子、鈴木要、先崎啓究、高田雅之、辻幸治、諸橋淳、諸橋仁美、矢部和夫

現地調査や報告書のとりまとめは、当会職員により次のとおり分担した。

現地調査：浦達也、岡本綾子、加藤和明、加藤七枝、川崎慎二、吉家奈保美、久住洋平、小林豊、坂本さやか、高井健慈、坪本なおみ、富岡辰先、中村聡、法月稚津余、箱田敦只、葉山政治、原田修、宮崎志保、森下祐子、八木典子、山口桂賜、山田泰広

報告書作成：浦達也、大畑孝二、加藤和明、吉南幸弘、高井健慈、葉山政治、原田修

報告書編集：松本潤慶

写真提供：ウトナイ湖サンクチュアリ、江崎逸郎、大畑孝二、先崎啓究、葉山政治、松本潤慶

報告書内の2枚の土地利用図は、勇弘平野湖沼湿原調査報告書（国土地理院 2004）より転載した。また、植生図および自然景観資源・特定植物群落等指定状況の図面については、自然環境情報 GIS（環境庁自然保護局編 1999）を引用した。

## 野鳥保護資料集第19集 ウトナイ湖・勇弘原野保全構想報告書

企画・発行：（財）日本野鳥の会

〒151-0061 東京都渋谷区初台1-47-1 小田急西新宿ビル1F

TEL 03-5358-3517 FAX 03-5358-3608

<http://www.wbsj.org>

編集：（財）日本野鳥の会 ウトナイ湖サンクチュアリ

〒059-1365 北海道苫小牧市植苗150-3

TEL 0144-58-2505 FAX 0144-58-2521

発行日：2006年3月

発行部数：600部

印刷：一耕社

★この報告書は、椿原彦吉さまのご寄付により製作されました。

（無断複製・転載を禁ず）

